

箇月以内ニ之ヲ行フ若シ借地人カ貸付満期後貸付地ノ占有ヲ繼續スル場合ハ占有權ヲ返還シタル後六箇月以内ニ支拂ヲ受クルモノトス

(チ) 貸付地損害ニ對スル報償

第七十八條 一 貸付地損害ニ對シ支拂フヘキ報償額ヲ定ムルニ當リ貸付許可後施シタル公共工事ノ爲メニ其貸付地ノ價值ヲ増加シタル分ハ之ヲ加算スルコトヲ得ス

第七十九條 貸付地損害ニ對スル報償金額ハ收用後六箇月以内ニ於テ之ヲ支拂フヘシ

(リ) 雜件

第八十條 貸付ヲ受ケタル牧畜地飼養力ヲ増加シ又ハ之ヲ改良センカ爲メ善意ニ且ツ大臣ノ満足ヲ得ル程度ニ於テ其貸付地ニ費ヤシタル金額ニ對シテハ飼養ニ關スル條件ノ全部又ハ一部ヲ解除スヘク貸付期限ノ第三年目ノ終迄ニ一方哩ニ付三十志ノ金額ヲ費シ且ツ第七年目ノ終迄ニ一方哩ニ付三磅ノ額ニ達スル金額ヲ費シタル場合ハ飼養條件ノ全部ヲ解除スヘシ又右期限迄ニ前記ノ經費額ニ充タサル場合ハ其額ニ應ジテ飼養條件ヲ解除スヘシ

第八十一條 自今付與セラルヘキ各牧畜地貸付ハ三通式ヲ以テシ之ニ太守カ本法ノ規定及目的ト矛盾セス且ツ之ヲ實施スルニ必要若クハ適當ト認ムル除外例約款約定及條件ヲ記入スヘシ

第八十二條 大臣又ハ其委任ヲ受ケタル者ハ測量検査評價其他總テ大臣ニ於テ皇地法實施上便利若クハ必要ト認ムル目的ノ爲メ何時ニテモ牧畜地ニ入込ムコトヲ得

第八十三條 大臣ハバンドレット内ニ在ル皇地ノ一箇年貸付ヲ許可シ又該皇地ニ於テ家畜放牧ノ爲メ共用免許ヲ與フルコトヲ得此一箇年貸付及共用免許ノ約定及條件ハ規則ヲ以テコレヲ定ム牧畜貸付ニ附シタル土地カバンドレット内ニ組入ララルル爲收用セララルトキハ從來ノ牧畜借地人ハ

牧畜貸付ニ依リ許可セラレタル年限内前記ノ一箇年貸付ニ對シ優先權ヲ有スルモノトス但シ各一箇年貸付ハ當該バンドレット内ノ土地所有者並ニ購買ノ合意ニ依リ右バンドレット内ニ土地ヲ保有スル者ノ土地共用權ニ從フヲ要ス

第八十四條 千八百八十六年十一月十七日以前施行ノ法律ニ據リタル第二種牧畜地ノ各借地人又ハ其不在ナルトキハ監督者又ハ其他右土地ヲ管理スル者ハ貸付期限ノ終ルマテ當時法律ノ命スル家畜ニ關スル報告書ヲ調製シ之ヲ提供スヘシ又總テ前記ノ報告書ニ記入セラレタル家畜ニ關シ納金ヲ要スル者ハ法律ニ從ヒ之ヲ納付スヘシ報告書提供ノ義務ヲ怠リタル場合ニハ處罰ヲ受ク又總テ前記ノ納金義務ニ對シテハ本法及本法ニ依リ廢止セラレタル法律ヲ其議會通過前ト同様ニ勵行スルコトヲ得

第八十五條 千八百八十六年十一月十七日以後ニ付與セラレタルカ若クハ自今付與セラルヘキ第一種第二種及第三種ノ各牧畜地借地人又ハ其不在ナルトキハ監督人又ハ其他右土地ヲ管理スル者ハ毎年二月四月六月八月及十二月ノ第一日ヨリ二十一日間以内ニ前二箇月間其貸付牧畜地ニ在リタル家畜ニシテ借地人ノ所有ニ屬セサルモノノ總數ニ付附屬書甲號ノ書式ニ依リ報告書ヲ調製シ郵便本局ヲ經由シテ之ヲ大臣ニ提供スヘシ此報告書ニハ及フ限り前記家畜ノ所有者及管理者ノ住所氏名ヲ記載スヘシ又同報告書ハ前記家畜無キ場合ニ於テモ之ヲ提供スコトヲ要ス

第八十六條 一 牧畜貸付地以上ニ跨レル隣接地ニシテ一收場トシテ占有セラレ又ハ使用セララル場合ニ於テハ本章ニ定ムル報告書ハ前記土地ノ全部カ一區劃ノ貸付地ニ合マルル場合ト同様ニ調製スルコトヲ得

第八十七條 第八十五條ノ報告書ニハ借地監督人又ハ其他之ヲ調製スル者之ニ署名シ且ツ其正確ナ

ル旨ノ證明ヲ爲スヘシ若シ借地人監督人又ハ其他ノ當事者カ同報告書ヲ調製シ之ヲ提供スルコトヲ怠リ若クハ拒絕シ又ハ之ヲ作ル時借地人ニ屬セサル家畜ノ數ヲ掩蔽スル目的ヲ以テ故意ニ虛偽ノ報告書ヲ提供シタルトキハ右借地人監督人又ハ其他ノ當事者ハ五十磅以下ノ罰金ニ處セラレ罰金怠納ノ場合ニハ六箇月以内所屬州内ニ在ル監獄ニ禁錮セラレヘシ  
大臣又ハ其委任ヲ受ケタル者ハ貸付ノ有無ニ係ラス何等皇地ニ侵入シ前記報告書ノ調製ヲ命セラレタル借地人又ハ其他ノ當事者ニ屬セサル家畜ノ數ヲ算定スルコトヲ得又同一目的ノ爲メ家畜ヲ構内若クハ獸園ニ集メ又ハ總テ其頭數算定上便利ナリト認ムル其他ノ處置ヲ採ルコトヲ得

第八十八條 大臣ハ本法第八十四條ノ報告書ノ寫ヲ直チニ報告書中記載ノ家畜ノ所有者ノ確知セラレタル場合又ハ其保管者ニ送付スヘシ右所有者カ牧畜貸付地ノ保有者ニアラサルカ又ハ所有者ヲ確知シ得サルトキハ大臣ハ警察官皇地看守又ハ其他適當ト認ムル者ヲシテ右家畜ノ所有者若クハ其保管ニ就キ委任證ヲ示シタル後報告書中其所有者又ハ保管者ニ屬スルコトヲ記載セル羊每一頭ニ付一片牛每一頭ニ付六片ヲ要求セシムルコトヲ得但シ此要求ヲ受クヘキ家畜ノ頭數及烙印若クハ其他ノ特徴ハ及フ限リ右委任證中ニ明記セラルヘシ右所有者又ハ保管者ニシテ所要金額ノ請求ヲ受ケタル後二十四時間支拂ヲ怠ルカ又ハ之ヲ拒絕シタルトキハ前記ノ警察官皇地看守又ハ其他ノ吏員ハ前記ノ家畜ヲ抑留スルコトヲ得抑留證中及抑留後飼養ノ費用並ニ前記上納入金額ノ支拂ヲ更ニ五日間延滞シタルトキハ何時ニテモ適宜隨意契約若クハ競争入札ニ付シ之ヲ賣却スルコトヲ得賣却金ハ右抑留賣却ニ關スル費用並ニ既定ノ納入金額ノ支拂ニ充テ若シ餘剩アルトキハ右家畜ノ所有者若クハ保管者ニ返付スヘシ但シ賣却スヘキ家畜ノ數ハ所要ノ支拂ヲ爲スニ必要ト認ムヘキ範圍ヲ超過スルコトヲ得ス

第八十九條 前條ニ舉ケタル要求ヲ爲サシメンカ爲メ總テ大臣署名シ警察官皇地看守又ハ其他ノ吏員ニ權能ヲ與ヘタル文書ハ滯納ノ場合ニ家畜ヲ抑留シ且ツ賣却ヲ行フニ對シ該吏員及其助手ノ職務執行上充分ナル委任證ナリトス

第九十條 牧畜借地人又ハ其牧畜地ノ管理人若クハ保管者ノ承認ヲ經スシテ右牧畜地内ニ放牧スル家畜ノ所有者又ハ保管者ハ右家畜ノ該土地ニ在リタル一日及ヒ其未滿ニ對シ羊一百頭又ハ一百頭未滿ニ付六片牛二十頭又ハ二十頭未滿ニ付六片ヲ前記牧畜借地人管理人又ハ其他ノ當事者ニ支拂フ義務ヲ負フモノトス此支拂延滞ノ場合ハ前記ノ牧畜借地人管理者又ハ其他ノ當事者ハ現在家畜カ該土地内ニアルト然ラサルト間ハ右家畜ヲ抑留スルノ權利ヲ有ス又前記ノ支拂並ニ右家畜ヲ抑留シタル期間ニ對シ前記同率ノ支拂ヲ五日間延滞シタル場合ハ右家畜ヲ隨意契約又ハ競争入札ニ附シ適宜之ヲ賣却スルコトヲ得賣却金ハ抑留並ニ賣却ニ關スル總費用及前記ノ牧畜借地人管理者又ハ其他ノ當事者ニ支拂フヘキ金額ニ充テ若シ餘剩アルトキハ前記家畜ノ所有者又ハ其保管者ニ之ヲ返付スヘシ但シ賣却スヘキ家畜ノ數ハ所要ノ支拂ヲ爲スニ必要ト認ムヘキ範圍ヲ超過スルコトヲ得ス又此規定ハ千八百六十三年スキヤツプ法第三條ノ規定ニ毫モ影響ヲ與ヘサルモノト解釋スヘシ

第九十一條 太守ハ適當ト認ムルトキ何時ニテモ政府ノ收用シタル土地又ハ返還受理ノトキ滿期ト成ルヘキ他ノ牧畜貸付ニ依リ同一借地人ノ所有スル土地ニ隣接セル牧畜貸付地ノ返還ヲ受理シ且ツ其所有ヲ回收スルコトヲ得但シ本條ハ時効ニ依リ千八百九十三年十二月三十一日以後滿期ト成ルヘキ何等貸付ニ適用セス

第九十二條 前條ノ場合ニ於テ牧畜借地人ハ返還ニ係ル貸付カ時効ニ依リ滿期ト成リタル場合ニ支

拂ヲ受クル權利アルト同様ニ其施設シタル改良ニ對シテ支拂ヲ受クル權利ヲ有ス但シ該返還貸付地カ貸付若クハ賣拂ニ付セラルルカ又ハ時効ニ因リ滿期ト成ルニアラサル限り何等支拂ヲ爲スコトヲ得サルモ改良ニ對スル評價ハ返還後成ルヘク速カニ之ヲ行フヘシ

第九十三條 總テ收畜貸付ヲ沒收セラレタル者ハ更ニ該貸付地ノ借地人轉借人又ハ讓受人トナリ又ハ其全部若クハ一部ノ占有人トナルコトヲ得ヌ又總テ此規定ニ違反シタル行爲若クハ取引ハ絕對的ニ無効トシ之ニ因リテ得タル土地貸付ハ沒收セラル可シ

第五章

鑛業上ノ貸付及免許

第九十四條 鑛區貸付ハ鑛業上ノ目的ノ爲メ八十英町以内ノ區劃ニ於テ先願ノ個人又ハ會社ニ許可スルコトヲ得

總テ該貸付ノ出願書式及手續ハ規則ヲ以テ之ヲ定ム

第九十五條 各鑛區貸付ハ其出願期日ニ最モ近キ六月三十日又ハ十二月三十一日ヨリ起算シ九十九箇年以内ノ期限トシ此期限内借地人ハ金鑛ヲ除ク外總テ貸付地ニ在ル金屬及鑛物ヲ採掘シ之ヲ自己ノ利益ニ供スルコトヲ得

第九十六條 出願當時既ニ改良ヲ加ヘラレタル鑛區ノ貸付ヲ出願スル者ハ其許可前大臣ノ定ムル該土地ノ改良代價ヲ國庫ヘ納付スヘシ

第九十七條 各鑛區貸付ノ一箇年地代金ハ一英町ニ付一志トシ且ツ更ニ該貸付地ヨリ得タル金屬及鑛物ノ賣拂並ニ該鑛區ニ於ケル鑛業ヨリ得タル純益金每一磅ニ付六片ヲ課ス右地代金ハ毎年二月二十八日及八月三十一日迄ノ二期ニ分チアデレドニ於ケル國庫ヘ納付スヘシ之ニ違反スル者ハ

後ニ規定セル罰金ニ處ス

第九十八條 地代金ノ額ヲ定メンカタメ鑛區ノ借地人又ハ管理者ハ毎年六月三十日及十二月三十一日後三十日以内ニ附屬書ノ丙號ニ依リ前六箇月間ニ於テ貸付地ノ事業ヨリ生シタル總益金及純益金額ヲ證明シ又ハ何等利益ナキコトヲ證明スル正確ナル報告書ヲ大臣官房ニ提供スヘシ

故意ニ虛偽ノ報告ヲナセル借地人又ハ其他ノ者ハ每犯五十磅以上五百磅以下ノ罰金ニ處ス  
右報告書ノ確實ナルヤ否ヤヲ定ムル爲メ總テ大臣ノ任命セル者ハ何時ニテモ帳簿證書及其他貸付地若クハ之レヨリ生スル金屬若クハ鑛物ニ關スル文書類ヲ檢閲シ之カ拔萃ヲ爲スコトヲ得前記ノ檢閲ヲ拒絕シ又ハ拔萃ヲ爲スコトヲ妨害スル借地人又ハ其他ノ者ハ每犯二十磅以上一百磅以下ノ罰金ニ處ス

第九十九條 各鑛區貸付ニハ借地人ノ履行スヘキ左ノ約款ヲ記載スルヲ要ス

- 一 借地人ハ規定ノ時期ニ規定ノ地代金ヲ納付スルコト
- 二 借地人ハ大臣ノ許可狀ナクシテ採鑛冶金又ハ其他總テ地内ノ金屬又ハ鑛物ヲ市場ニ販賣スルニ適セシムル行爲以外ノ目的ニ對シ貸付地ヲ使用セサルコト
- 三 借地人ハ貸付期間中毎二箇年間ニ貸付地一英町ニ付鑛業上少クモ六磅ヲ投資スヘク又ハ借地人ノ便宜ニ依リ貸付期間中毎年九箇月間右土地ヨリ金屬又ハ其他ノ鑛物ヲ試掘若クハ採掘スル爲メ貸付地二十英町若クハ其未滿毎ニ鑛夫一人以上ヲ使用スヘク且ツ大臣ノ命アルトキハ直チニ充分ナル證據ヲ添ヘ右投資金額又ハ使用人員ヲ報告スルコト
- 四 借地人ハ本章並ニ規則ノ各項ヲ遵守シ且ツ其命スル報告書ヲ提供スルコト
- 五 借地人ハ總テ其貸付地ニ隣接シタル收畜地ノ占有人及其飼養スル家畜ヲシテ何時タリトモ借

地人ニ於テ加工セサル貸付地内ノ何等地面又ハ水面ニ出入スルノ自由ヲ得セシメ且ツ牛羊其他ノ家畜ノ飲料其他一般ニ占有人ノ利益ノ爲メニ其收用ヲ得セシムルコト

六 其地總テ大臣カ適當ト認ムル約款及條件

各貸付ニハ總テ借地人カ以上ノ條件ニ違反シタルトキハ貸付ヲ沒收スヘキ旨附記スヘシ

第一百條 隣接シタル二箇以上ノ鑛區ノ借地人ハ書面ヲ以テ右二箇以上ノ貸付ノ返還ヲ大臣ニ申告シ

更ニ一ノ鑛區貸付ヲ受クルコトヲ得其申告書ハ左ノ様式ニ依ルヘシ

私儀何地何ノ難事從來第何々號ノ鑛區借地人ニ有之候處今般此等ヲ返還シ更ニ千八百八十八年

皇地法ニ依リ一ノ鑛區貸付ノ許可ヲ得度候ニ付此段及申告候也

年月日

何某

皇地大臣殿

第一百一條 大臣ニ於テ前條ノ申告書ヲ受理シタルトキハ太守ハ同申告書ニ示シタル貸付ノ返還ヲ許

シ新規ノ鑛區貸付ヲ許可スルコトヲ得本條ニ依リ許可スル各貸付ニ對スル條件及其他總テノ點ハ

本法ニ依リ許可シタル他ノ鑛區貸付ト同一トス但シ八十英町以上ノ貸付ヲ許可スルコトヲ得ス

第一百二條 大臣ハ規則ニ準據シ鑛區貸付ニ依リ保有サル隣接地ノ各別ノ借地人ニ其等貸付ヲ合併

スルコトヲ許シ又ハ其等貸付ヲ返還シ其等ニ包含スル土地ノ鑛區貸付一若クハ一以上ヲ受クルコ

トヲ許可スルコトヲ得

第一百三條 各鑛區借地人ハ書面ヲ以テ大臣ニ申告シ其保有セル鑛區貸付ヲ返還スルコトヲ得

第一百四條 大臣ハ一件毎ニ二十志ノ手數料ヲ納メタル者ニ八十英町以内ノ特定鑛區ニ於テ金ヲ除ク

外總テノ金屬及鑛物ヲ探索スル免許ヲ與フルコトヲ得

右免許ハ許可ノ日ヨリ十二箇月間有效ニシテ規則ニ從ヒ免許人及其讓受人雇人及鑛夫ハ免許期間

内右土地ヲ試掘シ且ツ標本及分析ニ供スル限リ金ヲ除クノ外一噸以内ノ金屬及鑛物ヲ搬出スルコ

トヲ得又前記免許ヲ保有スル者ハ其期間内免許地ノ鑛區貸付ニ對スル優先權ヲ有スルモノトス但

シ特定鑛區貸付ニ依リ一人一時ニ八十英町以上ノ鑛區ヲ保有スルコトヲ得ス

第一百五條 前條ノ免許ヲ有スル者ハ免許期間内九箇月間規則ニ從ヒ免許地ニ於テ金屬及鑛物ヲ探索

及採掘スル爲メ少クトモ一人ノ鑛夫ヲ使用スヘク且ツ大臣若クハ規則ノ命スル所ニ據リ何時ニテ

モ本條ノ義務ヲ盡シ若クハ盡セルコトヲ證明スヘキ充分ナル證據ヲ提供スヘシ

本條ノ規定ヲ履行セサル免許人ハ其免許及之ニ附帶スル總權利ヲ沒收セラルヘシ

第一百六條 前條ノ鑛區免許ヲ有スル者ハ豫メ書面ヲ以テ大臣ノ許可ヲ經タルトキハ標本及分析ニ供

スル限リ金ヲ除ク外二十噸以内ノ鑛物及金屬ヲ該免許地ヨリ搬出スルコトヲ得

第一百七條 大臣ハ一件毎ニ二十志ノ手數料ヲ納メタル者ニ何等鑛地ニ於テ金ヲ除キ他ノ金屬及鑛物

ヲ探索シ得ル免許ヲ與フルコトヲ得

右免許ハ許可ノ日ヨリ十二箇月間有效ニシテ規則ニ從ヒ免許人ハ免許期間内何等鑛地ヲ探索シ試

掘シ又標本及分析ニ供スル限リ金ヲ除クノ外一噸以内ノ金屬及鑛物ヲ該鑛地ヨリ搬出スルコトヲ

得又免許人ハ免許期間内其金屬又ハ鑛物ヲ發見シタル鑛地(八十英町以内)ノ貸付ニ對シテ優先權ヲ

有スルモノトス

第一百八條 總テ鑛區免許ハ金鑛採掘ノ爲メ占有セラレタル土地ニハ之ヲ適用セス

第一百九條 金鑛採掘貸付ヲ受ケタル者ハ規則ニ據リ該金鑛採掘貸付ニ包含スル土地ノ鑛區貸付ヲ受

クルコトヲ得且ツ其貸付ニ對シ優先權ヲ有ス

第一百十條 金以外ノ鑛物採掘ノ爲メ既ニ許可サレタル貸付若クハ自今許可スヘキ貸付ニ依レル借地人ハ時効ニ依リ貸付満期ト成リタルトキ評價ヲ以テ定メラルヘキ罰金又ハ打歩金ヲ納付シ規則ニ從ヒ本章ニ依レル貸付満期ノ土地ニ對シ更ニ貸付ヲ受クルコトヲ得

第一百十一條 借地人ニ於テ前條ニ舉クル貸付繼續ノ權利ヲ拋棄シタルトキ又ハ鑛區貸付ノ沒收セラレタルトキ該土地ノ貸付若クハ新規鑛區貸付ハ大臣ノ定ムル公示價格ヲ以テ一大割若クハ數大割トシテ競争入札ニ附スヘシ

第一百十二條 總テ第四百四條ニ依リテ免許ヲ有スル者ハ規則ニ從ヒ何時ニテモ其貸付ヲ返還スルコトヲ得

第一百十三條 千八百八十五年金鑛採掘法又ハ本法ノ規定ニ拘ハラヌ鑛業ヲ目的トセル會社ニシテ現行法律ニ據リ適法ニ登録セラレタルモノハ十二件以下ノ金鑛採掘貸付又ハ鑛區貸付ヲ受クルコトヲ得

第一百十四條 千八百七十一年法律第二十六號ニ依リテ付與セラレ本法通過ノ當時效力ヲ有スル金鑛採掘貸付ノ各借地人ハ書面ニ依リ大臣ノ許可ヲ經テ右貸付ヲ返還スルコトヲ得又規定ノ手数料ヲ納付スルトキハ千八百八十五年金鑛採掘法ニ依リ返還貸付ニ換ヘ新規貸付ヲ受クルコトヲ得

第一百十五條 從來許可セラレ若クハ自今許可セラルヘキ金鑛採掘貸付ニ依リ隣接地ヲ保有スル借地人ニシテ其境界ヲ變更シ若クハ整理セントスルトキハ前記貸付ヲ返還シ其全部若クハ一部ノ新規貸付ヲ受クルコトヲ得其期限ハ返還セル貸付ノ殘期間トシ其他ノ條件ハ總テ返還セル貸付ト同一ナリトス但シ新規貸付ハ二十英町ヨリ大ナルコトヲ得ヌ又返還セル貸付ニ屬シ新規貸付ニ屬セサル土地ニ關シテハ地代金若クハ其他ノ支拂ヲ爲スニ及ハス

第六章

雜種ノ貸付及免許

第一百十六條 皇地又ハ官ニ屬シ若クハ其保管ニ係ル土地ニ於テ石炭、鳥糞、石油其他ノ有價物、金屬鑛ヲ除クテ誠實ニ發見シタル者ハ前記土地ノ貸付ヲ受クルコトヲ得右貸付ハ太守カ適當ト認メ且ツ規則ノ定ムル條件ヲ付シテ許可スヘシ但シ一人ニテ一時ニ六百四十英町以上ヲ保有スルコトヲ得ス前記貸付ハ貸付ノ日ヨリ一箇月以内ニ各其謄本一通ヲ上下兩院ニ提供スヘシ若シ議會開會中ナラサルトキハ次期ノ議會開會後一箇月以内ニ之ヲ提供スヘシ

千八百七十一年法律第二十六號、金鑛採掘及其他ノ目的ニ關スル法律修正法第二十二條ノ規定ニ係ハラヌ官有荒蕪地貸付ヲ許可スルコトヲ得但シ其土地カ前記ノ修正法通過以前ニ收畜ノ爲メ付與セラレタル貸付地内ニ在ルヲ妨ケス

第一百十七條 太守カ適當ト認ムル地代金及條件ヲ以テ二十一箇年以内ヲ期限トシ一百平方哩以内ノ大割ニテ土人保存地ノ貸付ヲ許可スルコトヲ得

前記貸付ハ其土地カ土人ノ爲メニ必要ニシテ且ツ其用ニ供セルコトヲ太守ノ満足スル通り證明セラル限リ貸付ヲ繼續スルコトヲ得

第一百十八條 官ニ於テ使用セサル官有建造物又ハ皇地又ハ官ニ屬スルカ若クハ其保管ニ係ル土地ハ貸付許可ノ日ヨリ二十一箇年以内ヲ期限トシ太守カ適當ト認ムル條件及地代金ニテ左ノ目的ノ爲メ貸付ヲ許可スルコトヲ得

- 一 鳥糞又ハ其他ノ肥料ヲ採集搬出スル爲メ
- 二 石類、粘土及其他ノ土壤ヲ採取搬出スル爲メ

- 三 旅舎倉庫鍛工場麵包製造所其他總テ人口稀少ノ土地ニ於テ太守カ認可スル實業上ノ建築物敷地ノ爲メ
  - 四 浴舎浴場驛遞所又ハ收稅所ノ敷地ノ爲メ
  - 五 製革所製造所木挽所又ハ製紙所敷地ノ爲メ
  - 六 埠頭馬頭壁棧橋陸揚場及物置場敷地ノ爲メ
  - 七 鑛泉場ヲ營ム爲メ
  - 八 船舶又ハ端艇ノ建造及修繕ニ要スル敷地ノ爲メ
  - 九 製鹽ノ爲メ
  - 十 鑛鑛所若クハ其他總テ太守ノ認可スル工場敷地ノ爲メ
  - 十一 本章ニ依リ免許セラルヘキ何等目的ノ爲メ
  - 十二 其他總テ太守ノ認可スル目的ノ爲メ
- 第一百九條 前條ノ各貸付ハ大臣カ競賣前四週間以上官報ニ告示シテ定ムヘキ時期場所及公示地代金ヲ以テ競争入札ニ附シ最高入札者ニ許可セラルヘシ但シ本條ニ依リ競賣ニ附シタルモ未タ賣拂ハレサル土地ハ爾後何時ニテモ大臣ノ定ムル公示地代金ニテ之ヲ貸付スルコトヲ得若シ同一區劃ニ對シ二人以上ノ出願者アルトキハ抽籤ニ依リ之ヲ決スヘシ
- 第二十條 第一百八條ニ依リ許可ヲ受ケタル各貸付ニハ借地人ニ於テ貸付ヲ受ケタル目的ニ違ハスシテ善意ニ之ヲ使用シ他ノ目的ニ使用セサルヘキ約款及其他總テ太守カ適當ト認ムル約款並ニ約路違背ノ場合ニ受クヘキ沒收ニ關スル規定ヲ記載スヘシ
- 第二十一條 秣收及耕作ノ爲メ又ハ單ニ秣收ノミノ目的ニテ何等皇地法ニ依リ許可セラレタル現

在雜種貸付ノ借地人ハ大臣ノ許可ヲ經スシテ樹木ヲ伐採若クハ毀損セサル限りハ右貸付ヲ沒收セラルコトナク貸付地全部ヲ耕作ニ供スルコトヲ得

第二十二條 大臣又ハ其委任ヲ受ケタル者ハ免許狀ニ記載セラルル皇地及官ニ屬シ又ハ其保管ニ係ル其他ノ土地ニ入込ミ且ツ枯損木若クハ立木ヲ伐採シ砂礫岩石粘土又ハ土砂ヲ採取スル爲メ之ヲ占有スル免許ヲ與フルコトヲ得又免許狀ニ記載セラルル皇地及收畜貸付地ニ入込ミ且ツ鹽類鳥糞肥料貝類海藻類ヲ採取スル爲メ之ヲ占有スル免許ヲ與フルコトヲ得

第二十三條 大臣及其委任ヲ受ケタル者ハ免許狀ニ記載セラルル皇地寄附地保存地若クハ收畜貸付地ニ入込ミ且ツ左ノ目的ノ爲メ之ヲ占有スル免許ヲ與フルコトヲ得

- 一 漁業者ノ住宅及干場ノ爲メ
- 二 製造場製革所屠畜舎棟瓦場若クハ石灰場又ハ木挽所ノ爲メ
- 三 家畜及其他ノ動物ヲ之ニ放牧スル爲メ(收畜貸付地ヲ除ク)
- 四 本章ニ依リ貸付ヲ許可スヘキ何等目的ノ爲メ
- 五 其他總テ大臣ノ認可シタル目的ノ爲メ

第二十四條 本章ニ依リテ下付スル各免許狀ハ之ニ下附ノ日附ヲ記入シ日附ノ當日ヨリ一箇年以内効力ヲ有スルモノトス免許人ハ大臣カ適當ト認ムル手数料ヲ納付シ大臣ノ定ムル制限及條件ニ從フヘシ

第二十五條 大臣ハ官報ニ告示シ何人ニ限ラス其正當免許ヲ受ケタル者又ハ其他特權ヲ得タル者ト雖モ同告示中ニ舉クル何等土地ヨリ立木枯損木又ハ一定種類ノ樹木及樹皮ヲ伐採シ又岩石砂礫壤土粘土並ニ其他ノ土類ヲ採取スヘカラサル事及ヒ何等皇地法ニ依リ與ヘラレタル免許ニ伴フ權

利ヲ前記ノ土地ニ於テ行使スヘカラサル事ヲ告示スルコトヲ得免許人又ハ其他特權ヲ有スル者ニシテ該官報告示後之ニ違背シタルトキハ其免許及其他ノ特權ハ無効ニ歸スヘシ

第七章

勞働者ニ與フル小割地貸付

第二百二十六條 大臣ハブリーニンデイー、ポイント、マクリー及ポイント、ビヤースニ於ケル土人ノ使用及占有ノ爲メ保存セラレタル土地ヲ除ク外本州ニ居住スル土人ノ使用及利益ノ爲メニ保存セラレタル土地及何等皇地ヲ二十英町以内ノ區劃ニ測量セシメ本法第二章ニ依リ貸付ニ附スルコトヲ得

第二百二十七條 滿十八歳以上ニシテ自己ノ勞働ヲ以テ生計ヲ營ム者ノ外何人タリトモ前條ノ貸付ヲ受クルヲ得ス又本章ノ規定ニ依リ一人ニ付二十英町以上ノ貸付ヲ受クルコトヲ得ス

第二百二十八條 右貸付ニ對スル地代金ハ毎年之ヲ前納スヘク又借地人ハ毎年九箇月間自ラ其土地ニ住居スルコトヲ要ス右貸付ニハ借地人カ大臣ノ許可ヲ經スシテ貸付地ノ讓渡轉貸又ハ其他ノ引渡ヲ爲ササル約款及其他大臣ノ必要ト認ムル條件ヲ包含ス

第二百二十九條 借地人ニシテ三箇月間規定ノ地代金納付ヲ怠ルカ又ハ其土地ニ居住ノ義務ヲ果ササル場合ニハ該貸付ヲ無効トシ土地ハ總テ之ニ施シタル改良物件ト共ニ官ニ復歸シ皇地ト成ルモノトス但シ大臣ニシテ適當ト認ムルトキハ前記土地ノ沒收ヲ行ハス之ニ換ヘテ罰金ヲ科スルコトヲ得

第三百十條 借地人ノ妻又ハ其家族ノ一人ニシテ自ラ貸付地内ニ居住スル場合ハ之ヲ借地人自身ノ居住ト看做ス

第三百十一條 總テ借地人ハ其貸付地カ旅行家畜保存地ニ接近シ若クハ其一部ヲ爲ス場合ニ於テ家畜ノ侵入スルモノアルモ監禁スルコトヲ得ス但シ家畜侵入ヲ妨クニ足ルヘキ堅牢ニシテ高サ四呎以上ノ柵ヲ以テ圍繞シタルトキハ此限ニアラス

第八章

競賣ニ於ケル詐偽

第三百二十二條 本法ニ依レル何等競賣ニ入札セス又ハ競争ヲ爲ササル爲メ又ハ一定ノ金額ニノミ入札シ又ハ競争ヨリ退ク爲メ又ハ其他總テ競賣上自由競争ヲ妨クル行爲ヲナスカ爲メ其報價トシテ直接若クハ間接ニ金品其他ノ利益報酬ヲ與フヘキ書面又ハ其他ノ方法ニ依レル合意ハ全然不法ニシテ無効ナリトス

第三百二十三條 競賣ノ場合ニ代理人ト成リ入札スル者ニ購買金額ノ二分五厘以上支拂フヘキ合意ハ絶對的不法ニシテ無効ナリトス

第三百二十四條 本法ニ依リ無効タルヘキ合意ニ基キ若クハ不法タルヘキ商議又ハ協定ニ對シ金品手形其他ノ報酬ヲ直接若クハ間接ニ受納シタルモノハ之ヲ沒收セラルヘシ又右報酬若クハ之ニ相當スル金額ニ對シ其收受後十二箇月間以内ニ訴求スル者ハ之ヲ回復スルコトヲ得

第三百二十五條 競賣ノ場合ニ適法ニ委任ヲ受ケタル代理人ニシテ其委任者以外ノ購買若クハ借地希望者ニ對シ何等特定ノ方法ニテ入札スヘク若クハ入札セサルヘク若クハ或特定ノ方法ノ外ハ入札セサルヘク若クハ一定ノ範圍ニ限リ入札スヘク若クハ或土地又ハ貸付ニ限リ入札スヘク申込ミタルトキ又ハ本法ノ規定ニ依リ不法タルヘキ合意ヲ爲スコトヲ申込ミタルトキハ右申込又ハ不法合意ノ主體タル土地又ハ貸付ノ全價額ヲ沒收シ若シ其全價額一百磅ニ滿タサル場合ハ一百磅ノ罰金ニ處スヘシ又右沒收セラレタル金額ニ對シ前記申込ノ時ヨリ十二箇月間以内ニ訴求スルトキハ之

ヲ回復スルコトヲ得

第三百三十六條 競賣ノ場合ニ本章ニ依リ不法且ツ無効タルヘキ合意ヲ結ヒ又ハ本章ノ規定ニ依リ沒收又ハ過怠金ニ處セラルヘキ合意又ハ協定ヲ爲サンコトヲ購買若クハ借地希望者ニ申込ミ又ハ前條ニ擧ケタル申込及將來ノ入札購買若クハ競争ニ付キ又ハ總テ將來ノ競賣ニ於テ前記希望者ノ取ルヘキ特定方法ニ付キ脅迫ヲ以テ申込ヲ爲ス者ハ其申込又ハ不法合意ノ主體タル土地又ハ貸付ノ全價額ノ二倍ヲ沒收シ若シ其全價額二百磅ニ滿タサル場合ハ二百磅ノ罰金ニ處スヘシ又右沒收セラレタル金額ニ對シ前記申込ノ時ヨリ十二箇月以内ニ訴求スルトキハ之ヲ回復スルコトヲ得

第三百三十七條 本章ニ依レル訴訟又ハ手續上總テ合意ノ當時者並ニ其脅迫ノ有無ヲ問ハス申込ヲ爲シ若クハ之ヲ受ケタル者ハ右合意又ハ申込ニ關スル總テノ事項ニ付キ立證ノ責ヲ負フモノトス但シ證人トシテ召喚セラレ前記ノ合意又ハ申込ニ關スル總テノ事項ニ答ヘタルトキハ前記ノ合意若クハ申込ニ關スル共謀ニ對シテ何等ノ告發又ハ起訴ヲ受ケサルヘシ又起訴ニ先チ本章ニ依レル訴訟又ハ手續上法廷ニ於テ宣誓ノ上事實ヲ充分申立テタル者ハ本法違犯ノ行爲ニ關シ共謀罪ヲ以テ問ハレサルモノトス

第九章

第三百三十八條 購買契約又ハ購買權附貸付ニ含マレタル耕作ニ關シ何等皇地法ニ依レル總テノ條件及契約ニシテ本法通過ノ時ニ效力ヲ有スルモノハ之ヲ廢止ス又同法ニ依リ許可セラレ本法通過ノ時ニ效力ヲ有スル何等貸付ニ含マレタル住居ニ關スル總テノ約款及條件本人又ハ代人ノ居住ニ關スル約款又ハ條件ニシテ購買權附貸付ニ含マルモノヲ除クハ之ヲ廢止ス

第三百三十九條 本法通過ノ時ニ購買契約ニ依リ若クハ購買權附貸付ニ依リ皇地ヲ有スル者ハ自己又ハ自己以前ノ借地人カ其土地ヲ所有シタル日ヨリ滿六箇年ヲ經過シタル時又ハ右期間後其契約又ハ貸付ノ有効期間中何時ニテモ購買ヲ完了シ且ツ當時納付スヘキ購買代金及成規ノ手数料ヲ納付シテ其土地ノ所有權ヲ得ヘシ但シ大臣ハ何時ニテモ購買人ヲシテ其契約又ハ貸付ノ條件ヲ六箇年間繼續シ善意ニ履行シタルコトヲ證セシムルコトヲ得且ツ右賣拂ヨリ生スル總金額ハ千八百八十八年六月三十日現在本州歳入ノ不足又ハ之ニ對シ發行セル大藏證券ニ依リ借入レタル金額支拂ノ基金ト成ルモノトス

第四百十條 總テ教育基本委員ノ保管スル土地ノ貸付ハ自今永代貸付タルヘシ該土地ハ總テ其ノ種別地積及地代金ノ決定貸付出願ノ方法及其處分貸付ノ條項及條件地代金ノ定期再評價及再評價ニ服セサル場合ノ處置其他一切ハソドレド内ニ在ル皇地カ本法第二章ニ依リ永代貸付ニ附セラレタル場合ト同様ニ取扱ハルモノトス  
大臣ハ區ノ土地會議ノ同意ニ依リ教育基本土地ニシテ貸付シタル土地ニ關シ納付スヘキ地代金ヲ輕減スルコトヲ得

右輕減ニ關スル報告ハ其理由ヲ添ヘ毎年議會開會後一箇月以内ニ於テ之ニ提供スヘシ  
第四百十一條 總テ抵當トナシタル契約又ハ貸付ハ本法第二章ニ依リ返還スルコトヲ得又總テ抵當トナシタル貸付ハ返還前抵當權者ヨリ書面ニテ承諾ヲ得ナル限り前條ニ於テ與ヘラレタル權利ニ依リ之ヲ返還スルコトヲ得又抵當權者ニ於テ異議ナキトキハ新貸付ヲ行ヒ之ヲ抵當ト爲スコトヲ得セシムヘシ此場合ニハ之ヲ該新規貸付ニ記載シ返還契約又ハ貸付ニ代ハレル新規貸付ノ抵當ト同様ニ解釋シ又之ト同一ノ效力ヲ有スヘシ



第四百十二條 十八歳未満ノ者ハ借地人又ハ免許人ノ代表者トシテ貸付若クハ免許ヲ受クルニアラサル限り本法ニ依リ貸付又ハ免許ニ含まレタル土地ヲ直接又ハ間接ニ所有スルコトヲ得ス  
十八歳以上ノ未成年者ニ付與シタル貸付又ハ免許ニ要スル總テノ約款及條件ハ成年者ト同様ニ之ヲ拘束スヘシ

第四百十三條 太守ハ官報ニ告示シ土地ニ關スル願書ヲ受理シ土地賣拂ノ事務ヲ處理シ其他本法ノ規定ヲ執行スル爲メ土地局ノ場所ヲ指定シ又ハ變更スルコトヲ得

第四百十四條 大臣ハ本法ニ依リ適當ト認ムル場所及期日ニ於テ競賣ヲ行ハシムルコトヲ得又該競賣ヲ管理セシムル爲メ役員ヲ任命スルコトヲ得但シ競賣ノ期日場所及競賣ニ附スヘキ土地カ本法中競賣ニ付規定セル手續及期間ニ從ヒ官報ニ告示ヲ經サル限り競賣ヲ行フコトヲ得又官報告示期間ニ關シ本法中明カニ規定ナキ場合ハ前記ノ競賣執行期日前一箇月以上三箇月以内トス

第四百十五條 大臣ヨリ委任ヲ受ケタル者ハ競賣免許ヲ有セスシテ本法ニ依リ競賣ヲ爲スコトヲ得  
第四百十六條 大臣ニ何時ニテモ皇地ノ貸付又ハ賣拂ヲ撤回スルコトヲ得又撤回シタル土地ヲ再ヒ貸付又ハ賣拂ニ付セントスルトキハ先ツ一箇月間官報ニ告示スヘシ

第四百十七條 大臣ハ本法ノ規定ニ拘ハラズ金銀銅又ハ其他ノ礦物ヲ含有シ又ハ含有ノ見込アル土地若クハ公共目的上保存スヘキモノト認メタル土地ニ付購買權附貸付又ハ購買ヲ出願スルモノアルトキハ之ヲ拒絶スルコトヲ得

第四百十八條 總テ太守カ公共ノ目的ノ爲メ保存シ又ハ寄附シタル土地ノ監督及管理ハ其保存又ハ寄附期限中及之ヲ他ニ付與スル迄ハ大臣ニ委任スヘシ又該土地ノ保存又ハ寄附期限中ハ皇地ト看做スヘシ(本法第二章ニ依リ賣拂又ハ貸付スル場合ヲ除ク)但シ市團體又ハ區會ノ管理ニ屬スル土地

ハ此限りニアラス

第四百十九條 大臣又ハ其委任ヲ受ケタル者ハ用水ヲ得シカ爲メ何等皇地法ニ依リ付與シタル貸付地ニ入込ムコトヲ得又水ヲ索メ且ツ之ヲ保護スル爲メ鑿井水堰貯水池築堤其他必要ト認ムル工事ヲ起スルコトヲ得

大臣又ハ其他ノ者カ水ヲ發見シ又ハ之ヲ保護スル場合ハ太守ハ直チニ其井又ハ其他ノ場所並ニ之ニ隣接スル貸付地一平方哩以内ヲ收用スルコトヲ得收用ニ對スル報償ハ大臣カ發見シ又ハ保護シタル水ニ關スルモノヲ除キ前ニ規定シタル所ニ依リ借地人ニ支拂フヘシ

第四百十條 太守ハ前條ニ依リ收用シタル土地ヲ隨意契約ヲ以テ前借地人又ハ其他ノ者ニ貸付シ又ハ之ヲ競賣ニ付スルコトヲ得

各貸付ハ借地人ニ於テ貸付期限中貸付地ニ關シ納付スヘキ總テノ地代金及租稅ヲ納付シ貸付地ニ於ケル總テノ建造物井水堰貯水池築堤溝渠及水溝ヲ維持シ且ツ之ニ相當ノ修理ヲ加ヘ又貸付期限中大臣ノ認可ヲ經テ該貸付地ニ一ノ家屋ヲ建設シ公衆ノ用ニ供シ且ツ右家屋ニ付キ免許ヲ得タルトキハ該免許ヲ撤回セラレルカ如キコトナク又ハ其都度繼續シテ免許ヲ受クル様適當ニ之ヲ管理シ其他貯水ニ關スル諸種ノ設備ヲ爲スヘク又正當ナル請求ヲ受ケタル時ハ何時ニテモ家畜ニ水ヲ供給スヘク其他太守カ適當ト認ムル約定及條件ヲ含ムモノトス

第四百十一條 前條ノ各借地人ハ旅行家畜及公衆ノ用ニ供シタル水ニ對シ大臣ノ認可ヲ經テ相當ノ料金を請求スルコトヲ得

第四百十二條 大臣ハ沼澤地改良上必要ナル行爲ヲナスコトヲ得且ツ從前同一目的ノ爲メ大臣ノ爲シタル行爲及其爲サシメタル行爲ハ全ク有效ナリトス

總テ沼澤地改良ノ場合ハ大臣ハ家畜ノ用ニ供スル爲メ該改良地ニ公共給水所ヲ建設スルコトヲ得  
**第五十三條** 何等皇地法ニ依リ付與シタル貸付ノ地代金ハ帝國臣民ニ關スル限り總テ地代金又ハ  
 科料カ法律ニ依リ徵收セラレ又ハ回復セラルト同一ニ大臣之ヲ徵收シ又ハ回復スルコトヲ得又  
 差押ヲ行フ場合ハ大臣ノ署名セル命令書ハ充分ナル差押命令タルヘシ

**第五十四條** 何等皇地法ニ依リ付與シタル貸付ニ付キ納付スヘキ地代金又ハ其他ノ金額ヲ納付期  
 日ニ納入セサルトキハ該金額ノ百分ノ五ノ過怠金ヲ徵スヘシ又地代金又ハ其他ノ金額ニ過怠金ヲ  
 添ヘ期日後一箇月以内ニ納入セサルトキハ更ニ百分ノ十ノ過怠金ヲ附加スヘシ又其後更ニ一箇月  
 間ヲ過キテ納付ヲ了セサルトキハ大臣ハ相當ノ法廷ニ起訴シ之ヲ回復スヘシ

**第五十五條** 從前及ヒ向後何等皇地法ノ貸付ニ依ル土地ノ地代金ヲ期日後三箇月以上怠納セルト  
 キ並ニ貸付ノ何等約定又ハ條件ニ違反シ又ハ該貸付カ沒收セラレヘキモノナルコトヲ大臣ニ於テ  
 確認スル場合ハ太守ハ右貸付ヲ取消スコトヲ得此場合ニ於テ大臣ハ該貸付ノ沒收ヲ官報ニ告示ス  
 ヘク且ツ右告示ハ該貸付カ適法ニ取消サレ且ツ沒收セラレタル最終ノ證據ナリトス又其ノ土地ハ  
 之ヲ貸付許可以前ト同様ニ取扱ヒ登録長官ハ大臣ノ請求ニ依リ右取消又ハ沒收ヲ登録簿ニ記入ス  
 ヘシ

**第五十六條** 總テ大臣ヨリ委任ヲ受ケタルモノハ官有若クハ其保管ニ係ル土地若クハ家宅ヲ不法  
 ニ占有若クハ所有スルモノアルトキ官ニ代リテ之ヲ所有シ右不法ノ所有者若クハ占有者ヲ退去セ  
 シムルコトヲ得

**第五十七條** 何等皇地法又ハ千八百八十一年教育基本土地法ニ依ル契約又ハ貸付ノ沒收ヲ行フヘ  
 キ場合ニモ大臣ニ於テ便宜ト認ムルトキハ相當ノ條件ヲ以テ右沒收ヲ取消スコトヲ得

**第五十八條** 何等皇地法ニ依ル契約又ハ貸付カ取消サルヘキ場合ニ大臣ハ取消處分ヲ過重ナリト  
 認メタルトキハ其相當ナリト認ムル期限約定及條件ニ對シ購買人又ハ借地人カ其契約又ハ貸付ノ  
 條件ヲ履行スヘキ期間ヲ延長スルコトヲ得此場合ニ於テハ大臣カ定ムル右約定及條件ハ購買人又  
 ハ借地人ヲ拘束シ且ツ總テ讓受人抵當權者其他關係人ハ同ク之ニ從フヘキモノトス

**第五十九條** 大臣ハ何等皇地法ニ依ル契約又ハ貸付ニ合マレタル約定及條件ヲ擴張シ又ハ其全部  
 若クハ一部ヲ免除スルコトヲ得但シ特別ナル事情ノ爲メ右約定又ハ條件ヲ履行シ能ハサルカ又ハ  
 之ヲ勵行スルトキハ購買人又ハ借地人ニ多大ノ困難ヲ與フヘキコトヲ大臣ニ於テ充分認メタル場  
 合ニ限ルモノトス免除ハ總テ理由ヲ添ヘ報告ヲ作り毎年議會開會後一箇月以内ニ之ヲ議會ニ提供  
 スヘシ

**第六十條** 何等皇地法又ハ其舊法中又ハ右諸法律ニ依ル貸付契約又ハ其他證書中土地購買代金ノ  
 納付又ハ地代金若クハ利子ノ納付又ハ大臣ニ通告ノ期日ニ付明カニ規定セル場合右期日ヲ經過ス  
 ルモ大臣ニ於テ尙正當ナリト認ムル場合ハ總テ規定ノ期日ヲ經過セサルモノト解釋シ規定ノ期日  
 ニ納付又ハ通告ヲ爲シタルモノト同一ニ取扱フヘシ

**第六十一條** 公共用ノ爲メ寄附若クハ保存セラレタル且ツ官ヨリ純相續地權ヲ讓與セラレサル道  
 路街路又ハ保存地ノ地表下ニ在ル總テノ土地ハ金銀其ノ他ノ金屬及鑛物ノ探掘竝ニ鑛業ニ關スル  
 總テノ法律ノ目的上之ヲ鑛地ト看做スヘシ此場合ハ寄附若クハ保存ノ條件ニ依リ之ヲ使用スル公  
 衆保護並ニ人體及財産保護ノ爲メ並ニ保存地ニアラサル前記ノ土地ニ接シ又ハ其橫斷スル土地ニ  
 於テ鑛業權ヲ有スル者ニ其鑛業優先權ヲ與フル爲メ設クル現行規則ニ準據スヘシ但シ所轄市會若  
 クハ區會ノ承認ヲ經サル限り右鑛業免許ハ付與セラレサルヘシ

第六十二條 官有又ハ其保管ニ係ル土地購買契約若クハ貸付ニ依レルト否トニ關セスカ鑛業貸付ニ依リ付與セラレタルトキ又ハ特定鑛業免許カ付與セラレタルトキ又ハ牧畜貸付ニ依レル土地カ本法第六章ニ依リ付與セラレタルトキハ鑛業又ハ雜目的ノ爲メ又ハ鑛業免許ニ依リ付與セラレタル右土地ノ原貸付ハ前記付與ト同時ニ終了スヘク且ツ該原貸付ハ爾後他ノ目的ノ爲メ若クハ前記鑛業免許ニ依リ付與セラレタル土地ヲ除キタルモノト解釋スヘシ

第六十三條 何等皇地法ニ依レル貸付又ハ契約ヲ所有スル者其土地ヲ學校、教會堂、禮拜堂、會館若クハ病院ノ敷地又ハ其他公益又ハ慈善ノ目的ニ使用センコトヲ書面ニテ出願スルトキハ太守ハ之ニ對シ各二英町以内ノ土地使用ヲ何等團體又ハ信託者ニ許可スルコトヲ得

第六十四條 前條ノ契約ヲ所有スル者又ハ借地人カ其土地ヲ鍛工場、木工場、磨舎、倉庫、郵便局其他太守ノ認可シタル目的ノ爲メ敷地トシテ使用又ハ讓渡センコトヲ書面ニテ出願スルトキハ太守ハ之ニ對シ各半英町以内ノ土地ヲ付與スルコトヲ得但シ市街地ヲ距ル五哩以内ニ在ル土地ハ之ヲ付與セス且ツ太守ハ前記許可ノ土地ヲ其一定ノ目的ニ使用セシムル爲メ相當ノ擔保ヲ附セシムルコトヲ得

第六十五條 前二條ノ規定ニ依リ出願ヲ爲ス者ハ出願前其土地ノ購買代金ヲ大藏大臣ニ納付スヘシ但シ右土地カ購買權附貸付契約ニ依ル場合ハ其契約上定マレル割合ヲ以テシ其他ノ場合ハ評價ヲ以テ之ヲ定ムヘシ且ツ其付與後右土地ハ右契約又ハ貸付ノ適用ヲ離ルルモノトス

第六十六條 大臣ハ官ノ管理ニ屬シ區會ノ管轄内ニ在ラス又幹線道路ニアラサル道路ニ門ヲ建設シ且ツ家畜ヲ放牧スルコトヲ許可スルコトヲ得若シ之ヲ毀損シ又ハ開放スル者ハ毎回五十磅以内ノ罰金又ハ六箇月以内ノ重禁錮若クハ輕禁錮ニ處セララルヘシ

第六十七條 本法實施後ハ千八百六十五年構柵法ノ規定ハ契約ニ依レル土地及何等皇地法ニ依リ貸付ヲ受ケタル總テノ土地ニ之ヲ適用スヘシ(秣收又ハ耕作ノ目的以外ノ雜貸付ニ係ルモノハ之ヲ除ク)又同法ノ適用上柵トハ家畜ノ侵害ヲ防止スルニ足ルヘキモノタルヘシ

第六十八條 何等皇地法ニ依レル借地人(鑛區借地人ヲ除ク)カ千八百八十七年十二月九日以後防兔境界柵ヲ新設シ又ハ在來ノ境界柵ヲ之ニ改修シタルトキ隣接セル土地所有人若クハ借地人カ千八百六十五年構柵法ニ依リ之ヲ利用スル場合ハ之ニ對シ其費用ノ半額ヲ請求スルコトヲ得但シ其施工ヨリ少ナクトモ一箇月前之ヲ隣接所有人若クハ借地人ニ告知スルコトヲ要ス

本條ノ境界柵トハ隣接借地人若クハ占有人カ其所在地ノ境界トスル柵ヲ謂ヒ「防兔トハ野兔ノ侵害ヲ防止スルニ足ルモノヲ謂ヒ又告知ハ直接之ヲ送附スルカ又ハ郵便ヲ以テ告知ヲ受クル者ノ住所ニ送附スルコトヲ得

第六十九條 本法第四章ニ依ル地代金ノ評價ハ太守ノ任命シタル役員之ヲ行ヒ且ツ太守ノ認可ヲ受クヘシ

第七十條 前條ノ地代金以外ノ評價前ニ規定シタル土地會議ノ行フヘキ地代金ノ再評價ヲ除クニ付異議アルトキハ二名ノ仲裁人ノ決定スヘシ内一名ハ大臣之ヲ指定シ他ノ一名ハ報償又ハ支拂ヲ受クヘキ者之ヲ指定スヘシ若シ仲裁人ノ意見一致セザルトキハ報償又ハ支拂額ヲ定ムル前任命セラルヘキ審判人ノ決定スヘシ但シ對手人中一人カ他ノ一人ヨリ書面ヲ以テ通告ヲ受ケタル日ヨリ七日間ヲ經テ尙ホ仲裁人ヲ指定セルカ又ハ指定シタル仲裁人カ職務ヲ拒絕シ若クハ之ヲ怠ル場合ハ一方ノ仲裁人ノミニテ最終ノ決定ヲ爲スコトヲ得

第七十一條 何等皇地法ニ依ル借地人ハ貸付期限中何時ニテモ其貸付ヲ返還スルコトヲ得又太守

ハ之ヲ受理スルモノトス右返還貸付ニ關スル書式及手續ハ規則ヲ以テ之ヲ定ム  
第七十二條 貸付ヲ返還セル者アルトキ太守ハ右返還借地人ノ指名シタル者ニ其返還貸付地ヲ付  
與スルコトヲ得此場合ハ前貸付ノ殘期間ヲ其期限トシ且ツ其目的條件規則及其他ハ總テ前貸付ト  
同一ナリトス

第七十三條 皇地内ニ奔遊スル生後十二箇以上ノ野生家畜ニシテ烙印ナク持主ノ分明セザルモノ  
ハ總テ官ノ所有ニ歸スヘク大臣ハ競賣若クハ入札ヲ以テ之ヲ賣拂ヒ且ツ處分セシムルコトヲ得此  
場合ハ右競賣若クハ入札當日前少クトモ一箇月間官報ニ其競賣若クハ入札ノ物件期日及場所ヲ告  
示スヘシ又大臣ノ許可書ヲ有スル右家畜ノ購買人ハ許可日附後二箇月又ハ大臣カ書面ヲ以テ許可  
スル二箇月以上ノ期限内右家畜ヲ占有シ且ツ其爲メ右家畜ノ存在スル皇地ニ入込ムコトヲ得ヘシ  
第七十四條 皇地信用購買人若クハ購買權附皇地借地人ノ遺言相續執行人又ハ法定遺產管理人ハ  
大臣ノ承認ヲ經テ購買ヲ終了セン爲メ其土地ヲ抵當ニ供スルコトヲ得

第七十五條 皇地貸付ニ添附シタル圖面ニシテ不正確ナルトキハ大臣ハ當該借地人ノ費用ヲ以テ  
最近測量ニ依リ正確ナル圖面ヲ調製シ之ヲ當該貸付ニ添附スルコトヲ得又大臣ノ署名シタル右添  
附ノ平面圖ハ右貸付證ノ一部ヲ成スヘク且ツ右貸付證中土地ニ關スル說明ハ之ニ據ルヘシ  
第七十六條 本法ニ依リ行ヘル事件ニ付大臣ハ規則ヲ以テ定ムル相當ノ手数料ヲ徵收スルコトヲ  
得

第七十七條 太守ハ總テ本法ニ依ル目的ノ爲メ評價付與貸付免許證書其他本法ニ依ル總テノ手續  
ニ關スル規定ヲ設クル爲メ本法ニ依リ返還權ヲ行フ方法及條件ヲ規定スル爲メ本法ニ依ル土地會  
議ノ願書ノ取扱手續ヲ規定スル爲メ境界柵ノ構造及保存ノ爲メ皇地法ニ依リ付與セラレタル土地  
ノ道路ニ柵ヲ設クル爲メ右土地ニ門ヲ設ケ若クハ其他入口ヲ設クル爲メ有害動物撲滅ノ爲メ本法  
ニ明文ナキモ本法ノ趣意ヨリ生スル總テノ事項遂行ノ爲メ手数料ヲ定メ其他總テ本法ノ目的權能  
ヲ充分實施シ且ツ之ヲ侵害スル者ヲ防ク爲メ其都度規則ヲ設ケ右規則違反ノ場合ハ一件ニ付二十  
磅以下ノ罰金ヲ科スルコトヲ得又太守ハ規則ヲ變更シ若クハ修正スルコトヲ得又右規則ハ其制定  
上本州ノ全部若クハ一部ニ限り又ハ所有請求貸付免許若クハ其他ノ事項ノ全部若クハ一部ニ限り  
之ニ適用スルコトヲ得

第七十八條 本法ニ依リ太守ノ設クル各規則ハ官報ニ告示シタルトキ法律ノ效力ヲ有ス但シ議會  
開會中ナルトキハ其發布後十四日以内ニ又開會中ナラサルトキハ次期議會開會後十四日以内ニ之  
ヲ議會ニ提出スヘシ

第十章

法律上ノ手續違反及罰金

第七十九條 大臣ハ相當人員ヲ皇地看守ニ任命スルコトヲ得皇地看守ハ其在職中官及大臣ニ代リ  
猥リニ皇地ニ侵入スル者ヲ防キ沒收皇地ヲ保管シ且ツ大臣ノ命スル其他ノ目的ニ關スル職務ヲ行  
フヘシ

第八十條 皇地看守ハ通告要求又ハ必要ヲ認ムルトキハ官ニ代リテ記録ヲ爲シ又ハ他ノ者ニ之ヲ  
爲サシムルコトヲ得且ツ皇地看守カ署名セル書面ヲ以テシタル右通告又ハ要求及皇地看守又ハ其  
相當委任ヲ受ケタル者ノ爲シタル記録ハ全然完全ナル效力ヲ有スルモノトス  
第八十一條 家畜カ皇地又ハ公共用ニ保存シ又ハ寄附シタル土地ニ不法ニ侵入セルトキハ皇地看  
守又ハ其委任ヲ受ケタル者又ハ大臣ノ委任ヲ受ケタル者ハ法律ニ依リ右家畜ヲ處分スル爲メ柵内

ニ監禁スルコトヲ得又皇地保存地又ハ寄附地ニ侵入セル豚ハ皇地看守又ハ其委任ヲ受ケタル者之ヲ撲殺スルコトヲ得此場合ニ於テ其持主ハ報償ヲ受クルコトヲ得ス

第百八十二條 家畜ヲ其收容所若クハ市場ニ牽クニ當リ善意ナラサルカ又ハ善意ナルモ一日ノ行程直路五哩ニ滿タスシテ皇地保存地又ハ寄附地ニ在ル場合ハ皇地看守又ハ大臣ヨリ委任書ヲ受ケタル者ハ右家畜ノ持主又ハ保管者ヲ告發スルコトヲ得此場合ハ牛一頭ニ付二志羊百頭以下ニ付一磅ノ罰金ニ處スヘシ

第百八十三條 免許ヲ有セス又ハ其他適法ノ許可ヲ經スシテ皇地保存地寄附地又ハ教育地大臣ノ管理スル土地ニテ牛馬綿羊山羊豚ヲ放牧スル者又ハ前記免許又ハ許可ニ依リ認可セラレタル頭數以上ヲ放牧スル者ハ初犯五磅以下再犯五磅以上十磅以下三犯以上各犯二十磅以上一百磅以下ノ罰金ニ處セラレ且ツ各犯毎ニ綿羊山羊又ハ豚每一頭ニ付三片牛馬每一頭ニ付一志六片ヲ徵收セラルヘシ

第百八十四條 官有又ハ其管理ニ係ル土地ニ居住シ又ハ之ニ家屋ヲ建ル爲メ又ハ其一部ヲ整理シ柵ヲ設ケ又ハ之ヲ耕作スル爲メ前記土地ヲ不法ニ占有スル者又ハ「バンドレッド」内ノ土地共用權ニ關シ虛偽ノ申立ヲ爲ス者ハ初犯十磅以下再犯十磅以上二十磅以下三犯以上各犯二十磅以上五十磅以下ノ罰金ニ處セラレヘシ但シ前宣告後滿十四日間ヲ經過セサル限り再犯若クハ其他ニ對シ告發スルコトヲ得ス

第百八十五條 貸付地ニ改良ヲ加フル場合ノ外免許又ハ相當許可ヲ經スシテ皇地又ハ何等皇地法ニ依リ貸付又ハ保存セラレタル土地ノ樹木又ハ稚樹ヲ毀傷シ剝皮シ又ハ伐倒シ又ハ前書土地ニ在ル木材ヲ切斷シ搬出シ又ハ賣拂フ者並ニ免許又ハ相當許可ナクシテ前記土地ヨリ金屬金屬ヲ含ム礦

物岩石砂礫其他ノ物件ヲ不法ニ搬出採取シ又ハ其目的ヲ以テ右土地ヲ掘鑿スル者ハ前記ノ樹木木材又ハ金石類ノ價額ニ相當スル金額ノ外毎犯二磅以上五磅以下ノ罰金又ハ二箇月以下ノ重禁錮若クハ輕禁錮ニ處セラレヘシ又皇地看守及其委任ヲ受ケタル者又ハ警察官ハ本條ニ擧クル現行犯者ヲ捕縛シ法律ニ照シ之ヲ處分スル爲メ直チニ治安判事ノ公庭ニ引致スルコトヲ得

第百八十六條 官有又ハ其管理ニ係ル土地ニ在ル測量標又ハ其他ノ土地ノ土地標識ヲ抹消シ毀損シ又ハ測量總監若クハ其他ノ許可ヲ經スシテ之ヲ除去シ又ハ滅却スル者ハ十磅以上五十磅以下ノ罰金ニ處セラレヘシ

第百八十七條 官ノ管理ニ係リ幹線道路ニアラス又區會ノ管轄區域内ニアラサル公共道路又ハ保存道路ニ大臣ノ認可スル門ヲ除ク外木石瓦礫ヲ抛置シ又ハ其他ノ方法ニ依リ故意ニ帝國ノ臣民及車馬ノ自由通行ヲ妨害スル者ハ右妨害物除去費負擔ノ外毎犯二磅以上十磅以下ノ罰金ニ處セラレヘシ又皇地看守又ハ其署名セル書面ヲ以テ任命ヲ受ケタルモノハ令狀ヲ要セスシテ直チニ右妨害物ヲ除去シ又ハ防止スルコトヲ得且ツ其費用ハ省略法ヲ以テ之ヲ回復スルコトヲ得

第百八十八條 土地會議ノ議員皇地看守又ハ其他總テ本法ニ依リ職權ヲ行フ者ニシテ其職務ヲ執行スルニ當リ故意ニ之ヲ妨害スル者ハ輕罪トシ五十磅以下ノ罰金又ハ六箇月以下ノ重禁錮若クハ輕禁錮ニ處セラレヘシ

第百八十九條 本法ニ依リ又ハ官若クハ太守若クハ大臣又ハ相當官吏ノ發行若クハ付與セル貸付證付與證告示免許狀其他ノ文書ヲ偽造若クハ變造シ又ハ其偽造若クハ變造ナルコトヲ知リテ之ヲ行使シタル者ハ重罪トシ八年以下ノ重禁錮若クハ輕禁錮ニ處セラレヘシ

第百九十條 何等皇地法ニ依ル一切ノ手續及其違犯ニ依リテ納付スヘキ總テノ罰金科料沒收及其他

ノ金額ハ大臣皇地看守又ハ大臣カ其都度任命スル官吏之ヲ起訴シ且ツ之ヲ回復スルコトヲ得  
 第九十一條 何等皇地法ニ依ル訴訟又ハ手續上當該土地カ皇地寄附地保存地又ハ官有若クハ其管  
 理ニ係ル土地ナル旨ノ陳述アルトキ又ハ當該官吏カ皇地看守其他何等皇地法ニ依リ總テノ手續ヲ  
 爲シ職務ヲ行ヒ罰金其他ノ回復ノ爲メ起訴スル者ナル旨ノ陳述アルトキハ直チニ之ヲ事實ト認定  
 シ被告ヨリ反證ヲ舉ケサル限り證據ヲ要スルコトナシ又被告ノ告訴セラレタル行爲ヲ其權利ノ有  
 無ニ付疑義ヲ生シタル場合ハ被告ニ於テ其立證ノ義務アルモノトス又測量總監若クハ其部下ノ官  
 吏カ署名ノ上眞正ナリト認證シタル總テノ免許狀證明書圖面及其他ノ公文書謄本ハ前記ノ訴訟又  
 ハ手續ニ關スル總テノ事項ニ於テ原本ノ提出前記官吏ノ出頭又ハ其署名ノ證明ヲ要セスシテ充分  
 ナル證據タルヘシ

第九十二條 遺漏、怠慢、行爲又ハ違反ニ對シ何等皇地法ニ依リ科セラレタル罰金ノ回復ニ關スル總  
 テノ手續ハ千八百五十年法律第六號又ハ其他即決宣告及命令ニ關シ治安判事ノ職務ニ關スル現行  
 法ノ規定ニ依リ特別長官又ハ二名ノ治安判事之ヲ審理シ且ツ即決スルコトヲ得且ツ總テノ有罪宣  
 告及命令ハ前記法律ノ規定ニ依リ之ヲ勵行スルコトヲ得又罰金怠納ノ場合ハ特別長官又ハ治安判  
 事ハ被告ヲ六箇月以下ノ重禁錮又ハ輕禁錮ニ處スルコトヲ得

第九十三條 何等皇地法違反ニ對シ特別長官又ハ判事ノ下シタル有罪宣告又ハ告訴若クハ告發棄  
 却ノ命令ニ付控訴スル場合ハ最寄ノ地方裁判所若クハアデレードノ地方裁判所ニ於テ之ヲ爲スヘ  
 シ又右控訴ハ千八百五十年法律第六號若クハ右控訴ニ關スル現行法ニ依リ地方裁判所ヘ控訴スル  
 手續ニ從ヒ之ヲ行フヘシ又右控訴ヲ受ケタル地方裁判所ハ控訴費用ノ支拂ニ付適當ト認ムル命令  
 ヲ爲スコトヲ得但シ控訴費用ハ十磅ヲ超過スルコトヲ得

第九十四條 地方裁判所ハ控訴審査上特別事件ヲ指定シテ之ヲ大審院ノ審判ニ附スルコトヲ得大  
 審院ハ特別事件ニ於ケル大審院ノ慣習ニ從ヒ之ヲ審理シ且ツ決定ヲ與フヘシ大審院ハ特別事件ノ  
 訴訟費用ニ關シ正當ト認ムル命令ヲ與フヘシ又地方裁判所ハ大審院及其判事ノ證明ニ基キ大審院  
 ノ審判ニ附シタル事項ニ關シテ命令ヲ發スヘシ右地方裁判所ノ命令ハ千八百五十年法律第六號又  
 ハ其他治安裁判所ノ職務ニ關スル法律ニ依リ定ムル手續ヲ以テ之ヲ執行スヘシ

第九十五條 何等皇地法違反ノ爲メ徵收シタル總テノ罰金ハ之ヲ大藏大臣ニ納付シ本州ノ公共用  
 途並ニ政府ノ維持費ニ充ツヘシ  
 第九十六條 治安判事皇地看守警察官又ハ其他本法ニ依リ職務ヲ執行スル官吏ノ行フ訴訟又ハ之  
 ニ對スル訴訟又ハ其他ノ手續ニ要スル費用ハ大藏大臣之ヲ國庫ヨリ支出シ又ハ支出セシムルコト  
 ヲ得

第九十七條 本法ニ依リ行ヘル何等事項ニ對スル總テノ訴訟ハ其原因ノ起リタル後六箇月以内ニ  
 之ヲ開始スヘク其後ニ及ハサルモノトス又右訴訟及訴訟原因ノ通告書ハ少クトモ訴訟開始一箇月  
 前之ヲ被告ニ交付スヘシ右訴訟ニ於テ被告ハ之ヲ辯護シ辯論シ審理ノ際證據トシテ本法及特別事  
 項ヲ提出スルコトヲ得又訴訟提起前相當賠償ノ提示アリタルカ又ハ起訴後被告ヨリ訴訟費用ヲ併  
 セ相當金額ヲ裁判所ニ拂込ミタル場合ハ原告ハ右訴訟ヲ止ムヘキモノトス

第九十八條 何等皇地ニ依ル布告規則通告任命又ハ其他ノ通知ニシテ官報ニ掲載セラレタルモノ  
 ハ其官報ノ提示ヲ以テ總テノ法廷及法官ニ於テ當然確實ナル證據ト認メ充分ノ效力ヲ有スルモノ  
 トス

第九十九條 本法ハ北部地方ニ之ヲ適用セス

第二百條 本法ハ官報ノ告示ニ依リ定ムル日ヨリ之ヲ實施ス

(本法附屬書甲乙丙及丁ハ之ヲ省略ス)

太守 ウキリヤム、ロビンソン

三八二

ウキリトヤ州千九百一十一年土地法中村閭部落  
宅田組合及勞働開墾地特別規定

千九百一十一年土地法 (千九百一十一年十二月五日)

第三章

村閭部落宅田組合及勞働開墾地特別規定

第三百十六條 本章ニ於テ反對ノ意義明白ナル場合ヲ除キ

「交付」トハ純相續地襲權付交付貸付及免許ヲ包含シ

「會議」トハ土地及工事會議ヲ謂ヒ

「耕作」トハ

- (一) 柴垣ノ類ニアラス木材又ハ其他容易ニ破損セサル材料ヲ以テ土地ニ垣柵ヲ繞ラスコト或ハ
  - (二) 土地ヲ開墾シ之ニ英國種又ハ他種ノ牧草ヲ播下スルコト或ハ
  - (三) 土地ヲ開墾シ之ニ根菜若クハ其他ノ作物ヲ栽植シ且ツ會議ノ可決或ハ規則ノ定ムル所ニ據リ樹木ヲ伐去シ之ニ播草スルコト等ヲ謂ヒ
- 「章」トハ本法ノ章ヲ謂ヒ
- 「許可占有人」トハ會議ヨリ下付サレタル許可狀ニ由リ土地ヲ占有スル者ヲ謂ヒ
- 「規則」トハ本章ニ據リ定メタル諸規則ヲ謂ヒ

「永久實質的改良」トハ凡テ土壤ノ性質又ハ沃度ヲ改進スル爲メニセル沼澤地放水灌水又ハ矮叢除去耕作樹木或ハ生籬栽植園圃ノ整理及耕耘築垣排水築道穿井水槽設置灌溉若クハ建築物ノ造營ヲ謂フ

第一節

村閭部落

第三百十七條 (一) 評議會ノ決議ヲ經テ太守ハ其都度之ヲ官報ニ告示シ未處分皇地ニシテ非金礦地又ハ目的ノ如何ニ係ハラス永久ニ保存サルニアラサル土地ヲ本節ノ目的ノ爲メニ存置供用シ又ハ何時タリトモ斯カル告示ヲ廢棄スルコトヲ得

(二) 會議ハ斯ク存置供用サレタル土地ヲ各土壤ノ性質及土地ノ位置ニ隨ヒ一英町ヨリ二十英町マテノ區劃ニ測量セシムヘシ

(三) 斯カル區劃ヲ指シテ村閭部落小劃ト稱ス

本條ハ千八百九十年土地法ノ定ムル諸條件ニ由リ政廳カ買收セシコトヲ得又ハ今後買收スルコトヲ得ルモノヲ除キ如何ナル「マリー」樹大劃若クハ小劃ニモ之ヲ適用セス(譯者曰「マリー」樹大劃若クハ小劃トハ「マリー」ト稱スル灌水ノ生茂セル地方ノ大區劃地若クハ小區劃地ヲ云フ)

第三百十八條 本節ノ條項ニ據リ

(イ) 會議ノ定ムル名義上ノ地代金ヲ納メテ三ヶ年以内村閭部落小劃ヲ占有センカ爲メ規定ノ通り出願スル者ニ對シ其何人ニ係ハラス會議ハ之ニ許可狀ヲ下付スルコトヲ得而シテ此許可狀ニハ規則ニ從ヒ賦實占有ノ條件ヲ可スヘシ

(ロ) 此許可狀ニ明記サレタル期限ノ滿期ニ當リ許可占有人ニ對スル諸條件カ會議ノ満足スル迄凡

テ履行サレ占有人カ斯カル貸付地ヲ有スルニ適切ナル者ナルトキハ會議ハ之ニ此村間部落小劃ヲ貸付スルコトヲ得

(ハ) 許可占有期限満期前何時タリトモ若シ占有人カ本節ノ定ムル所ニ從ヒ貸付地ヲ有スルニ適切ナラサルカ或ハ前述諸條件ヲ履行セサル者ト認メラルル時ハ會議ハ許可ヲ取消シ該小劃ヲ回收スルコトヲ得

第三百十九條 各小劃ノ價格ハ一英町ニ付キ一磅ヲ下ルヘカラス

第三百二十條 地方廳或ハ公衆衛生ニ關スル法律ノ條項ニ對シテ村間部落小劃ノ許可占有人又ハ借地人ハ未タ拂込ヲ了セサル場合ト雖モ其所有人ト認メラルヘシ

第三百二十一條 左ニ掲クル者ハ村間部落小劃ノ貸付ヲ受クルニ適切ナルモノト認メス

(イ) 年齢十八歳以下ノ者

(ロ) 二十英町以上ノ土地ヲ純相續地權ニ依テ所有スル者

(ハ) 牧畜小劃若クハ秣收地ノ借地人

(ニ) 農業小劃ヲ占有スヘキ免狀ヲ有スル者

(ホ) 農業小劃ヲ改良スヘキ免狀ヲ有スル者

(ヘ) 本章第二節ノ借地人

第三百二十二條 村間部落小劃ノ貸付期限ハ二十箇年ニシテ左ノ約定及條件ニ從フヘキモノトス

(一) 小劃ノ價格ヲ前金半年賦ヲ以テ四十回ニ地代金トシテ拂込ムヘキ約定

(二) 會議ノ費セル總立替金ヲ貸付期間ニ年賦償還スヘキ約定

(三) 測量費ヲ前金半年賦ヲ以テ五箇年間十回ニ償還スヘキ約定

(四) 右測量費、立替金及ヒ地代金ヲ悉ク納済スル時ハ借地人或ハ其代表人ハ該地ヲ付與サルヘク又斯クシテ付與サレタル土地ハ太守ノ指示スル約定條件免除及ヒ除外例ニ從フヘキ約定

(五) 會議ノ満足スルニ至ルマテ借地人カ履行スヘキ左ノ約定

(イ) 貸付後二箇年以内該地ノ十分一以上ノ地積ニ耕作ヲ營ムコト

(ロ) 貸付後四箇年以内ニ地積ノ五分一以上ヲ耕作ニ付スルコト

(ハ) 貸付後六箇年以内ニ地積五分一ノ耕作ノ外更ニ該地一英町ニ付キ一磅ニ相當スル永久實質的改良ヲ爲スコト

(ニ) 借地人カ許可占有人タリシ頃耕作ニ付セシ土地ハ此約定ヲ履行シテ耕作ニ付セシモノト認メラルヘシ

(六) 自然破損及ヒ火災損害ヲ除キ貸付期間借地人ハ小劃ニ存スル總建築物、垣柵及其他ノ永久改良ヲ修繕スヘキ約定

(七) 會議若クハ會議ニ依リ指命サレタル者ハ何時タリトモ小劃ニ入り貸付ノ約定及條件ヲ借地人カ履行セシヤ否ヤヲ檢スルヲ得ル條件

(八) 會議ノ認可狀ナクシテ借地人ハ此貸付地ノ全部又ハ一部ヲ讓渡轉貸又ハ擔保トシテ負債ヲ起ササルヘキ約定

讓渡或ハ轉貸ノ場合ニ於テ相手人カ本節定ムル所ノ村間部落小劃ノ借地人トシテ適切ナルニ非サレハ會議ハ之ヲ認可セサルヘシ

(九) 本章ニ於テ特定セル場合ヲ除キ貸付地ハ法律或ハ其他ノ執行ニ由リ或ハ該地ノ全部又ハ一部カ轉貸サルルニ由リ其全部又ハ一部ノ讓渡カ絕對的無効タルヘキ條件



(十) 貸付期間借地人ハ常ニ自ラ其小割内ニ住居シ該地ヲ農業園業放牧乳業耕田或ハ此等ニ類スル目的ニ使用スヘキ約定

借地人ノ妻又ハ子ニシテ住居スルトキハ借地人自ラ住居スルモノト認ム

(十一) 借地人其妻及其子ニシテ會計年度中四箇月以上小割内ニ不在ナルトキハ會議ハ其意向ヲ示シタル令狀ヲ發シ之ヲ直接ニ本人ニ渡スカ若クハ之ヲ當該地内ニ揭示シタル後一箇月ヲ經テ該小割ヲ回收シ本法ニ合格スル他ノ人ニ貸付スルカ或ハ別ニ處分スルコトヲ得ルノ條件

(十二) 借地人死亡ノ場合ニ於テハ其受託人管理人或ハ個人的代表人ハ本章以外ノ拘束ナクシテ十二箇月間借地人ノ資格ヲ有ス但シ十二箇月以内ニ彼等カ借地人ノ意志ニ隨テ其指名者ニ引渡スコト能ハサルカ若クハ指名者ナキ場合或ハ借地人ノ家族中ニ於テ相續者本法ニ從ヒ借地人タルノ資格アル者カ遺言ニ依テ定メラレサル場合ニ於テ借地ノ讓渡ヲ承認スルコト能ハス且ツ規定ノ條件ニ服シ契約ヲ繼續履行スルコト能ハサルトキハ會議ハ該受託人管理人或ハ代表人ニ向ヒ信書ヲ以テ通スルカ若クハ其旨當該地内ニ揭示シタル後二箇月ヲ經テ小割ヲ回收シ之ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得而シテ死亡セシ借地人ノ貸付ヨリ生スル利益ニ對シテ新借地人カ賠償シタル金額ハ其中ヨリ納付期限ニ達セル地代金及ヒ貸出金ヲ差引キ會議ヨリ該受託人管理人或ハ代表人ニ支拂フヘキ條件

(十三) 借地人ニシテ若シ本節ニ定ムル條項或ハ其借地ニ關スル規程ニ從ハサル時ハ會議ハ充分ナル證據ヲ得テ其小割ニ於ケル利益ヲ沒收シ且ツ本節ニ從ヒ借地人タルヘキ資格アル者ニ對シ之ヲ競賣スルコトヲ得權利買受人ハ何人タリトモ原借地人ノ位置ヲ占ムルモノトスルノ條件

(十四) 約定及條件ノ違犯セラレタルカ又ハ履行セラレサルトキハ貸付ハ會議ノ意志ニ從テ無効ト

ナルヘキ條件

(十五) 皇帝陛下ハ何時タリトモ貸付地ヲ收用スルヲ得ヘキ權利ヲ保有ス但シ收用スルヲ得ヘキ場合ハ評議會ノ決議ヲ經テ太守カ給水灌溉樋溝堰堤渠濠保存林鐵道道路運河或ハ他ノ内國交通機關ヲ建設セン爲メ或ハ鑛業又ハ他ノ公共ノ目的ノ爲メニ土地ヲ要スル時當該借地人カ既納セル地代金ヲ返付シ借地人カ其小割内ニ建設或ハ構成セル總テノ永久的改良ニ對シ本法ニ據テ制定セル規則ニ從ヒ評價セラレタル價格ヲ悉ク借地人ニ支拂ヒタル時ニ限ルモノトス如斯ニシテ收用シタル土地ハ貸付又ハ付與サレサル皇地下認ム評議會ノ決議ヲ經テ太守カ適當ト認ムルトキハ各貸付ハ本章ノ條項ト齟齬スルコトナキ他ノ約定條件及條項ヲ保有スルモノトス但シ此場合ニ於テハ本節ニ從ヒ認可狀又ハ貸付狀ヲ發スルニ先タチ出願人ハ豫メ本節ノ條項及ヒ諸規則ヲ遵守シテ出願セシモノナルコトヲ定規ノ形式ニ從ヒ法官ノ面前ニ於テ宣言スヘシ

第三百二十三條 (一) 借地人カ負債ヲ償却スルコト能ハサル場合ニ於テ法律ノ執行ニ依リ貸付地ヲ讓渡スヘキ時又ハ此場合ニ於テ讓受人或ハ被信託人カ破産ノ日ヨリ十二箇月以内ニ貸付地ヲ村岡部落小割ノ借地人タルヘキ資格アル者ニ轉讓スルトキハ此讓渡又ハ轉讓ハ本法ノ條項ニ反スルモノト認メス

(二) 村岡部落小割ヲ其借地人タルヘキ資格ヲ有スル者ニ轉讓スルトキハ此者ハ該貸付ニ關シテ原借地人タリシト同一ノ位置ニ在ルヘキモノト看做ス

第二節

宅田組合

第三百二十四條 本章本節ニ於テ文意前後ノ關係カ許ササル場合ヲ除キ

「組合」トハ互ニ隣接シテ皇地ニ移住スルコトヲ企望スル六名以上ノ人員ノ組合即チ團結ヲ謂ヒ

「宅田區分」或ハ區分トハ本節ニ依リ一人ノ移住者ニ區劃貸付サルル土地ノ區分ヲ謂ヒ

「土地」トハ本節ノ條項ニ依リ宅田組合移住ノ爲メニ存置サレタル何等地區ヲ謂ヒ

「書記長」トハ組合或ハ協會ノ書記長ヲ謂ヒ何人タリトモ此職務ヲ帶フル者ヲ包含シ若シ書記長アラサル時ハ組合又ハ協會ノ會長ヲ指シ

「定住者」トハ何人タリトモ組合員或ハ協會員ニシテ本節ノ條項ニ依リ一區分ヲ占有シ或ハ借地スルモノヲ謂ヒ

「協會」トハ千八百九十年貯蓄協會法、千八百九十年友誼協會法又ハ千八百九十年共同協會法或ハ之ニ類スル法律ニ從テ登記サレタル人ノ何等團結ヲ謂フ

第三百二十五條 評議會ノ決議ヲ經テ太守ハ其都度官報ニ掲載スル告示ヲ以テ本節ニ依レル組合員或ハ協會員ニ占有セシムル爲メ未交付皇地又ハ非金銀地又ハ如何ナル目的ニ係ハラズ永久ニ保存サレタル土地ニアラサル土地ヲ存置供用スルコトヲ得但シ千八百九十年土地法ノ條件ニ關シ政府ニ於テ買収セシコトヲ得又ハ今後買収スルコトヲ得ヘキ土地ヲ除キ本條ハ如何ナル「マリ」大割若クハ小割ニモ之ヲ適用セス

第三百二十六條 (一) 地區ニシテ本節ニ依リ占有又ハ貸付セララルルモノヲ除キ其存置告示ノ有効期限ハ測量區劃後協會ハ三箇年組合ハ六箇月トス

(二) 右期限滿期後ハ本節ニ依リ占有又ハ貸付セラレサル何等地區ノ土地ハ皆非占有皇地ト稱ス  
第三百二十七條 (一) 何レノ組合若クハ協會ヲ問ハス本節ノ條項ニ適セル組合員若クハ協會員ニ占有又ハ借用セシムヘキ地區ヲ前述ノ如ク存置セシムル爲メ會議ト協議スルコトヲ得

(二) 書記長ハ會議ト共ニ協會員若クハ組合員ノ宿所氏名及記事ヲ登錄シ各一員ニ付二志六片ノ登錄手数料ヲ徴スヘシ

(三) 書記長ハ會議カ要求スル場合ニハ其ノ都度組合若クハ協會或ハ其委員會若クハ管理員會ノ議事録ヲ會議ニ納付スヘシ

(四) 書記長カ鈐印セル免狀及會議カ發行セル登錄手数料領收證ハ宅田區分トシテ土地ヲ渡ンコトヲ要求スル者ノ組合員又ハ協會員タルノ證據タルヘシ

(五) 各組合若クハ協會ハ必要ニ臨ミ會議ノ認可ヲ經テ規程ヲ設クルコトヲ得  
第三百二十八條 (一) 本節ノ下ニ存置サルル何等地區ハ道路市區及諸他ノ保存地ヲ合シ二千英町以下トス

(二) 會議ハ斯カル地區ヲ組合若クハ協會ノ要求ニ隨ヒ宅田區分ト稱スル各五十英町以下ノ區分ニ測量分割スヘシ

(三) 各地區ニ容ルヘキ人員ハ各五十英町ニ付一人以上トス

第三百二十九條 組合員ニ土地ノ區分ヲ割付クルハ地積ノ測量及分割ヲ終リシ後六箇月以内ニ於テシ組合カ會議ノ承諾ヲ經テ決定セル方法ニ隨フヘシ

第三百三十條 協會員ニ土地ノ區分ヲ割付クルハ協會規程ノ定ムル如ク次ノ方法ニ隨フヘシ即チ地區内ノ區分ノ六分一以上ハ分割後六箇月以内ニ割付ケ次テ三箇月毎ニ各六分一ヲ割付ケヘシ  
第三百三十一條 定住者ハ市街宅地ノ外ニ本節ノ條項ニ依リ五十英町以上ヲ割付ケラレ若クハ保有スルコトヲ得ス

第三百三十二條 本節ノ條項ヲ遵ビテ測量分割スルハ測量官ノ監督ニ依リ之ヲ行フコトヲ得

(イ) 一區分ヲ割付ケラレ會議ノ定ムル名義上ノ地代金ヲ納メ三箇年以内占有セント欲スルモノニ對シ占有許可狀ヲ下附スルコトヲ得而シテ其占有許可狀ニハ誠實占有ニ關シ規則ノ規定スル條件ヲ記入スヘシ

(ロ) 占有許可狀ニ特定サレタル期限ノ滿期ニ至リ會議ニ於テ本節ノ條件カ凡テ履行サレシコトヲ充分ニ認メ許可占有人カ借地スルニ適當ニシテ尙ホ組合員若クハ協會員タル場合ニハ會議ハ許可占有人ニ該區分ノ貸付ヲ許可スルコトヲ得

(ハ) 右期限滿期前ト雖トモ若シ許可占有人ニシテ本節ニ依リ借地スルニ適當セサルカ或ハ前ニ述ヘシ條件ヲ履行セサルカ或ハ組合員又ハ協會員ナラサルコトヲ會議カ充分認ムレハ會議ハ何時タリトモ許可狀ヲ取消シ該區分ノ所有管理ヲ回收スヘシ

第三百三十三條 宅田區分貸付ニ對スル地代金ハ會議ト組合若クハ協會ノ間ニ協定サレタル所ニ依リ一英町一磅以上ノ地價額ニ對シ一箇年五分ノ割合トス

第三百三十四條 左ニ掲クル者ハ區分ノ貸付ヲ受クル資格ナキモノトス  
(イ) 年齢十八歳以下ノ者若クハ該區分ヲ包含スル地區ノ組合員或ハ協會員ナラサル者  
(ロ) 十英町若クハ以上ノ土地ヲ所有スル者  
(ハ) 牧畜小割若クハ秣牧地ノ借地人  
(ニ) 農業小割ヲ占有スヘキ免狀ヲ有スル者  
(ホ) 農業小割ヲ改良スヘキ免狀ヲ有スル者

(ヘ) 本章第一節ノ許可占有人若クハ借地人  
(ト) 本節ニ依リ管テ占有ノ許可ヲ受ケ其許可ヲ取消サレシモノ

(チ) 本節ニ依リ管テ借地人トナリ其區分ヲ讓渡若クハ轉貸セシモノ

第三百三十五條 本節ニ依レル宅田區分ノ貸付ハ其期限二十箇年ニシテ其約定及條件左ノ如シ

(一) 地代金納付ノ約定

(二) 測量費ヲ前金半年賦ヲ以テ五箇年間ニ納付スル約定

(三) 會議貸付金ノ總額ヲ貸付期間ニ年賦償還スル約定

(四) 測量費地代金會議貸付金等ヲ管濟スル時ハ借地人若クハ其代表人ハ該地ノ所有權ヲ獲得シ又其獲得ニ關シ約定條件免除及除外例ハ評議會ノ決議ヲ經タル太守ノ指揮ニ從フコトノ約定

(五) 借地人ハ左ノ事項ヲ履行スヘキ約定

(イ) 貸付ノ日ヨリ二箇年以内ニ地積ノ十分一以上ヲ耕作スルコト

(ロ) 貸付ノ日ヨリ四箇年以内ニ地積ノ五分一以上ヲ耕作スルコト

(ハ) 貸付ノ日ヨリ六箇年以内ニ地積五分一ノ耕作ノ外ニ一英町一磅ニ價スル永久實質的改良ヲ爲スコト

(六) 自然破損及火災損害ヲ除キ貸付期間借地人ハ自ら建構セルト否ラサルトヲ問ハス其區分ニ存スル總テノ建築物垣柵及其他ノ永久改良ヲ保護修繕スヘキ約定

(七) 會議或ハ會議カ指令シタル者ハ何時タリトモ該區分ニ入り貸付ノ約定及條件ヲ借地人カ履行セシヤ否ヤヲ檢スルヲ得ル條件

(八) 會議ノ認可狀ナクシテ借地人ハ此貸付地ノ全部又ハ一部ヲ讓渡轉貸又ハ擔保トシテ負債ヲ起ササルヘキ約定  
讓渡或ハ轉貸ハ借地人死亡時若クハ相手人カ本節ニ定ル所ノ區分ノ借地人トシテ適切ナルモ

ノニ非サレハ貸付後三箇年間の會議ハ之ヲ認可セサル約定  
(九) 本節ニ於テ特定セル場合ニアラスシテ貸付地ノ全部又ハ一部カ轉貸又讓渡サレタルトキ貸付  
ノ無効タルヘキ條件

(十) 貸付ノ日ヨリ六箇月間借地人ハ常ニ自ラ其區分若クハ其附屬市區小割ニ住居シ該區分ヲ農業  
園業放牧乳業耕田或ハ此等ニ類スル目的ニ使用スヘキ約定  
借地人ノ妻又ハ子ニシテ住居スルトキハ借地人自ラ住居スルモノト認ムル約定

(十一) 借地人其妻及其子ニシテ會計年度中四箇月以上區分及市區小割ニ不在ナルトキハ借地人ハ  
自ラ住居スヘキ約定ヲ履行セサルモノト認ムル條件

(十二) 借地人死亡ノ場合ニ於テハ其受託人管理人或ハ個人的代表人ハ本章以外ノ拘束ナクシテ十  
二箇月間借地人ノ資格ヲ有ス但シ十二箇月以内ニ借地人ノ意志ニ隨テ其指名者ニ引渡スコト能ハ  
サルカ若クハ指名者ナキ場合或ハ借地人ノ家族中ニ於テ相續者本節ニ依リ借地人タルノ資格アル  
者カ遺言ニ依テ定メラレサル場合ニ於テ貸付地ノ讓渡ヲ承諾スルコト能ハス且ツ規定ノ條件ニ服  
シ契約ヲ繼續履行スルコト能ハサル時ハ會議ハ該受託人管理人或ハ代表人ニ向ヒ信誓ヲ以テ通ス  
ルカ若クハ其旨當該地内ニ揭示ノ後二箇月ヲ經テ貸付ヲ取消シ區分ヲ回收シ貸付期限ノ殘餘ノ期  
間之ヲ他人ニ貸付スルヲ得而シテ死亡セシ借地人ノ貸付地ヨリ生スル利益ニ對シテ新借地人カ賠  
償シタル金額ハ其中ヨリ納付期限ニ達セル地代金及利子及負債ヲ差引キ會議ヨリ該受託人管理人  
或ハ代表人ニ支拂フヘキ條件

(十三) 借地人ニシテ若シ本節ニ定ムル條項或ハ其ノ貸付ニ關スル規程ニ從ハサルトキハ會議ハ充  
分ナル證據ヲ得テ其區分ニ於ケル利益ヲ沒收シ且ツ本節ニ依リ借地人タルヘキ資格アル組合員若

クハ協會員ニ對シ之ヲ競賣スルコトヲ得權利買取人ハ何人タリトモ原借地人ノ位置ヲ占ムルモノ  
トスル條件

(十四) 約定及條件ノ違反又ハ不履行ノ場合貸付ハ會議ノ意志ニ從テ無効トナルヘキ條件

(十五) 皇帝陛下ハ何時タリトモ貸付地ヲ收用スルヲ得ヘキ條件但シ收用セラルヘキ場合ハ評議會  
ノ決議ヲ經テ太守カ給水灌漑樋溝堰堤渠濠保存林鐵道道路運河或ハ他ノ内國交通機關ヲ建設セン  
爲メ或ハ礦業ノ目的ノ爲メニ土地ヲ要スル時該地借地人若クハ會議ノ許可セル該地ノ債權者ニ對  
シ其既納セル地代金ヲ返付シ其區分内ノ總テノ永久ノ改良ニ對シ本法ニ依テ制定セル規則地ニ從  
ヒ評價セラレタル價額ヲ悉ク借地人ニ支拂ヒタル時ニ限ルモノトス如斯シテ收用シタル土地ハ貸  
付又ハ付與サレサル皇地ト認メラル

評議會ノ決議ヲ經テ太守カ適當ト認ムルトキハ各貸付ニ本節ノ條項ト齟齬スルコトナキ他ノ約定  
條件及條項ヲ付スルモノトス但シ此場合ニ於テハ貸付許可狀交付前出願人ハ本節ノ條項及諸規則  
ヲ遵守シテ出願セシモノナルコトヲ定規ノ形式ニ從ヒ法官ノ面前ニ於テ宣誓スヘシ

第三百三十六條 (一) 本節ニ依リ組合若クハ協會ノ爲メニ存置セラレタル土地ニ接近シ若クハ其内  
ニ於テ太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ市區ニ供スル爲メ一百英町以下ノ土地ヲ存置シ且ツ人民ノ保養  
便利若クハ娛樂ノ爲メニ一時又ハ永久四十英町以下ノ土地ヲ保存スルコトヲ得

(二) 會議ハ市區ノ爲メ存置サレタル土地(保養等ノ爲メ保存ノ土地ヲ除キ)ノ全部若クハ一部ヲ組合  
若クハ協會ノ爲メニ存置サレタル隣地ノ宅田區分數ニ應シ每一英町以下ノ市區小割トナスコトヲ  
得市區小割若クハ公道ニ供スルノ要ナキ土地ハ本法第一章第五節ノ條項ニ依リ競賣ヲ以テ純相續  
地トスルコトヲ得

第三百三十七條 (一) 各定住者ハ許可若クハ貸付ノ日ヨリ一箇年以内ニ會議ヨリ市區小劃ノ貸付ヲ受クヘキ權ヲ有ス而シテ宅田區分ノ所有權ヲ得ルマテハ市區小劃ハ宅田區分ニ附屬シ定住者タル者ノ外ハ之ヲ保有スルコトヲ得ス恒ニ宅田區分ト共ニ保有相續サルルモノトス

(二) 市區小劃ヲ定住者ニ割付クル方法ハ規則ニ依リ之ヲ定ム

(三) 市區小劃ノ地代金ハ宅田區分ノ地代金ト同法ヲ以テ納付及回收サルルモノトス

(四) 若シ法律ノ執行又ハ定住者若クハ他人ノ行爲ニ依リ定住者カ其市區小劃ノ定住者タル資格ヲ失ヒシトキハ本章以外ノ約束ナクシテ市區小劃ヲ絶對的ニ政府ニ沒收シ該定住者若クハ他人ノ該市區小劃内ノ利益ハ爾後消滅スルモノトス

(五) 市區小劃ノ許可若クハ保有ハ一人一劃ニ限ルモノトス

第三百三十八條 各市區小劃ノ價格ハ左ノ二項ヲ參酌シ會議カ損失ヲ爲ササル程度ノ額以上タラサルヘカラス

(イ) 測量費及地上ニ於ケル凡テノ改良ノ費用若シ斯カルモノ有リトスレハ

(ロ) 貸付期間土地ノ價值ニ對シ一箇年五分ヲ超ニサル利子但シ均等償還法ヲ以テ拂込マレタル小劃地代金ヲ忘ルヘカラス

第三百三十九條 市區小劃貸付ニハ地代金ヲ悉ク納付シ且ツ該市區小劃ノ附屬セル宅田區分ノ所有權ヲ得タル時ハ借地人若クハ其代表人ハ該地ノ所有權ヲ得ヘキ約定ヲ付ス又評議會ノ決議ヲ經テ太守カ適當ト認ムレハ本法ノ條項ニ抵觸セサル他ノ約定條件及條項ヲ付スヘシ

第三百四十條 地方行政廳若クハ公衆衛生ニ關スル何等法律條項ニ於テハ許可占有人若クハ宅田區分又ハ市區小劃ノ借地人ハ未タ土地ノ代金ヲ完納セサルモノト雖モ該地ノ地主ト看做サルヘシ

第三百四十一條 (一) 宅田區分若クハ市區小劃ノ借地人カ其負債ヲ償却スルコト能ハスシテ法律ノ執行ニ依リ貸付地ヲ讓渡ストキ又ハ其讓受人或ハ被信託人カ會議ノ認可ヲ經テ破産ノ日ヨリ十二箇月以内ニ貸付地ヲ本章ニ依リ借地人タルヘキ資格アル者ニ讓渡ストキハ此讓渡ハ本法ノ條項ニ反スルモノト認メス

(二) 本章ニ依リ借地人タルヘキ資格ヲ有スル者ニ讓渡シタルトキハ讓受人ハ該區分及小劃ノ貸付ニ關シテ原借地人ト同一ノ位置ニ在ルヘキモノトス

第三百四十二條 評議會ノ決議ヲ經テ太守ハ何時タリトモ宅田區分若クハ市區小劃ノ貸付期中ニ於テ合セテ二箇年ニ超過セサル期間内地代金ノ均等償還ヲ猶豫スルコトヲ得而シテ此期間ハ命令ヲ以テ貸付期ニ附加スヘシ

第三節

雜則

第三百四十三條 (一) 若シ本章第一節若クハ第二節ノ許可占有人ニシテ金錢ノ扶助ヲ要スルトキハ會議ハ豫算ノ中ヨリ其都度總計十五磅ニ超過セサル金額ヲ該許可占有人ニ貸與スルコトヲ得

(二) 貸與金ハ小劃内ニ家屋ヲ建設シ改良ヲ營ムノ外他ニ之ヲ使用スヘカラス

(三) 貸與金ハ二十箇年賦ヲ以テ會議ニ返納スヘシ而シテ特別ノ規定アル場合ヲ除キ初回年賦ハ土地貸付狀下付ノ日ニ納ムヘシ且ツ第二節ノ許可占有人ニ貸與シタル場合ニ於テ許可占有人ハ貸與金一磅ヲ建家改良ニ費ス毎ニ更ニ一磅ヲ加ヘテ之ニ費ササルヘカラス

(四) 一會計年度内ニ會議カ貸付スヘキ金額ハ二萬磅ヲ超ユヘカラス

第三百四十四條 (一) 沼澤地又ハ排水地ニ屬スル村間部落小劃若クハ宅田區分ノ貸付又ハ許可ヲ受

ケ且ツ之ヲ占有スル者ハ前記ノ貸付地又ハ許可地ヲ返還シテ其土地ノ永代貸付又ハ條件付購買貸付ヲ出願スルコトヲ得太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ適當ト認ムル時ハ前記出願ニ係ル土地ノ一部若クハ全部ニ對シ之ヲ許可シ之ニ關スル條件約定免除及除外例ヲ示シテ之ヲ遵守セシムルコトヲ得

(二) 前號ノ土地返還者カ返還地ノ永代貸付ヲ出願スルトキハ千九百九年十二月二十九日迄ノ地代金ハ其返還シタル貸付地又ハ許可地ニ對シ定メタル價格ニヨリテ之ヲ計算シ若シ價格ノ定メナキ場合ニハ土地分類會ニ於テ之ヲ定ムヘシ爾後ノ地代金並ニ土地價格ハ本法第三百三十六條ノ規定ニ依リ之ヲ算定スヘシ

返還前ニ施シタル改良ニシテ前記ノ永代貸付ニ合マルヘキ土地ニ加ヘラレタルモノハ凡テ其土地ノ新貸付ノ條件ニ依リ施シタルモノト看做スヘシ

(三) 條件付購買貸付ノ許可ヲ出願スル者アル場合ニハ其賣拂價格ハ返還シタル貸付地又ハ許可地ニ對シ定メタル價格ト同一タルヘシ許可地又ハ貸付地ニ價格ノ定メナキ場合ニハ土地分類會ニ於テ之ヲ定ムヘシ

(四) 本條ニ依リ出願スル者アルトキハ本法第二章第六節ニ依リ一般希望者ニ豫告スルコトヲ爲サスシテ直ニ之ヲ前ニ定メタル規定ニ從ヒ貸付地又ハ許可地ノ返還者ニ許可スルコトヲ得

(五) 前號ノ出願者カ返還シタル貸付地又ハ許可地ニ關シ會議ノ貸付金アル場合ニハ此金額及其利子並ニ返還地ニ對シテ納付スヘキ地代金ノ殘額ヲ合シタル金額ヲ永代貸付ノ初二十年以内若クハ條件付購買貸付ノ全期間ニ割賦納入セシムヘシ此割賦金額ハ新ニ受ケタル永代貸付又ハ條件付購買貸付ニ對シテ納付スヘキ地代金若クハ割賦金ノ一部ト看做シ該地代金又ハ割賦金ニ附加シテ共ニ之ヲ納付スヘキモノトス

(六) 土地大臣ハ適當ト認ムルトキハ返還ニ係ル貸付地又ハ許可地ニ對シテ納付セル地代金ノ全部若クハ一部ヲ新ニ受ケタル永代貸付又ハ條件付購買貸付ノ爲メニ納付シタルモノト看做スヘキコトヲ指揮スルコトヲ得

(七) 返還ニ係ル貸付地又ハ許可地内ニ借地人カ施シタル總テノ永久實質的改良ハ新ニ受ケタル永代貸付又ハ條件付購買貸付ノ條件及約定ニ從テ施シタルモノト看做サルコトアルヘシ又返還シタル許可地又ハ貸付地ノ占有ハ新ニ受ケタル永代貸付若クハ條件付購買貸付ニ依レル占有若クハ居住ト看做サルコトアルヘシ

(八) 太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ新永代貸付又ハ新條件付購買貸付ニ於テ凡テ必要ナル臨機ノ處置ヲ採ルコトヲ得

第三百四十五條 (一) 沼澤地又ハ排水地ニ屬セサル村間部落小割若クハ宅田區分ノ貸付又ハ許可ヲ受ケ且ツ之ヲ占有スル者ハ其貸付地ヲ皇帝陛下ニ返還シ其土地ノ永代貸付又ハ條件付購買貸付ヲ出願スルコトヲ得太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ適當ト認ムルトキハ前記出願地ノ一部若クハ全部ニ對シ之ヲ許可シ之ニ關スル條件約定免除及除外例ヲ示シテ之ヲ遵守セシムルコトヲ得

(二) 前號ノ地返還者カ返還地ノ永代貸付ヲ出願スルトキハ千九百九年十二月二十九日迄ノ一箇年地代金ハ其返還シタル貸付地又ハ許可地ニ對シ定メタル價格ノ五分五厘トス價格ノ定メナキ場合ニハ土地分類會ニテ之ヲ定ム爾後ノ地代金ハ前記ノ率ニ依ルヘシト雖モ土地價格ハ本法第三百三十六條ニ規定スル方法及期間ニ依リ之ヲ算定スヘシ

返還前ニ施シタル改良ニシテ前記ノ永代貸付ニ合マルヘキ土地ニ加ヘラレタルモノハ總テ其土地ノ新貸付ノ條件ニ依リ施シタルモノト看做スヘシ

- (三) 前記條件付購買貸付ノ許可ヲ出願スル者アル場合ニハ其賣拂價格ハ返還シタル貸付地又ハ許可地ニ定メタル價格ト同一タルヘシ若シ許可地又ハ貸付地ニ價格ノ定メナキ場合ニハ土地分類會ニ於テ之ヲ定ムヘシ
- (四) 本條ニ依リ出願スル者アルトキハ本法第一章第六節ニ依リ一般希望者ニ豫告スルコトヲ爲サスシテ太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ直ニ之ヲ前ニ定メタル規定ニ從ヒ貸付地又ハ許可地ノ返還者ニ許可スルコトヲ得
- (五) 前號ノ出願者カ返還シタル貸付又ハ許可ニ關シ會議ノ貸付金アル場合ニハ此金額及其利子並ニ返還地ニ對シテ納付スヘキ地代金ノ殘額ヲ合シタル全額ヲ永代貸付ノ初二十年以内若クハ條件付購買貸付ノ全期間ニ割賦納付セシムヘシ此割賦額ハ新ニ受ケタル永代貸付又ハ條件付購買貸付ニ對シテ納付スヘキ地代金若クハ割賦金ノ一部ト看做シ該地代金又ハ割賦金ニ附加シテ共ニ之ヲ納付スヘキモノトス
- (六) 土地大臣ハ適當ト認ムルトキハ返還シタル貸付地又ハ許可地ニ對シテ納付セル地代金ノ全部若クハ一部ヲ新ニ受ケタル永代貸付又ハ條件付購買貸付ノ爲メニ納付シタルモノト看做スヘキコトヲ指揮スルコトヲ得
- (七) 返還ニ係ル貸付地又ハ許可地内ニ借地人カ施シタル總テノ永久實質的改良ハ新ニ受ケタル永代貸付又ハ條件付購買貸付ノ條件及約定ニ從テ施シタルモノト看做サルコトアルヘシ又返還シタル許可地若クハ貸付地ノ占有ハ新ニ受ケタル永代貸付若クハ條件付購買貸付ニ依レル占有若クハ居住ト看做サルコトアルヘシ
- (八) 太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ新永代貸付又ハ新條件付購買貸付ニ於テ凡テ必要ナル臨機ノ處置ヲ採ルコトヲ得

ヲ採ルコトヲ得

- 第三百四十六條 (二) 村間部落小劃又ハ宅田區分ノ許可又ハ貸付ヲ受ケタル者ニシテ之ヲ返還シ永代貸付又ハ條件付購買貸付ヲ得ントスル者ハ返還地ノ外ニ尙ホ若干ノ土地ヲ新貸付ニ増加スルコトヲ出願スルコトヲ得但シ此場合ニ於テ前記土地ノ全價格ハ土地分類會ノ評價ニテ二百磅ヲ超過スルコトヲ得ス許可地又ハ貸付地ヲ返還セスシテ條件付購買貸付又ハ永代貸付ニ由リ已ニ得タル貸付地又ハ許可地ノ外ニ尙ホ若干ノ土地ヲ増加スルコトヲ出願シ許可ヲ受クルコトヲ得但シ此場合ニ於テ前記土地ノ全價格ハ土地分類會ノ評價ニテ二百磅ヲ超過スルコトヲ得ス
- (一) 前項ノ増加地ニ改良ノ施設アル場合ニハ之ニ對スル價額ヲ貸付期限ノ初二十年箇年中土地大臣ノ命スル期間ニ於テ半年賦ヲ以テ之ヲ納付スヘシ
  - (二) 前項半年賦金ノ納付ヲ怠リタル場合ハ貸付免許又ハ永代貸付ニ對スル地代金ノ納付又ハ地代金若クハ免許料ノ割賦納入ヲ怠リタル場合ト同一ニ看做サレ凡テ地代金ヲ徵收スル場合ト同一ノ手續ニテ會議ノ權能ニ依リ徵收セラルヘシ若又右半年賦金ヲ財產差押ニ依リ徵收スル場合ニハ會議ノ署名アル令狀ハ此差押ヲ爲スニ充分ナル保證及權能ヲ有スルモノトス
  - (三) 土地大臣ハ適當ト認ムルトキハ返還シタル貸付地又ハ許可地ニ對シテ納付セル地代金ノ全部若クハ一部ヲ新ニ受ケタル永代貸付又ハ條件付購買貸付ノ爲メニ納付シタルモノト看做スヘキコトヲ命令スルコトヲ得
  - (四) 返還シタル貸付地又ハ許可地内ニ借地人カ施シタル總テノ永久實質的改良ハ新ニ受ケタル永代貸付又ハ條件付購買貸付ノ條件及約定ニ從テ施シタルモノト看做サルコトアルヘシ又返還シタル許可地若クハ貸付地ノ占有ハ新ニ受ケタル永代貸付若クハ條件付購買貸付ニ依レル占有若ク

ハ住居ト看做サルルコトアルヘシ  
(六) 太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ新永代貸付又ハ新條件付購買貸付ニ於テ凡テ必要ナル臨機ノ處置ヲ探ルコトヲ得

第三百四十七條 村間部落ト宅田組合トカ相接近シアル場合ニ於テ其村間部落地又ハ宅田組合地内ニ村間部落又ハ宅田區分ノ何等借地人又ハ許可ヲ受ケタル者ノ居住スル場合ニハ本法第三百二十二條又ハ第三百三十五條ノ意味ニ於テ借地人若クハ許可ヲ受ケタル者ニ屬スル小割又ハ區分ノ居住ト看做スヘシ

第三百四十八條 本章又ハ千八百九十三年土地定住法ニ依レル借地人又ハ許可ヲ受ケタル者ニ何等增加地ヲ條件付購買貸付シタル場合ニハ其增加地ノ賣拂金額ニ對シ利子ヲ付スルコトナシ

第四節

勞働開墾地

第三百四十九條 (一) 評議會ノ決議ヲ經テ太守ハ官報ニ告示シ未處分荒地ニシテ非金礦地若クハ目的ノ如何ニ係ハラス永久ニ保存サルルニアラサル土地ヲ千五百英町以下ノ面積ニ於テ本節ニ依リ勞働開墾地トシテ存置供用スルコトヲ得

(二) 斯ク存置供用サレタル何等地區ハ後ニ掲クル條項ニ依リ任命セララルル被信託人ニ委託スヘシ被信託人ハ本節ノ條項ニ遵ヒ本節ノ下ニ勞働開墾地トシテ委託サレタル土地ヲ使用保管スヘシ  
第三百五十條 (一) 評議會ノ決議ヲ經テ太守ハ各勞働開墾地ニ對シ五名ノ被信託人ヲ任命スヘシ又太守ハ被信託人ヲ轉免スルコトヲ得  
(二) 評議會ノ決議ヲ經テ太守ハ何時タリトモ被信託人ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得此場合ニ於テ該

被信託人ノ位置ハ缺員タルヘシ

第三百五十一條 (一) 何レノ勞働開墾地ヲ問ハス其被信託人ノ第一集會ノ時日ト場所トハ大臣之ヲ命シ其後ノ集會ハ被信託人ノ任意トス

(二) 被信託人ノ權限ハ其三名ニ依テ行使セララルヘシ

第三百五十二條 (一) 何レノ勞働開墾地ヲ問ハス其被信託人カ本節ノ條項ヲ遂行スルヲ扶掖セン爲メ該開墾地ノ基金中ニ寄附スル者ハ管理委員此後單ニ委員ト稱スヲ撰舉スルヲ得ヘシ

(二) 委員ハ四名トス規則ノ定ムル所ノ方法及時日ニ遵ヒ年々撰舉スルモノトス

(三) 一人一箇年一磅以上ヲ勞働開墾地ノ基金中ニ寄附スル者ハ其年撰舉スル各委員ニ對シ各一磅毎ニ一票ノ投票權ヲ有スルモノトス

(四) 本法ニ依リ勞働開墾地ノ被信託人及委員若シ之レ有リトセハニ附與サレタル權限ノ行使ハ被信託人及委員總人員ノ過半數ニ據ルモノトス

第三百五十三條 各勞働開墾地ノ被信託人及委員若シ之レ有リトスレハハ大臣ノ裁決ヲ待ツ爲メ一日間猶豫ノ後其開墾地ヘ何人ノ加入ヲ許スモ差支ナシ而シテ新加入者ハ被信託人及委員若シ之レ有リトスレハニ依リ善良ナル者ニアラスト認メラレス又勞働開墾地ノ規程及規律ヲ遵守スル間ハ該規程ニ定ムル所ノ恩惠ニ浴スルコトヲ得

第三百五十四條 (一) 各勞働開墾地ノ被信託人及委員若シ之レ有リトスレハハ該開墾地ヲ設立維持管理及指揮スヘシ此目的ノ爲メニハ必要ナル役員及僱員ヲ任免スルコトヲ得而シテ其基金カ許ス限リ該開墾地ヲ改良シ且ツ自活セシムルニ必要ナル權限ヲ有スルモノトス  
(二) 各開墾地ノ被信託人及委員若シ之レ有リトスレハハ該開墾地ニ於テ商工業ヲ興シ且ツ之ヲ管



理シ其利得ヲ處分スルコトヲ得但シ利益ハ開墾地ノ信任勘定ノ方ニ拂込ムヘシ  
第三百五十五條 (一) 議會ハ各勞働開墾地ノ維持ニ對シ年々經費ヲ議決スヘシ而シテ其金額ハ同目的ニ對シ被信託人及委員若シ之レ有リトスレバカ領收シタル公私寄附金各一磅毎ニ二磅宛ヲ以テ限度トス

(二) 前項ノ方法ニ由リ被信託人及委員若シ之レ有リトスレバノ領收スル金額及該勞働開墾地ヨリ生スル總益金ハ該被信託人及委員若シ之レ有リトスレバカ指揮スル勞働開墾地ノ名ニ於テ銀行ノ信任勘定ノ方ニ拂込ムヘシ

(三) 被信託人及委員若シ之レ有リスレバ左ノ場合ニ於テ信任勘定ノ方ニ拂込マレタル金額ヲ使用スルコトヲ得

(イ) 該勞働開墾地ニ於テ備役スル人員ノ給料ヲ支拂フ爲メ

(ロ) 該勞働開墾地ニ關聯シテ必要ナル家屋、土工等ノ築設及維持ノ爲メ

(ハ) 食料、衣服、建築材料、畜類、種子、農具、手工具其他勞働開墾地適當ノ仕事ヲ爲シ且ツ一般ニ本節ノ條項ヲ遂行スル爲メニ必要ナル物品ヲ購入スル爲メ

第三百五十六條 (一) 各勞働開墾地ノ被信託人及委員若シ之レ有リトスレバノ會計ハ每年少クモ六箇月ニ一回若クハ評議會ノ決議ヲ經テ太守カ指揮スレバ何回タリトモ大臣ノ指定スル時期ニ於テ二名ノ會計検査員ノ検査ヲ經サルヘカラス該會計検査員ノ一名ハ評議會ノ決議ヲ經テ太守之ヲ任命シ他ノ一名ハ被信託人及委員若シ之レ有リトスレバ之ヲ任命シ給金ハ評議會ノ決議ヲ經テ太守ノ指揮スル割合ヲ以テ信任勘定ノ方ヨリ支出スルモノトス

(二) 會計検査員ノ検査濟ニ係ル收支ノ決算書ハ被信託人及委員若シ之レ有リトスレバ之ヲ調製シ

六箇月ニ一回大臣ニ提出シ大臣ハ之ヲ議會ノ兩院ニ提出スヘシ

第三百五十七條 各勞働開墾地ノ被信託人及委員若シ之レ有リトスレバノ評議會ノ決議ヲ經タル太守ノ認可ヲ得テ本節ノ範圍内ニ於テ該開墾地ノ爲メニ左ニ關スル諸規則ヲ制定スルコトヲ得

- (イ) 金錢ノ收納、費消及使用
- (ロ) 僱員ニ支拂フヘキ給料ノ割合
- (ハ) 勞働開墾地ノ清潔、秩序及衛生
- (ニ) 命令及規律ノ保持
- (ホ) 犯則者ノ懲罰但シ罰金ハ二磅ヲ超ユヘカラス
- (ヘ) 特ニ權限ヲ與ヘラレタルト否トニ拘ハラズ本節ノ目的及條項ヲ一層善ク遂行スル爲メ

第五節

概 則

第三百五十八條 本章ニ規定スル存置、供用、保存、測量、貸付、占有許可地ノ地積ニ關シ又ハ保存地、市區地區、區分及小割ノ地積ニ關スル制限ハ、マリー地方ニハ何等ノ效果ヲ及サス但シ此地方ニ於テハ本章ニ依リ許可貸付サルル地積ハ一人三百二十英町ヲ超ユヘカラス

第三百五十九條 (一) 評議會ノ決議ヲ經テ太守ハ本章ノ條項ヲ遂行スル爲メ一般ニ規則ヲ制定スルコトヲ得

(二) 此等ノ規則ニシテ官報ニ掲載サレタルトキハ本法ノ中ニ制定セラレタルト同一ノ法カヲ有ス而シテ該規則ハ若シ議會開期中ナレハ制定後十四日以内ニ然ラサルトキハ次期議會開會後十四日以内ニ兩院ニ提出スヘシ

第三百六十條 本法ノ所謂沼澤地タルト本章ノ目的ノ爲メニ今後存置供用セラレ得ヘキ土地タルトニ係ハラス從來若クハ將來合カ準備セシ經費ヲ支出シテ排水若クハ改良サレタル土地ハ排水及改良後評定セシ該地ノ地價ニ對シ一箇年五分ヨリ少カラサル地代金ヲ以テ貸付スヘシ

第三百六十一條 本章ニ所謂村閭部落宅田組合勞働開墾地若クハ市區ノ境域内ニ於テハ該境域内ニ住居スル人民ノ絶對的過半数カ要求スルニ非サレハ何等酒類ノ販賣ヲ允許スル免狀若クハ俱樂部暨ヲ下付スルコトナシ且ツ該境域外ニ對シテ下付サレタル免狀ハ其取次及方法ノ如何ニ關セス酒類ヲ境域内ニ賣込ムコトヲ許サス若シ酒類販賣免狀ヲ有セスシテ酒類ヲ販賣シ本條ヲ犯シタルモノハ處罰ヲ受クヘシ

第三百六十二條 大臣ハ會計年度内本章ノ規定ニ從テ處理セシ事實ノ報告ヲ各年度後一箇月以内ニ議會ノ兩院ニ提出スヘシ

第四章

密居定住ニ供スル土地ノ獲得

第三百六十三條 本章中反對ノ意義明白ナル場合ヲ除キ

「農業地方若クハ地方」トハ評議會ノ決議ヲ經テ太守カ官報ニ掲載スル命令ヲ以テ本章ノ所謂農業地タルコトヲ宣言スルゾクトリヤノ何等部分ヲ謂ヒ

「會議」トハ土地及工事會議ヲ謂ヒ

「持主」トハ民有地ヲ所有シ若クハ其地内ニ於ケル何等利益ヲ享有スル個人會社若クハ團體ヲ謂ヒ且ツ民有地賣却ノ權利ヲ有スル何等信託人受託人管理人若クハ抵當權者ヲ包含シ

「民有地」トハ純和續地トシテ官ヨリ交付サレタル土地ヲ謂フ

第一節

總則

第三百六十四條 本章ハ之ヲ「マリ」地方若クハ「マリ」境邊ニ於ケル土地ニ適用セス

第三百六十五條 本章ノ目的ノ爲メ以下規定スル方法ニ依リ會議ハ合意ヲ以テ何等農業地方ニ於ケル良好ナル適農民有地ヲ購買獲得スルコトヲ得

第一項ニ依リ獲得サレタル土地ハ未處分地ト同様ニ看做シ總テ之ヲ皇地ニ編入ス

第三百六十六條 大臣ハ本章ノ目的上獲得セントスル民有地ノ價格ヲ適任ノ評價員一名若クハ數名ノ評價及ヒ他ノ適當ナル方法ニ依リ決定シ土地ヲ獲得セントスル地方ニ於テ農業ノ爲メ土地需要ノ狀況ニ付報告ヲ徵スルコトヲ得

第三百六十七條 大臣ハ其都度會議ニ代リ土地ノ購買ニ付キ何等地方ニ於ケル民有地ノ持主ト假契約若クハ協定ヲ爲スコトヲ得

第三百六十八條 土地購買ニ付キ何等持主トノ假契約若クハ協定ノ複本ハ當該土地ニ關シ左ノ諸點ヲ記述セル明細書ヲ添ヘ議會ノ兩院ニ提出スヘシ

(イ) 位置及狀況

(ロ) 獲得セントスル地積

(ハ) 持主

(ニ) 價格

(ホ) 購買ノ理由

(ヘ) 土地使用ノ目的

第三百六十九條 土地ニ關シ前記ノ通り假契約若クハ協定ノ成立後同契約若クハ協定ハ之ヲ下院ニ提出シ下院ニ於テ該地ノ獲得ノ必要ヲ決議スルニ非レハ該地ノ獲得ニ着手スルヲ得ス

第三百七十條 假契約若クハ合意ニ從ヒ何等土地獲得ノ必要ヲ宣言スル下院ノ決議ハ同土地獲得ノ准許ヲ受クル爲メ下院ニ法案ヲ提出スルノ職責ヲ大臣ニ負ハシムルモノト看做ス

前項ノ法案ニシテ議會ヲ通過スルトキハ當該土地獲得ノ權能ハ絕對トス  
法案ハ前記決議一件以上ニ指示セル何等土地ヲ包含スルコトヲ得

第三百七十一條 本章ニ依リ會議ヲ獲得セル土地ハ總テ會議ニ於テ其持主ノ意ニ隨ヒ價格若クハ評議會ノ決議ヲ經テ太守カ決定スル時價ニ應シツクトリヤ政廳三分利付債券ヲ以テ支拂フカ若クハ同債券ヲ賣却セル收入現金ヲ以テ支拂フモノトス

第三百七十二條 獲得セル土地ニ對スル支拂及ヒ本章ノ條項ニ依ル土地ノ測量再分、剷除、排水、柵柵若クハ改良ノ爲メ太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ其都度千八百九十六年ツクトリヤ政廳債券法ニ依リ起債サレタル所謂ツクトリヤ政廳三分利付債券ノ額ヲ一會計年度十萬磅ニ超過セサル額丈増加スルコトヲ得

前項ノ債券賣却ノ收入金ハ後ノ條項ニ依リ本章ニ特定セル種々ノ目的ニ使用サルルモノトス

第三百七十三條 千八百九十六年ツクトリヤ政廳債券法ニ依リ發行サレタル債券ノ記名、發行、管理、償還、利子ノ支拂及讓渡並ニ一般ニ右債券ニ關スル同法ノ條項ハ總テ其本章ニ抵觸セサル限り本章ニ依リ本章ノ目的上發行サレタル債券ニ適用ス

第三百七十四條 本章ニ依リ發行サレタル債券ノ利子ハ後ニ規定セル農圃定住地基金ノ負擔トシ同基金中ヨリ同債券ノ利子支拂額ト同額ノ金ヲ其都度合併歳入ノ中ニ移入スルモノトス

第三百七十五條 農圃定住地基金ノ貸方ニ於ケル金額ニシテ利子ノ支拂額ヲ超過セル時ハ大藏大臣ハ同超過額ヲ以テ市場若クハ其他ニ於テ太守カ評議會ノ議決ヲ經テ決定セル價格ニ依リツクトリヤ政廳三分利付債券ヲ購買スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ大藏大臣債券ノ讓渡ヲ受ケタルトキハ千八百九十六年ツクトリヤ政廳債券法第二十九條ニ係ラス同債券ヲ償還セルモノト看做シ同債券ノ記名ヲ換フルカ若クハ之ヲ債券簿ヨリ除クヘシ

第三百七十六條 農圃小割ノ借地人若クハ購買人又ハ本章ニ依リ會議ノ獲得セル土地ノ購買人ヨリ會議ノ收納セル金額ハ之ヲ國庫ニ支拂ヒ大藏省ハ農圃定住地基金トシテ之ヲ保留シ前記各條項ニ依リ債券ノ償還及同利子ノ支拂ニ充ツルモノトス

第三百七十七條 大藏大臣ハ各會計年度末ニ於テ其年度中本章ニ依リ會議ノ獲得セル土地及同土地ニ對スル代金支拂ノ爲メ發行セル債券ノ額及本章ニ依リ發行セル債券ニ關シテ支拂フヘキ元金若クハ利子ニ關シ合併歳入ノ中ヨリ支出シタル金額ノ計算書ヲ作り之ヲ議會ノ兩院ニ提出スヘシ

第二節

農圃小割

第三百七十八條 (一) 本章ニ依リ獲得セラレ農圃小割トシテ處分セラルル土地ノ價格ハ購買價格ノ外測量費再分費再分ノ爲メ道路敷地及保存地ニ編入セラルル土地ノ代價、剷除、排水、柵柵及其他會議ニ於テ當該土地ヲ改良スルニ要スル費額其他當該土地ヲ獲得處分スル爲メ千八百九十九年七月一日以後ニ使用セシ費額並ニ當該土地處分ノ爲メ道路築造ノ諸費ヲ償フニ足ル程度ニ於テ會議之ヲ決定ス

(一) 會議ハ農業小劃トシテ處分スルニ先キ本章ニ依リ獲得シタル土地ヲ芻除排水構柵若クハ其他ノ方法ニ依リ改良スルコトヲ得

第三百七十九條 (二) 會議ハ何レノ地方ニ於テ獲得シタル土地ヲ問ハス村劃トスル爲メ及太守カ評議會ノ決議ヲ經テ千八百九十年土地法第十條ニ舉クル目的ニ對シ永久若クハ一時之ヲ保存スル爲メ獲得地内ニ於テ充分ナル地積ヲ存置スルコトヲ得

(三) 購買セシ土地ノ殘部ハ之ヲ各小劃ノ價格千磅ヲ超過セサル農圃小劃ニ再分シ本章ノ條項ニ依リ條件付購買貸付トシテ處分セラルルコトヲ官報ニテ告示スヘシ

第三百八十條 農圃小劃カ條件付購買貸付トシテ處分セラルルコトヲ公告スル官報ノ告示ハ各農圃小劃ニ付キ左ノ諸點ヲ記述スヘシ

地積

價格

改良事物ノ價格

拂込ノ方法

豫納金額

其他大臣ニ於テ必要ト認ムル事項

第三百八十一條 農圃小劃一筆若クハ數筆ノ條件付購買貸付ノ出願人ハ願書ニ添ヘ申込最高價格ノ小劃購買代金ノ初二回割賦額ニ等シキ金額ヲ豫納スヘシ

第三百八十二條 何等農圃小劃ノ各條件付購買貸付ハ其本章ニ牴觸セサル限り本法第一章ノ永代貸付ト同一ノ條件及約款ニ從フモノトス

第三百八十三條 農圃小劃ノ條件付購買貸付ニハ貸付ノ初六箇年間效力ヲ有スヘキ左ノ條件ヲ附ス

ヘシ

(イ) 借地人ハ借地内ニ永久實質的改良ヲ施スヲ要スル條件但シ同改良ハ貸付後第三年目ノ終末以前ニ於テ當該土地每一英町ニ付十志ノ價格若クハ會議ノ決定アル場合ニハ同土地購買代金ノ百分ノ十二相當スル價格ニマテ而シテ更ニ第六年目ノ終末以前ニ於テ當該土地每一英町ニ付十志ノ價格若クハ會議ノ決定アル場合ニハ購買代金ノ百分ノ十二相當スル價格ニマテ施設シ會議ハ書面ニ鈐印シテ之ヲ證明スルモノトス

(ロ) 借地人ハ其小劃内ニ六箇年間自ラ居住スルヲ要スル條件但シ借地人ノ妻若クハ十八歳以上ノ子ニシテ自ラ之ニ居住セル場合ハ之ヲ借地人ノ自任ト看做ス

(ハ) 借地人ハ貸付後六箇年間當該小劃全部若クハ一部ノ占有權ヲ讓渡書入轉貸若クハ棄權スルヲ得サル條件

(ニ) 右ノ外鑛業耕作及ヒ有害動物驅除其他本章ノ條項ニ牴觸セサル事項ニシテ太守カ評議會ノ決議ヲ經テ規則ヲ以テ規定スルモノニ關スル條件及約款

第三百八十四條 (一) 各條件付購買貸付ハ發行日付ニ先タテ最近ノ一月一日若クハ七月一日ヨリ起算シ其貸付期間ハ借地人ト會議トシテ間ニ協定シ小劃ノ價格及一箇年百磅ニ付キ四磅十志ノ利子ハ半年賦ヲ以テ六十三回若クハ協定ニ依リ其以下ノ回数ニ於テ拂込ムモノトス

(二) 條件付購買貸付ニ依ル土地ノ借地人カ拂込ムヘキ半年賦ノ回数及金額ハ千八百九十年貯蓄銀行法千八百九十六年修正法第一章第三節ニ依リ貯蓄銀行委員ノ行ヒタル貸出金償還ノ諸表ニ從ヒ計算スヘシ

(三) 各割賦金ハ未拂購買代金ニ對スル利子ヲ包含ス  
 (四) 會議ニ於テ約款及ヒ條件カ總テ履行セラレタルコトヲ認ムルトキハ貸付後六箇年以後何時タリトモ借地人ハ會議ノ許可書ヲ得テ借地ノ全部若クハ一部ヲ讓渡書入轉貸若クハ棄權スルコトヲ得

(五) 會議ニ於テ約款及條件カ總テ履行セラレ垣柵及改良事物カ維持セラレ土地及改良事物購買代金金額カ拂込マレタルコトヲ認ムルトキハ貸付後六箇年以後何時タリトモ該地ヲ付與ス  
 (六) 半年賦金ノ滯納額ナク又六箇年經過後貸付滿期前何等半年ノ終末ニ於テ當該土地ノ純相續權ヲ獲得センコトヲ志望スル農圃小割借地人ノ拂込ムヘキ金額ハ元金殘額ニ等シキ金額トス  
 (七) 半年賦金ヲ定期ニ拂込マサルカ若クハ貸付ニ附隨スル何等條件ニ違背セルトキハ貸付ヲ取消サルヘシ其中割賦金不拂ニ對スル取消ハ拂込定日後三箇月以内ニ定額ノ外其百分ノ五ニ等シキ金額ヲ加ヘテ拂込定日後六箇月以内ニ定額ノ外其百分ノ十二ニ等シキ金額ヲ加ヘテ拂込ムトキ免除セララル得但取消サレタル場合ニ於テモ割賦金ノ不拂ニ係ル分ハ納入スルヲ要ス

第三節 概 則

第三百八十五條 本章ニ依リ官ニ於テ土地ヲ獲得セル時善意ノ小作人之ヲ占有セル場合ニハ大臣ハ之ヲ適當ト認ムレハ本章ノ條項ニ依リ價格千二百五十磅ヲ超過セサル地積ノ農圃小割ノ條件付購買貸付ヲ受クル優先權ヲ同小作人ニ與フルコトヲ得

第三百八十六條 本章ノ條項ニ依リ官ニ於テ獲得シタル土地ヲ分斷セル道路カ破壞不用ニ歸セルモ

ノニシテ其カ爲メ當該土地ノ再分ヲ爲スニ適セサルトキハ同道路所在市區ニ於ケル市會ノ同意ヲ經テ官報ニ公告シ之ヲ廢止スルコトヲ得右廢止後ノ道路ハ其分斷セル獲得地ノ一部ト看做ス

第三百八十七條 大臣ハ本章ニ依リ獲得シタル土地ノ内ヨリ其都度適當ト認ムル地積ヲ保存シ規則ニ依リ其適當ト認ムル條件ヲ以テ之ヲ農事試驗場ノ目的ニ使用スルヲ許スコトヲ得但シ此場合ニ於テハ使用期間内同土地ノ價格百磅ニ付六磅ヨリ少カラサル地代金ヲ要シ同地代金ハ之ヲ農圃定住地基金中ニ拂込ムモノトス

第三百八十八條 (一) 本章ノ條項ニ依リ官ニ於テ獲得セル土地ニ宅田アルトキハ大臣ハ宅田ニ於ケル家屋及改良事物ヲ個々ニ評價セシムルコトヲ得又何等法律ノ規定ニ係ラス右家屋及改良事物所在ノ農圃小割ハ右宅田ヲ除キ價格二千磅ヲ超過セサル土地ヲ含有スルコトヲ得

(二) 前記ノ如キ農圃小割ノ借地人カ拂込ムヘキ半年賦金ノ回數及金額ヲ計算スルニ當リ宅田ヲ成立セル家屋及改良事物ノ價格ハ農圃小割ノ價格ニ附加セララルヲ要ス

(三) 前記ノ如キ農圃小割ノ貸付ニハ大臣ニ於テ適當ト認ムル如ク宅田ノ保險ニ對スル條項ヲ付スルヲ要ス

第三百八十九條 (一) 割賦金三箇月分滯納ノ場合ニハ會議ハ書面ヲ以テ其事實ヲ會計検査院長ニ通スヘシ

(二) 第一項ノ通知ヲ得テ會計検査院長ハ證明書ヲ作成シ之ニ署名ノ上之ヲ検査長ニ送ルヘシ

(三) 第二項ノ證明書ヲ受ケ検査長ハ滯納金徵收ニ必要ナル處置ヲ爲スヘシ

第三百九十條 本章ニ依リ官ニ於テ獲得セル土地ニシテ本章ニ依リ處分セララルコトヲ布告サレシ後二箇年以内ニ條件付購買貸付セラレサルトキハ同土地ハ競賣ニ依リ賣拂ハルヘキ土地ニ關シ本

法ニ規定スル條項ニ依リ公賣ニ付スルコトヲ得

第三百九十一條 農圃小割ノ條件付購買貸付ハ既ニ價格千二百五十磅ノ土地所有者若クハ同土地ヲ得レハ右ノ價格以上ノ土地ノ所有者トナルヘキ者ニハ本章ニ依リ許可スルコトナシ

第三百九十二條 本章ニ依リ農圃小割ニ筆以上ヲ一人ニ許可スルコトナク又一人ニシテ一筆以上ヲ保有スルヲ得ス

第三百九十三條 借地人ニ於テ若クハ讓受人又ハ抵當權者トシテ借地人ヨリ權利ヲ繼承スル者ニ於テ本章ニ依リ許可サレタル條件付購買貸付ヲ讓渡サントスル場合ニハ會議ノ許可書アルニ非サレハ之ヲ許サス又同許可書ハ讓渡ニ依リ讓受人カ價格千二百五十磅ヲ超過スル土地ノ所有者トナルヘキトキハ之ヲ下付セス

第三百九十四條 本章中借地人ナル語ハ讓受人借地人ノ代表者及法律ノ結果條件付購買貸付ニ於ケル利益ヲ享有スル者ヲ包含ス

第三百九十五條 地方行政廳公衆衛生若クハ分界垣柵ニ關スル法律ノ條項ニ於テハ本章ニ依ル農圃小割ノ各借地人ハ之ヲ其地主若クハ占有人ト看做ス

第三百九十六條 會議ハ訴訟差押沒收若クハ其他ノ方法ニ依リ購買代金及其利子ノ割賦金ノ取立ニ關シテハ本法第一章ニ免許手数料ノ不拂金ヲ取立ツル場合ト同一ノ權能ヲ有ス

第三百九十七條 太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ本法第二百八條ニ規定セル方法ヲ以テ本法施行ニ關スル規則ヲ制定スルコトヲ得

第三百九十八條 大臣ハ毎年本法ノ條項ニ依リ處辨シタル事務ノ報告ヲ議會兩院ニ提出スルヲ要ス但シ該報告ハ其日付ノ前年十二月迄ノ分タルヘシ該報告ニハ左記ノ事項モ記述スヘシ

(一) 本法ニ依リ購買サレタル土地各個ノ位置及面積土地賣渡人タル個人又ハ會社及同土地ニ對シテ支拂ハレタル代價

(二) 各取引ニ對スル會議ノ報告及本法ニ依リ獲得サレタル土地ノ狀況及定住

## 第六章 濠洲の土地金融機關

四一四

殖民地に在りては、母國に比して、何れも其金利の甚だ高率なることは、殆ど其常態なり。これ畢竟殖民地に於ては、創開すべき事業多きに反し、資本は一般に缺乏せるに因らざるば、濠洲に於て農牧業者が收穫を見越し、之を擔保として資金を融通する場合に際し、今より四十年前にありては、一割五分の高利を拂ひたり。但し當時の金利は、實際一割に過ぎざりしも、債務者は六箇月毎に二分五厘の手續料を要出せしを以て、其支拂ふべき一ヶ年の金利及手續料を合すれば、元金の一割五分に當れるなり。千八百五十年より千八百七十年に至る間の利息は七分乃至九分の間であり、千八百九十年に至り、六分乃至七分五厘に及び、而して千八百九十五年、モーゼーランドに於ける利子は、六分乃至八分にして、時としては九分乃至一割に及びたることあり。此等の金利は、我北海道に於ける金利に比すれば、甚だ低利なるが如く見ゆるも、英本國に於ける金利の最も低廉なるに對照するときは、頗る高率と稱すべきを以て、濠洲各政廳は、農牧業者に對し、土地を擔保とし、低利を以て、國庫金を貸出し、以て彼等を高利の負債中より救済するの途を設けたり。

抑も政廳が農家に對して貸金を爲す起原は、千七百七十年獨逸が、ランドンシャフテン、バンク（土地銀行）を設立せしに創まり、其趣意は、歐洲各國に傳播し、各其國の狀況に應じて、此種の銀行を起せり。獨り英國に於ては、土地の讓渡に關する制度の煩雜なるが爲め、之を採用するに至らざりき。千八百四十九年以降、獨逸土地信用銀行は、純然たる組合組織となり、瑞典之に倣ひ、露西亞の一部なる波蘭も亦之を採用し、埃地利、匈牙利も亦之を學ぶに至れり。然れども、歐洲各國に於ける土地信用制度は、一部は國立にして、一部は組合組織なりしも、獨り佛國は、全く之を政府の經營に委し、所謂「クレヂェファンシエ」（領地信用機關）を設立

せり。濠洲諸州が農家に貸金を爲す爲め、襲ひし制度は、即ち是なり。

ニューサウスウェールズが對定住者貸出金の主義を採用せしは、近年の事にして、即ち千八百九十九年、法律第一號を以て、定住者にして、必要に迫られたるもの若くは早魃の爲め、財政上に困難を感ずるものに對し、貸出金を爲すの制度を設けたり。此法律は、近年の大早魃に對する善後策として、一時的貸出金を爲すの目的より成り、他州に於ける法律に比すれば、簡にして粗なり。之に依れば、貸出機關は、僅に三人の議員より成り、其資金を供給する爲め、大藏大臣は五十萬磅の債券を發行するの權あり。而して公債利子は、三分五厘を超過する能はず。又抵當物件は、所有地、條件付賣拂地及貸付地に限り、（土地制度の章參照）而して一人に對する貸出金は、二百磅を越ゆるを得ず。毎年之に四分の利子を付し、十箇年間に返済せしむ。千八百九十二年、此法律を改正し、貸出金の極限を五百磅に増加し、之に利子を付し、三十一箇年間に返済せしむること、せり。而して同法律に據り、千九百年十月三日迄に貸金願書の受理件数は、四千三百九十三件にして、其金額は三十七萬七千磅に達せしも、此内貸出を許可せられしもの二千六百八十七件、金額十萬九千三百三十七磅とす。而して此期間に於て、債務者より返済せし高は九千七百七十三磅、利子納入高二千九百四十八磅に及び。

ウヰクトリヤに於ては、千八百九十年の貯蓄銀行法中、一箇條の規定に依り、委員を置き、土地を擔保として貸出金を爲し、年五分の利子の外に、元金償却の爲め、年々其百分の二を納入せしめたり。千八百九十六年に至り、貯蓄銀行法の修正と共に、對農民貸出金の制度も亦變更せり。其新法に依れば、貯蓄銀行に於ける委員は、農民、牧業者、蔬菜栽培者、其他農業及園藝等に從事するものに對し、其附與せる農牧地若くは園藝地を擔保に提供せしめ、均等償還法若くは其他の方法を以て、貸出金を爲すことを得るも、其擔保に提供すべき土地は、所有地若くは貸付地にして、地代金と共に、賣拂代金の一部を納めたるものに非れば、貸出

を受くるを得ず、又同委員の意見を以て、其資金に對しては、現金を交附するも、或は抵當債券 (Mortgage Bond) を交附するも、委員の自由なりとす、而して此利息は、一箇年四分五厘にして、元利を合せ、半年賦を以て、六十三回の償還せしむ、但し委員と債務者との協議に依り、其償還回数を短縮することを得るなり、斯くて此新法の施行後、千九百一一年一月三十日に至る迄に、貸出されし金額は百十六萬三千百五磅にして、此より以前に於ける貸出金額は、百二萬二千八百三十六磅、件数は二千三百二十三件、一件の平均金額は四百四十磅に達せり、又千九百一一年より翌年に亘れる會計年度の貸出金は、十八萬九千六百七十磅にして、内十七萬二千十六磅は、借金償却の爲め、三千五百三十三磅は、貸付地の地代金を納入する爲め、又一萬四千二百二十一磅は、土地改良の爲め、債務者に於て使用せられたり、而して貸出金をなす爲め、委員が發行せる債券は、額面百十八萬三千六百磅に達し、内十五萬五千五十磅は、既に償還を終了せり。

クギンストランドは、千九百一一年十二月、農業銀行法を制定し、政廳に與ふるに、農業地の占有、耕耘及改良進歩を圖る目的に向て、銀行を設立するの、權能を以てし、其資本金は、二十五萬磅を超過する能はず、又農民若くは定住者に、貸出さるべき金額は、八百磅を以て最高額とし、二百磅以下の出願者に對し、優先權を與へり、而して貸出金は、土地改良に要する資金、一磅に付十三志を超過せず、利息は一箇年五分にして、五箇年間に前金を以て、之を納め、元金は其後二十箇年以内に、毎百磅に付四磅三片宛半年賦を以て償還するものとす。

南オリストラツヤの政廳は、千八百九十五年十二月二十日、貸出金法を制定し、村落の産業を進め、尤が爲め、農收業者に對し、貸出金を爲すの目的を以て、一個の國立銀行を興せり、其貸出金は、擔保價格の五分の三を超過るを得ず、而して擔保は、所有地若くは貸付地に限り、又貸付地の場合、於ては、該地の賣拂價額の半を超過して、貸金を爲さず、而して銀行が素地の評價を爲す標準は、政廳が地租徵收の目的を以て、評價せる價格を超過ることなし、利息は銀行及債務者の協約に依りて之を定むるも、一箇年五分を超過る能はず、償還期限も亦相互の協約に依りて之を定むるものとす、最短三箇年、半、最長二十一箇年とす、銀行は定住者の外、市町村及其他地方團體が、事業を起し、或は舊債を償還する目的に對し、貸金を爲すことを得、銀行は又貸出の資金を得るが爲めに、三分五厘利付の抵當債券を發行す、該債券の償還期限は、五箇年なりとす、而して千九百一一年三月三十一日迄に、國立銀行が貸付せし金額は、六十二萬七千五百磅にして、其内返還高は、十一萬三千二百九十六磅なり、又貸出金を爲すため發行せる抵當債券は、其額六十一萬八千九百磅にして、内十一萬四千七百磅は、既に償還を終り、五十萬四千二百磅は、未済に係れり、又千九百一一年より翌年に亘れる會計年度中に、貸出されし金額は、九萬八百二十四磅に達せりと云ふ。

西オーストラリヤは、千八百九十四年に制定せる、農業銀行法を以て、農地の占有、耕耘及改良を補助する方法を立てたり、此法に依れば、農業銀行の支配人は、民有地、特種占有地、貸付地、條件付賣拂貸付地、若くは宅田を擔保とし、農民に貸出を爲すを得、其貸出の目的は、素地の開墾、既墾地の附加改良を、増進せしむるにあり、而して貸出金額は、改良に要する資本の半を超過す可らず、利息の極限は、年六分にして、半箇年毎に之を納む、而して一人に貸出し得べき最高額は、四百磅とす、現金の返納は、其五十分の一宛、半箇年賦を以て、之を納む、其納付期間は、貸付の月より、五箇年を経過せる後に於て、一月一日若くは七月一日より始まり、全額が利息と共に全く償還せらるゝに至る迄とす、然れども、双方協約の上、償還期日を減縮し、割賦額を増加することを得、該法の定むる所に依れば、改良とは、開墾、耕耘及輪狀剝皮を指し、千八百九十六年の修正法に據り、改良の中には、更に構柵、排水工事、鑿井工事、水槽、若くは家屋の建設工事及其他土地の價格を増進すべき一切の工事を包含せしめたり、又同修正法は、貸金の極限を八百磅とし、最高利率を五分に減じ、牧畜貸付地の擔保を許し、改良に要する經費の四分の三迄を、貸出することを許せり、農業銀行の資



本は、二十萬磅にして、千九百一十一年十二月三十一日迄の貸出金、十四萬五千六百五十磅債務者は千四百五十八人なり又千八百九十九年より翌年に亘れる會計年度に於て、農業銀行の貸出金は、一萬五千三百三十磅に達せり。

ニュー・ジブランドに於ては、千八百九十四年對定住者政廳貸出金法 (Advances to Settlers Act, 1894) を制定し之に依りて、農業、酪業、并に園藝に供せられたる土地を抵當として、農民に貸出金を爲せり。此法律の目的は、多數の定住者が、高利率の負債と、土地抵當の登録に、少なからざる失費を要せしものを救済するに在り。蓋し本法立案の當時は、農産物の價格も、相應に高値にして、農家の収入も亦多かりしが故に、農業者に於ても、此新規官業の特典に就て、甚だ注意を惹かざりし者の如くなりしに、其實施前二三年來商業及農業は、一般に世界的不況の悲運に遭遇し、定住者は、多く破産の不幸を見るに至らんとし、加ふるに金利高率にして、拓殖の進運を阻害すること、少なからざりしを以て、遂に本法の發布を見るに至れるなり。而して此法律の實施は、一般農業者の困難を除きたるの效力非常に大にして、州中一般の金利を、低落せしめたりしより、少數の債權者が損耗を被りしに比し、非常に多數の債務者を救助せり。且つ之が爲め、從來未開の土地にして、速に拓殖の實を擧ぐるに至りしもの甚だ多く、從て本法は、他州に於ける法律よりも、更に偉大なる影響を與へしものなるを以て、特に之を詳記せん。

此法律は二箇年間に三百萬磅、毎年百五十萬磅宛の額に於て年四分以下の利付債券を發することを規定せり。依りて翌九十五年五月に至り、政廳は三分利付公債百五十萬磅を倫敦に於て募集したりしに、應募申込價格は、九十磅乃至百磅の間にありて、平均九十四磅八志九片の價格を以て募集するを得たり。千八百九十五年發布の修正法は、百五十萬磅の未發行債券の募集期を三箇年に延長せしも、更に九十八年に至り、尙ほ三箇年を延長し、終に千九百一十一年には、全く募集年期に關する制限を撤去し、同時に發行額一

百萬磅を増加したり。

貸出事務は中央に一局を置き、之を對定住者貸金局と稱し、總裁一名を任命し、別に總會議 (General Board) を設け、總裁と協同して、重要な事務に參與せしむ。貸金局は、市内地 (Urban) 若くは市外地 (Suburban) を除き左に掲ぐる各項の一に適合し、借地權に對する外、一切の義務を負はざる、土地の第一抵當に對し、貸出を行ふものとす。

一、千八百八十五年土地讓渡法に據る所有地又は千八百六十八年登録法に據りて登録せられたる土地、

二、千八百八十五年土地法に據り、永代借地權を得たる皇地、

三、千八百九十二年土地法第三章、及第四章に據る皇地、

四、千八百八十五年土地法及千八百九十二年土地法に據り、小秣牧地として借地權を得たる皇地、

五、千八百九十一年鑛業法に據り、借地權を得たる皇地、

六、千八百七十七年ウエストランド及ネルソン地方炭鑛行政法に據り、鑛業以外の目的を以て、借地權を得たる皇地、

七、千八百八十一年西海岸地方定住地保存地法又は千八百九十二年土地法に據り、借地權を得たる

舊土入地、

八、千八百八十七年ウエストランド及ネルソン地方土人保存地法に據り、借地權を得たる土地、

九、千八百八十一年温泉地法に據り、保有さるる土地、

十、千八百八十二年の千八百七十七年土地法中修正法第五十條、千八百八十五年土地法第二百三十七條又は千八百九十二年土地法第二百四十三條の規定に基き、發布されたる命令に據れる學田及

其他の保存地にして、永代借地権を得たるか又は割賦拂込の方法若くは小秣收組織に依り保有するもの。

十一、千八百八十五年土地法第三章によりて割賦拂込方法を以て免許されたる皇地、

十二、千八百八十七年公共團體權限法に據り、公共團體より借地権を得たる土地、但し公共團體との借地契約書中記載の借地人若くは其承継者の施したる、土地改良費賠償方法に就て、新に借地人となるものの負擔に關する一定の規約あるもの。

前記十及十二の種類に屬する土地にして借地契約不履行の際、借地人は賠償を請求すること能はずして、絶對的沒收處分を受くべき契約あるとき、又は借地契約中に定めたる借地人の受くべき賠償が單に某々種類の改良事業に對するものなるときは、之を抵當として、貸出金を受くるを得ず。

貸出金は、半年賦償還法若くは定期償還法に依りて、回收するものとす(其詳細は後に掲ぐべし)擔保評價格に對する貸出金の割合に付、法律の規定左の如し。

- (一) 市内地又は市外地以外の自由保有權ある土地は、半年賦又は定期償還法に據りて擔保物件の評價格、五分の三迄を貸出するものとす、但し一等農業地に對する、半年賦償還法に依れる貸出は評價格の三分の二までとす。
- (二) 市内地又は市外地以外の貸付地に對する、半年賦償還貸出は、借地契約に依る借地人の利益の二分の一までとす、貸付地に對する定期償還貸出は、一切之を行はず。
- (三) 市内地及市外地に對しては、半年賦償還貸出を行ふものとす、擔保の評價格、左の如し。
- (イ) 建築物ある市内地の貸出金額は、土地評價格の五分の三と、建築物の評價格二分の一とを合せたるものを超過することなし。

(ロ) 建築物ある市外地の、貸出金額は、土地の評價格二分の一と、建築物の評價格二分の一とを合せたるものを超過することなし。

(ハ) 建築物なき市内地又は市外地に對する貸出金額は、土地評價格の二分の一を超過せざるものとす、但し數回に分ち貸出を行ふときは、建築物完成の程度に従ひ總會議の決定に據りて、貸出を行ふものとす。

市内地とは住民二千人以上を有する市(Borough)内に在りて農業酪業又は園藝業に使用せられざる土地を謂ひ、市外地とは、住民二千人以下を有する市の内に在るか又は町(Town)内若くは町又は市の附近に在りて、農業酪業、又は園藝業に使用せられざる土地を謂ふ、而して町内にありて、農業酪業又は園藝業に使用せらるる土地は、前記類別(一)及(二)に準ず、市内地、市外地及一等農業地の決定は、總會議之に當る。貸付地の擔保は、當然借地契約の完全に遂行せられ居るものに限る。貸出申請者は、申請書を提出すべき者とす。此申請書は、豫め印刷に附し、州内何れの郵便局にも之を備へ、封筒と共に申請者に下附し、使用の際は郵便税を免除せり、而して擔保に提供する土地の種類が貸出を許可せらるべき土地の種類、第二、第三、第四、第五、第六、第九、第十、又は第十一に屬する時は、貸出申請書を貸金局に提出せる事を、所轄皇地委員に通知することを要す。此通知書及之を封入すべき免稅封筒は、同じく郵便局に就て之を受くることを得。貸出金額は、二十五磅以上三千磅以下とす。市内地及市外地に對しては、最高額を二千磅とす。貸出申請に際し、申請額の多少に従ひ、左掲の鑑定料を納入すべきものとす。

貸出申請額	手数料
百磅以下	一〇 <sup>先</sup>
百磅以上二百五十磅以下	一〇 <sup>先</sup>

二百五十磅以上五百磅以下

一 一一 六

四三三

同一人に對する貸出金額は、農業地は三千磅市内又市外地は二千磅を超過することを得ず。

定期償還貸出の期限は十年以内とし、元金は期限満了のとき返却し、利息は半年毎に拂込むべきものとす。去れど元金は、期限到達前に於ても其全部又は一部を返却することを得、利率は年五分とし、拂込期限到達後十四日間に拂込み滞納金あらざるときは、四分二分の一の率に低減せらる。又半年賦償還貸出は七十三回に分ちて、元利償還するものにして、これ亦拂込期限前に於て償却を爲すことを得ること、及利率を四分二分の一に低減せらるるを得る場合等、凡て前に同じ。

規定の期日以内に償還金を拂込みたるときは、償還金中、利息に對するものの十分の一に相當する額を、毎半年賦拂込金より減却せらるるものとす。

割賦償還貸出を受けたる者は、何時にても、又定期償還貸出を受けたる者は、貸出を受けたる後半年期毎に何時にても、元金及償還の當時拂込むべき利息金、竝に貸出契約登録抹消に要する手数料を拂込みて、抵當の受戻を爲すことを得、債務者は、規定償還期限前に於て、半年賦償還拂込金の外五磅以上幾數倍磅と雖も、其都度、總裁に拂込むことを得べし、されば定期償還貸出の場合に於て前記の拂込金は、元金の償還に對し計入せられ、將來に於て拂込むべき利息金は、元金残額に對する分のみとす。然れども債務者の希望により、前記の拂込金は、半年毎に支拂ふべき利息金の拂込に充用することを得。

半年賦償還貸出の場合に於て、償還期限到達前の拂込金は、債務者の指定により左の各項の一に依り處理せらる。

賦償還拂込を要せず。

(一) 前拂金を以て、元金に對する毎半年賦償還拂込金若干回に對するものの繰上拂込に充用し、同時に利息を徴せず、但し前拂金が、毎半年賦償還拂込金若干回に對する金額に相當するときは、次回の半年賦償還拂込期よりは、右若干回を超えたる期の割賦金を拂込み、順次繰上げ返済を終るものとす。此結果は、七十三回の拂込を短縮して、借受金の全部を償還することを得るなり。例へば百磅の借入金あるもの第八回半年賦償還拂込の際外に五磅の前拂を爲すときは、其額は第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五回の半年賦償還拂込の元金、後に掲ぐる法律に附屬せる償還表参照のと、第九乃至第十五回に拂込むべき元金額は十二志二片、十二志六片、十二志十片、十三志一片、十三志五片、十三志九片、十四志二片、合計四磅十一志六片に充て、右毎回元金に相當する利息金(二磅七志十片、二磅七志六片、二磅七志二片、二磅六志十一片、二磅六志七片、二磅六志三片、二磅五志十片)を徴收せず、尚ほ八志一片は、拂込剩餘金となるが故に、第九回償還拂込期限到達したるときは、該回の償還金は、第十六回償還として、規定の三磅より、右剩餘金を控除したる額を拂込むを以て足れりとす。此結果三箇年半早く償還し終ることとなるなり。

(二) 半年賦償還拂込、又は期限到達前拂込により、貸出金の十分の一以上を償還したる債務者にして、半年賦償還拂込金、又は其他貸金局に拂込むべき金の延滞なきときは、總裁の認可を経て、未償還の殘金を以て、貸出の元金とし、償還期限更の正契約を爲すことを得。

右の結果、債務者の支拂ふべき利子は、契約當初貸出の元金に對するものよりも低減せるものとなるべし、但し此契約更正は、元金殘額が、百磅以上なる時に限る。

四三三

債務輕減の爲め、期限到達前に、拂込みたる償還金は、其拂込日か、半年賦償還拂込期日に相當せざる

ときは、次回の同上拂込期日より、有效なるものとして計算せらる。  
本法に據り、貸出を申請し、又は其許可を得たるときは、其擔保として提供せる土地の種類に據り、或は、千八百八十五年土地讓渡法に據り、或は、千八百六十八年登録法に據り、貸出金額の多少に隨て、各一定の手数料登記料等を納付するものとす。

擔保として提供せる土地の評價は、貸金局評價員の鑑定報告、千八百九十六年地價公定法に據れる所在地の土地鑑定簿の謄本、及其皇地なる場合に在りては、皇地委員の報告を参照して、總會議之を決定す。總會議は毎週又は、必要の都度開會するものにして、總裁は總會議の意見に服従すべきものとす。擔保とすることを得ざる土地を提供して、貸出を申請する者は、之を受理せず、其添附し來れる鑑定料とを併せて却下し、申請の報告を總會に提出することなし。

貸金局に支拂ふべき金は、貸金局と協商を遂げある州内何れの郵便局にても、無手数料にて受け入れらるるものとす。而して貸金局より拂渡すべき金も、亦同じく郵便局に於て取扱はるるものとす。此方法の一般人民に利便を與ふるや、極めて大にして、局員は其職務に關し、特に貸出申請に關しては、嚴に秘密を保つ旨を宣誓し、關係局員の外、一切之を他に漏洩せしめざるものとす。貸金局吏員にして、賄賂を受け、又は此等に對し、贈賄其他請託を爲す者は、各刑法上の處分を受く。

貸出申請の可否を決定する爲めに開會せる、第一回總會議は、千八百九十五年二月二十三日にあり、爾後千九百二年三月三十一日に至る、貸出に關する總計概要を掲ぐれば、左の如し。

貸出申請	件	金額
	一四七四六	五、二〇四、三〇〇

同上承認	件	金額
一、一三二		三、七三六、六二〇
一、四五〇		六六二、九三五
九八六		三、〇七三、六八五

参考の爲めニ、ニール、ジラノに於ける千八百九十四年、對定住者政廳貸出金法及其後同州に於て制定されたる、二三の修正法を左に掲ぐ。

### 千八百九十四年對定住者政廳貸出金法

土地ヲ擔保トシ低利ヲ以テ國庫ヨリ定住者ニ貸出金ヲ爲ス法律 〔千八百九十四年十月十八日〕

土地ヲ抵當ト爲セル貸金ノ利率高率ニシテ之ニ關スル失費多ク定住者ハ爲メニ巨額ノ負債ニ陥リ拓殖ノ阻害甚シク政廳ハ公安ヲ害セサル限り之カ救濟ヲ爲スノ必要アルヲ以テ新西蘭議會ハ其權能ニ依リ左ノ法律ヲ定ム

第一條 本法ノ略稱ヲ對定住者政廳貸出金法トス

#### 第一章

##### 第一節 事務局

第二條 本法實施ノ爲メ對定住者政廳貸出金局ヲ設ケ太守ハ總裁ヲ任命シ局務ノ全般ヲ管掌セシム總裁ノ任期ハ無期限トス

第三條 總裁ハ對定住者政廳貸出金局ノ全部ヲ總理シ局ノ印章ヲ保管使用ス

第四條 太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ其都度

(一) 總裁死亡轉任若クハ辭任スルトキハ後任者ヲ任用スルコト

(二) 必要ト認ムルトキハ總裁ノ停職ヲ命スルコト  
(三) 總裁疾病停職若クハ不在ノ間ハ總裁代理ヲ任用スルコトヲ得

第五條 總裁代理ハ其就任中凡ヘテ總裁ノ權限ヲ有シ並ニ其職務ヲ執行ス

第六條 總裁代理ノ任用ニ關シテハ何人ト雖モ之カ理由説明ヲ要求スルコトヲ得ス

第七條 太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ職務ニ必要ナル局員ヲ任命スルコトヲ得

第八條 局員ノ任期ハ無期限トス局員ハ總裁ノ命ヲ承ケ其指揮ニ從ヒ職務ニ從事ス

第九條 總裁及局員ハ其都度議會ノ定ムル俸給ヲ受ケ本殖民地文官服務規律ニ從フモノトス

第十條 千八百九十三年文官身元保證法ニ據ラサル總裁及局員ハ太守ノ發布セル規則其他ニヨリ其

都度指定セル金額ヲ保證金トシテ政廳ニ納入ス可シ

第十一條 太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ局務ニ必要ナリト認ムルトキハ局員ノ外鑑定役ヲ任命スルコトヲ得

鑑定後ハ議會ノ定ムル俸給ヲ受ク

第十二條 局務及本法規定ニヨリ總裁ノ認ムル證書其他一切ノ文書ニハ凡テ官名ヲ附スヘシ

第十三條 (一) 前記ノ證書其他一切ノ文書ニハ總裁官名ノ次ニ私名ヲ署シ鈐印シ後ニ掲クル總會議

ノ選舉シタル一人證人トシテ署名スヘシ

(二) 總裁ノ署名スル文書ハ凡テ官名ト共ニ總裁ノ私名ヲ署スヘシ

第十四條 (一) 總裁局務ニ關シ裁判所ニ於テ原告又ハ被告トナリタルトキハ貸金局ヲ代表ス

(二) 總裁及總裁代理ノ指定署名若クハ鈐印並ニ總會議ノ各議員ノ指定及署名ハ特ニ公證登錄ヲ要

セス直チニ裁判所ニ於テ有效ナリトス

第二節 總會議

第十五條 本法實施ニ便ナラシムル爲メ貸金局總會議(以下單ニ總會議ト稱ス)ヲ組織シ總裁ノ外六名

ノ議員ヲ置ク

第十六條 總裁ハ總會議ノ議長ヲ兼ネ議員ハ現在ノ大藏大臣信託官保險長官測量總長檢事總長及稅

務長官之ヲ兼ヌルモノトス

第十七條 總裁若シ議員ヲ兼ヌヘキ官職ニアルトキハ太守ハ別ニ議員ヲ任命シ總裁ヲ除キタル議員

ノ總數ヲ六名以下ト爲スヘカラス

第十八條 (一) 總會議々員ノ定足數ヲ四名トス此決議ハ總會議若クハ其目的トスル第三者ヲ拘束ス

(二) 總裁若クハ總裁代理一時不在ナルトキハ總會議々員ノ中ヨリ議長ヲ互撰スルコトヲ得

(三) 議長ハ總會議ニ於テ可否決ノ投票數ニ加ハリ尙ホ同數ナルトキハ決定投票ヲ行フ

第十九條 (一) 總會議ハ會議ノ議事録ヲ筆記シ茲ニ之ヲ保存ス此議事録ハ次回ノ總會議ニ報告シ議

長ハ其正確ヲ證スル爲メ之ニ署名スヘシ

(二) 總會議ハ其都度總會議及地方會議ノ事務執行ニ關スル細則ヲ設クルヲ得

第二十條 (一) 總會議ハ本法ノ目的ヲ遂行センカタメ總裁ト協力シ之ヲ扶ケ其他一般ニ關シテ助言

ヲ與フ

(三) 總會議ノ決議ハ總裁ヲ拘束ス

第二十一條 太守ハ其都度閣令ヲ以テ全州ヲ適當ノ地方區ニ分チ地方會議ヲ組織セシムルコトヲ得

第二十二條 地方會議ハ太守カ評議會ノ決議ヲ經テ指定セル市府ニ住居スル官吏又ハ適當ト認ムル者三名以上ヲ以テ組織ス

第二十三條 地方會議ハ其地方區ニ於ケル貸出申請書ヲ受理シ右ニ對スル其會ノ意見ヲ附シ之ヲ總會ニ報告シ其他總裁及總會議ト協力シテ本法ノ目的ヲ遂行スルモノトス

第二十四條 地方會議ハ總會議ノ監督ヲ受ク

第四節 業務

第二十五條 貸金局ノ業務ハ市内地若クハ市外地ヲ除キ新西蘭ニ在リテ左項各號ノ一ニ適合シ借地權ニ對スル外一切ノ義務ヲ負ハサル土地ノ第一抵當ニ對シ貸出ヲ行フモノトス

(一) 千八百八十五年土地讓渡法ニ據ル所有地又ハ千八百六十八年登録法ニ據リテ登録セラレタル土地

(二) 千八百八十五年土地法ニ據リ永借地權ヲ得タル皇地

(三) 千八百九十二年土地法第三章及第四章ニ據ル皇地

(四) 千八百八十五年土地法及千八百九十二年土地法ニ據リ小秣收地トシテ借地權ヲ得タル皇地

(五) 千八百九十一年鑛業法ニ據リ借地權ヲ得タル皇地

(六) 千八百七十七年ウエストランド及ネルソン地方炭礦行政法ニ據リ鑛業以外ノ目的ヲ以テ借地權ヲ得タル皇地

(七) 千八百八十一年西海岸地方殖民地共有地法又ハ千八百九十二年土地法ニ據リ借地權ヲ得タル舊土人地

(八) 千八百八十七年ウエストランド及ネルソン地方舊土人共有地法ニ據リ借地權ヲ得タル土地

(九) 千八百八十一年温泉地法ニ據リ保有サル土地  
前掲各號土地ノ種類ハ總會議ノ決スル所ニ據ル

第五節 貸出基金

第二十六條 貸金局ノ抵當貸出基金ハ本法第二章債券基金ノ部ニ記載セル政廳募集公債ノ收入金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第二章 債券基金

第二十七條 本法ノ目的ヲ遂行スル爲メ太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ本章ニ記載スル公債ノ募集及管理ノ爲メ二名ヨリ少ナカラサル取次人ヲ任命シ之ニ其職務ノ執行ニ必要ナル權限ヲ附與スルコトヲ得

第二十八條 前記取次人ハ評議會ノ決議ヲ經タル太守ノ認可ヲ經テ其都度大不列顛若クハ何國ニ於ケルヲ問ハス債券證券若クハ千八百七十七年新西蘭コンソル公債法ニ據リ發行スル公債證書ヲ發行スルカ又ハ其他ノ方法ニ從ヒ一箇年百五十萬磅ヲ超過セサル金ヲ募集スルコトヲ得但シ前年募集額カ前記ノ制限ニ達セザリシトキハ翌年右制限額ノ外前年募集未済ノ分ヲモ併セテ募集スルコトヲ得

本條ニ據リ太守ニ附與サレシ權能ハ本法實施ノ月ヨリ滿二箇年ヲ經テ消滅ス又本法ニ據リ募集スル公債ノ總額ハ三百萬磅ヲ超過スルコトヲ得ス

第二十九條 本章ノ規定ニ據リ募集シタル金額ハ本法ノ規定ニ據レル抵當貸出ニ供セラルルモノトス

第三十條 前記前次人ハ前記公債償還ノ方法條件期限利率及場所ヲ決定スルノ權能ヲ有ス

第三十一條 前記取次人ハ其發行セル債券ヲ改メテ千八百七十七年新西蘭コンソル公債法ニ據リ發行セル公債證書ト爲スコトヲ得又債券發行ニ際シ豫シメ將來前記ノ手續ヲ履行スルニ必要ナル條項ヲ契約スルコトヲ得

第三十二條 本章ノ規定ニ據リ發行スル債券若クハ其他之ト同一ノ効力アルモノハ年四分以上ニ相當スル價格ヲ以テ發行スルコトヲ得ス但シ當坐貸出金ノ必要ヨリ前記取次人カ適當ト認ムル利率ヲ以テ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 本法ニ據リ發行スル債券其他之ト同一ノ効力アルモノ一時現在額ハ第二十八條ノ規定ヲ超過スヘカラス

第三十四條 本法ニ據リ發行スル債券其他之ト同一ノ効力アルモノニハ會計監督官及會計検査總長若クハ前記二名ノ指命セル會計検査官連署スヘシ

第三十五條 本法規定ノ適法官吏ノ發行セル債券其他之ト同一ノ効力アルモノニ記載スル金額ハ其利息ト共ニ新西蘭政廳ノ「コンソル」基金ヨリ交附セラルルモノトス

第三十六條 本章ニ記載スル取次人ハ他ニ二人若クハ二人以上ノ取次人ヲ撰ミテ之ニ自己ノ有スル全部若クハ一部ノ權限ヲ代理セシムルコトヲ得

第三十七條 太守ハ其都度又ハ何時ニテモ本章ノ規定ニ據リ其任命セル取次人ヲ解任シ若クハ其退職出願ヲ聽許スルコトヲ得

取次人死亡ニ因リテ缺員ヲ生シタルトキハ太守ハ其後任者ヲ任命スルコトヲ得此任命ハ電報其他ノ方法ニ依ルコトヲ得

第三十八條 本法ニ據レル公債ノ募集ニ應セシ者ハ其一個人タルト法人タルトヲ問ハス本法規定ノ

取次人ノ過去若クハ將來ニ於ケル權限執行ノ程度ニ關シ之カ照合ヲ爲スコトヲ要セス且ツ既ニ若クハ將來募集ノ金額ハ本法ノ規定ニ據ル適法ノ權能者カ規定ヲ遵守シテ募集スルモノナルコトヲ知ルノ外應募者ニ於テ何等關知スルノ要ナキモノトス

第三十九條 本法ハ從前新西蘭政廳ノ歲入若クハ其他ノ負擔ニ屬スル總テノ債券ニ損害變更ヲ加フルコトナシ

### 第三章 抵當貸出

#### 總 則

第四十條 (一) 總テ貸出ハ貸出申請者ヨリ書面ヲ以テ之ヲ申請シ總會議ハ之カ許否ヲ決定スルモノトス

(二) 貸出申請者ハ附屬書式第一號ノ書面ヲ提出スヘシ

(三) 貸出一口ノ金額ハ二十五磅以上二千五百磅以下トス

(四) 一人ノ貸出ヲ受クヘキ金額ハ二千五百磅ヲ超ユルコトヲ得ス

(五) 百磅以下ノ貸出申請者ハ同額以上ノ貸出申請者ニ對シ優先權ヲ有ス

第四十一條 (一) 自由保有權アル土地ニ對スル貸出金額ハ抵當物件價格ノ五分ノ三以下トス

(二) 貸付地抵當ノ貸出ハ借地人ノ履行スヘキ條件カ貸出申請ノ時既ニ遂行セラレタルモノニ限リ之ヲ許可ス

(三) 貸付地抵當ノ貸出金額ハ貸付地ヨリ借地人カ得ル收益ノ二分ノ一以下トス

(四) 抵當物件ノ價格ハ總裁若クハ總裁ノ命ヲ奉スル者之ヲ鑑定シ總會議ノ認可ヲ經ルモノトス

(五) 抵當物件ハ本法第二十五條ニ記載セル各種ノ土地ニシテ借地權ニ對スル外一切ノ義務ヲ負ハ

(六) 鑑定役ノ報告ハ一件毎ニ署名シ總裁宛ニテ之ヲ提出シ其詳細ナル記載ハ總會議ノ議事録ニ記入スヘシ

第四十二條 本法ニ據リ抵當貸出ヲ行フニ方リ左ノ各號ヲ適用ス

(一) 適裁ハ職務上抵當貸出ノ抵當權者タルモノトス

(二) 貸出金償還年限ハ三十六年六個月トス

(三) 貸出金ノ利率ハ一年五分トシ七十三回ノ半年賦償還法ニ依リ總裁ニ拂込ムモノトス此償還金額ハ第七十三回ヲ除クノ外毎回同額ニシテ尙ホ第一回ノ拂込ハ貸出ノ日ヨリ六個月以後トス

(四) 前記七十三回償還金ハ一部ハ利息金一部ハ元金ニシテ第七十三回ヲ除キ毎回貸出金百磅ニ對シ金三磅ノ割合トス

(五) 附屬書第二號ハ貸出金百磅ニ對スル前記半年貸元利償還金及毎回拂込ノ殘額ヲ示ス

(六) 貸出金ハ半年賦償還金拂込ノ規定ニ係ハラズ債務者ハ其都度五磅若クハ五磅以上ナルトキハ其幾數倍ノ金額ヲ拂込ミ償還ヲ爲スコトヲ得

(七) 前號ノ拂込ヲ爲ストキト雖モ債務者ハ既定ノ半年賦償還金ヲ拂込ムヘキモノトス但シ次號規定ニ準スヘシ

(八) 前記拂込金ハ年四分ノ利子ヲ付シ官ニ於テ之ヲ預リ其元利金カ附屬書第二號ニ依レル拂込殘額ノ元金及其他抵當ニ伴フ債務若シ之レ有ルトキハ之ヲ合セシ額ニ等シキ時ニ至リ規定ノ手數料ヲ徴シ抵當權ヲ消滅セシムヘシ

(九) 本法附屬書第三號向後抵當契約書ト稱スノ其一及其二ハ夫々千八百八十五年土地讓渡法ニ據

ル所有地及ヒ千八百六十八年登錄法ニ據リテ登錄セラレタル土地ノ抵當ニ適用ス

第四十三條 本法ニ據リ貸付地ヲ抵當トシテ貸出ス場合ハ本法及其他法令ノ規定ニ係ハラズ左ノ各號ヲ適用ス

號ヲ適用ス

(一) 貸出金ハ借地契約年期滿了ノ前半年ニ其半年賦償還ヲ完済スヘキモノトス償還期限ハ如何ナル場合ト雖モ三十六箇年六箇月ヲ超ユルコトナシ

(二) 前記ノ場合ニ在テハ其年數ニ應シテ計算シ元利ノ償還ヲ半年賦トス

(三) 抵當貸出ヲ受ケタル者ハ總裁ノ認可書ナクシテ其貸付地ヲ返還シ又ハ其賣拂ヲ請求スルコトヲ得ス

(四) 貸出金ノ償還金拂込延滞スルトキハ土地ノ改良其他ニ對シ債務者カ受クヘキ賠償金額ハ債務者ニ代リテ總裁之ヲ受取ルヘキ特權ヲ有スルモノトス右受取ノ手續ニ要シタル費用ハ債務者ノ負擔トス

(五) 前記總裁ノ受取リタル金額ハ公賣ニヨリテ生シタルモノト同一ニ取扱ハルヘシ

第四十四條 抵當物件ノ登記簿ハ貸金局ニ備ヘ之ニ詳細ナル記載ヲ爲シ置クモノトス

第四十五條 (一) 各抵當契約書ハ本法規定ニ準據シ債務者ニ於テ之ヲ作成スヘク從テ本法規定ハ右ニ適用スヘキモノトス

(二) 各抵當契約書ニハ抵當權者ノ利益ヲ謀リテ附屬書第四號ノ其一ニ記載ノ契約及條件ヲ抵當權設定者ニ於テ認諾セシムルモノトス但シ千八百六十八年登錄法ニ據リ登錄セラレタル土地ノ抵當ニ關スル契約中千八百八十五年土地讓渡法ノ文字アルトキハ千八百八十三年財產法トアルト同一ノ意義ニ解釋セラレヘキモノトス



- (三) 貸付地ノ各抵當契約書ニハ附屬書第四號ノ其二ニ記載ノ契約ヲ抵當權設定者ニ於テ追加認諾セルモノト看做ス
- (四) 農業地ノ抵當契約書ニハ附屬書第四號ノ其三ニ記載ノ契約ヲ抵當權設定者ニ於テ追加認諾セルモノト看做ス
- (五) 總テ前記ノ契約及條件ニ於テ抵當權設定者ハ其遺言執行者遺產管理者及受託者ヲ又總裁ハ其後任者受託者ヲ包含スルモノトス
- (六) 太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ其都度命令ヲ以テ前記ノ契約及條件ヲ變更シ又ハ追加スルノ規定ヲ設クルコトヲ得但シ規定發布ノ當時現在ノ貸出契約ニ對シテハ其效ナキモノトス
- (七) 千八百八十五年土地讓渡法ニ據リテ所有ニ歸シタル土地ノ抵當契約書ハ同法ノ規定ニ據レル抵當覺書ト認メラレ總裁ハ抵當權者ニシテ該目錄ノ署名者ハ之ニ記載セラレタル土地ノ抵當權設定者ナリ又該契約書ニ記載ノ元金ハ即チ貸出ヲ受ケタル元金ト認ム
- (八) 千八百六十八年登録法ニヨリ登録セラレタル土地ノ抵當契約書ハ同法ノ規定ニ準據シテ作成セル覺書又ハ千八百八十三年財産法ノ規定ニ準據シ作成セル抵當ノ方法ヲ以テスル土地讓渡證ト認メラレ共ニ前記登録法ニヨリ登録ヲ受クルコトヲ得此場合ニアリテハ總裁ハ抵當權者ニシテ目錄ノ署名者ハ之ニ記載セル土地ノ抵當權設定者タルモノトス

第四章

會計及會計検査

第四十六條 債券基金及其他總裁ニ屬スルカ又ハ總裁ニ拂込ムヘキ金ハ總裁ノ指定シタル銀行ニ於テ收納シ對定住者政廳貸金局勘定本法文以下單ニ貸金局勘定ト記スハ貸方ニ記入ス

右貸金局勘定ニハ總ヘテ總裁ノ署名ト會計検査局ノ連署ヲ爲シタル小切手ヲ用フ

- 第四十七條 (一) 貸金局勘定ニ屬スル金若クハ之ニ拂込ムヘキ金及本法ニ據リ抵當權設定者ヨリ拂込ム償還金ハ總ヘテ官ノ財産ニ屬シ其缺損アリタルトキハ之カ填補ヲ爲スモノトス
- (二) 總テ前項ニ記載スル金ハ千八百九十一年國庫歲入法規定ノ公金ト同一ニ認メラルモノトス
- (三) 總裁若クハ貸金局勘定ニ拂込ムヘキ金ハ逓信總監ノ指名シタル郵便局長ニ一時之カ收入方ヲ委托スルコトヲ得
- (四) 總裁及逓信總監ハ前項委托金ヲ貸金局勘定ニ轉換スルコトニ就キ別ニ協定ヲ設クルモノトス

第四十八條 總裁ハ左記及其他適當ト認ムル種類ニ屬スル金ハ三月三十一日ヲ以テ終ル各會計年度ノ末期マテ保管スルモノトス

(一) 管理勘定

借方

- 甲、債券基金ニ供スル爲メ政廳ノ募集シタル公債ニ對スル利息及手数料
- 乙、貸出金ノ利息收入ノ一割(之ハ後出ノ保證基金ニ移入ス)
- 丙、貸金局員ノ俸給及局費
- 丁、本法第四十九條コンソル公債基金ヨリノ補給金利息
- 戊、其他本法ノ規定ニ據リテ支出スヘキ金員
- 貸方
- 己、本法ノ規定ニ據ル貸出金ノ利息
- 庚、抵當其他ニ依リ受クル手数料其他ノ收入金

辛、其他債券基金ニ屬セスシテ貸金局勘定ニ拂込マシタル金

(二) 貸出勘定

貸方

甲、債券基金トシテ政廳若クハ大藏大臣ヨリノ交附金

乙、償還拂込ヲ受ケタル貸出金ノ元金

借方

抵當ニ對シテ貸出セル總金

第四十九條 前條ノ管理勘定ニ於テ借方超過スルトキハ大藏大臣其都度、コンソル公債基金ヨリ之ヲ補給スルコトヲ得但シ此補給金ハ會計年度ニ對シ議會ノ協賛ヲ經タル定額ヲ超過スヘカラス且ツ管理勘定ニ於テ餘剩アルトキハ總裁ハ該補給額ヲ「コンソル公債基金ニ返納スヘシ

第五十條 總裁ハ會計年度終了後議會開會中ナルトキハ六十日間ニ決算報告ヲ提出スヘシ若シ議會閉會中ナルトキハ次期議會開會後十四日間ニ之ヲ提出スヘシ

決算報告ニハ左ノ事項ヲ記載スヘキモノトス

一、會計年度内貸金局勘定ノ全收支

二、管理勘定ノ全收支及「コンソル公債基金ヨリノ補給額及同基金ヘノ納濟額並ニ同基金ニ對スル

貸借勘定

三、本法ノ規定ニ據ル貸出金ノ全收支

四、同上ノ元利金償還拂込延滞額

五、其他本法ノ規定ニ據レル勘定及説明

第五十一條 大藏大臣ハ貸金局ノ會計及文書一切ヲ檢閱ス總裁ハ何時ニテモ前者ノ要求スル報告ヲ提出スヘシ

第五十二條 會計監督官及會計検査總長ハ總裁貸金局其會計及貸金局員全部並ニ本法ノ規定ニ依リ任用セラレタル者ニ關シ千八百九十一年歳入法ノ規定ニ依リ其有スル總權限ヲ執行ス

第五章

保證基金

第五十三條 (一) 既出ノ通り貸出金ノ利息トシテ收入セル金額ノ壹割ヲ管理勘定ニ支拂ハレタルト

キハ保證基金トシテ之ヲ信託官ニ交附スヘシ

(二) 各會計年度ノ終末ニ於テ管理勘定ノ餘剩アルトキ亦同シ

(三) 保證基金ハ本法第五十七條規定ノ方法ニ依リテ信託官之ヲ保管處理スルモノトス

第六章

債務者ヨリ收入シタル金ノ使途

第五十四條 貸出金ノ利息收入ハ先ツ本法第二章ノ規定ニ據リ募集シタル公債ニ對シ支拂フヘキ利息金ニ充テ次ニ本法第五十三條記載ノ保證基金造成ノタメ全收入ノ壹割ヲ控除シ尙ホ殘餘アルトキハ之ヲ貸出局ノ一般經費ニ充ツルモノトス

第五十五條 (一) 債券基金ヨリ貸出セシ元金ニ就テハ債務者ヨリ拂込ミタル元金ノ償還金ハ之ヲ信託官ニ交附シ債券償却基金ニ組込ムモノトス

(二) 前記債券償却基金ニ利息金ヲ生シタルトキハ該利息金ハ之ヲ總裁ニ交附シ元金ハ信託官之ヲ保管シ大藏大臣ハ是ヲ本法第二章ノ公債償還處分ヲ行フニ使用スルモノトス

(三) 大藏大臣ハ其都度債券償却基金ノ全部又ハ一部ヲ債券基金ノ一部トシテ本法ノ規定ニ據リ再貸出ヲ爲スタメ總裁ニ交附スヘキコトヲ信託官ニ命スルコトヲ得信託官ハ此命令ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十六條 前二箇條記載ノ外債務者ヨリ拂込ミタル他ノ收入ハ貸金局ノ經費ニ充用スルコトヲ得  
第五十七條 信託官ハ本法ノ規定ニ據リ交附ヲ受ケタル金アルトキハ千八百九十一年信託局法修正法第十條ニ據リ之ヲ最高利息ヲ生スヘキ方ニ投資シ本法ニ特別ノ規定アルニ非サレハ該元金並ニ利息金ハ評議會ノ決議ヲ經タル太守ノ命ニ從テ處分スヘシ

第七章

雜則

第一節 罰則

第五十八條 貸金局員ニシテ本法ニ據レル貸出申請者ヨリ直接若クハ間接ニ手数料若クハ報酬ヲ收受シタルトキハ之ヲ免職シ二箇年以下ノ輕禁錮若クハ重禁錮ニ處ス

第五十九條 本法ニ據リ貸出金ノ擔保トシテ提供セル土地ニ金錢上ノ利害關係ヲ有スル者又ハ貸出申請者ノ共同者ニシテ該提供擔保地若クハ貸出金ニ對シ之カ鑑定役ヲ務ムルカ若クハ之ヲ決定スル總會議又ハ地方會議ニ列席シテ投票數ニ加ハリタルトキハ五十磅以上二百磅以下ノ罰金ニ處シ且ツ其職ヲ免ス

第六十條 貸出金又ハ貸出申請ニ關シ本法規定ニヨリ任用サレ或ハ事務ニ從事スル者ニ對シ贈賄シ又ハ贈賄セントシ若クハ腐敗的勢力ヲ加フル者ハ二年以下ノ重禁錮又ハ輕禁錮ニ處ス

第二節 手数料

第六十一條 (一) 貸出申請者ハ何等ノ場合ヲ問ハス附屬書第五號ノ鑑定料ヲ納ムルモノトス

(二) 貸出ヲ受ケタル者ハ附屬書第六號ニ據リ抵當ノ書入及受戻ヲ遂行スル費用及手数料ヲ納ムルモノトス

(三) 太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ前記費用及手数料ノ額ヲ變更スルコトヲ得

第三節 規則其他ノ件

第六十二條 太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ其都度左掲ノ事件ニ關スル手續及規則ヲ設クルコトヲ得

(一) 貸金局ノ執務方法

(二) 局員ノ職責並ニ其提供スル保證金ノ種類定額ノ決定

(三) 貸金局勘定ニ屬スル現金ノ監督出納及勘定ノ方法其他貸金局ニ屬スル一切ノ會計

(四) 本法ニ據ル現金ノ收入及支拂

(五) 貸出金ト擔保品トノ決定

(六) 擔保品ノ保管

(七) 本法ノ目的ニ對シ土地ヲ鑑定スル爲メ準用スヘキ原則及方法

(八) 會計簿登記簿其他諸帳簿ノ設備及様式ノ規定

(九) 擔保ノ書入及受戻ヲ遂行スル費用及手数料並ニ擔保鑑定料ノ決定

(十) 地方會議ノ職務及權限ノ規定

(十一) 鑑定後ノ職務俸給及旅費支給額ノ規定

(十二) 農業改良手續ノ特定

(十三) 本法ニ據リテ任用セラレタル者ニ對シ文官服務規律ニ據ル任用試験ヲ行フヲ要セサル規定



第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第  
 五 五 五 五 五 五 五 五 四 四 四 四 四 四 四 三  
 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇 九  
 回

三  
 〇  
 〇

〇 〇 一  
 一 八 九 〇 一 二 三 三 四 五 六 七 八 八 九 〇 一 一 二 三 三 四  
 一 二 二 一 一 〇 一 九 八 六 三 一 〇 七 四 一 九 六 二 〇 五

二 二 一  
 一 〇 九 八 七 七 六 五 四 三 二 二 一 一 〇 九 八 八 七 六 六 五  
 二 一 〇 一 一 〇 一 三 四 六 九 一 二 五 八 一 三 六 〇 二 七

三四 三六 三八 四〇 四二 四四 四五 四七 四九 五一 五二 五四 五六 五七 五九 六〇 六二 六三 六四 六六 六七  
 三 四 五 五 四 二 一 九 一 〇 五 一 八 一 一 三 四 四 一 三 一 九 五 二  
 〇 一 九 七 六 五 五 六 九 一 七 四 三 五 〇 四 三 六 〇 〇

四四三

第  
 三 三 三 三 三 三 三 三 二 二 二 二 二 二 二 二 二 一 一  
 八 七 六 五 四 三 二 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇 九 八  
 回

三  
 〇  
 〇

一 一 一 一 一 一 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二  
 一 五 六 六 七 八 八 九 九 〇 〇 一 一 一 二 二 三 三 四 四 四  
 一 八 三 〇 五 〇 六 〇 六 〇 六 〇 六 〇 六 一 四 九 二 七 〇 五 九

一 一 一 一 一 一 一 一 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇  
 四 四 三 三 二 二 一 一 〇 〇 一 九 九 八 八 七 七 六 六 六 五 五  
 一 四 九 二 七 〇 六 〇 六 〇 六 〇 六 〇 六 一 八 三 〇 五 〇 七 三

六八 七〇 七二 七三 七四 七五 七六 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八八  
 一七 二 六 〇 三 一 六 八 九 〇 一 一 〇 一 九 一 八 一 六 一 四 一 一 八 四 〇 一 六  
 七 六 〇 七 九 四 四 〇 〇 四 四 〇 〇 四 五 一 四 二 七 七 二

四四二

第 七 三 回	第 七 二 回	第 七 一 回	第 七 〇 回	第 六 九 回	第 六 八 回	第 六 七 回	第 六 六 回	第 六 五 回	第 六 四 回	第 六 三 回	第 六 二 回	第 六 一 回	第 六 〇 回
一 四	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一 〇	二 四	三 八	四 一	五 五	六 八	七 〇	八 三	九 五	一 〇	一 七	二 四	三 一	四 〇
一 二	二 七	三 四	四 一	五 八	六 五	七 二	八 九	九 六	一 〇	一 七	二 四	三 一	四 〇
二 三	三 八	四 五	五 二	六 九	七 六	八 三	九 〇	一 〇	一 七	二 四	三 一	四 〇	五 一
二 一	三 六	四 三	五 〇	六 七	七 四	八 一	九 八	一 〇	一 七	二 四	三 一	四 〇	五 一
一 三	二 八	三 五	四 二	五 九	六 六	七 三	八 〇	九 七	一 〇	一 七	二 四	三 一	四 〇
一 三	二 〇	三 七	四 四	五 一	六 八	七 五	八 二	九 九	一 〇	一 七	二 四	三 一	四 〇
二 〇	二 七	三 四	四 一	五 八	六 五	七 二	八 九	九 六	一 〇	一 七	二 四	三 一	四 〇

四四四

附屬書第三號

其一

千八百九十四年對定住者政廳貸出金法ニ據ル

抵當契約書

債券基金

千八百八十五年土地讓渡法ノ規定ニ據ル抵當ノ證トシテ登記ヲ受クル事項

抵當權設定者

何地居住農何某

物權ノ種類

完全ノ所有權若クハ借地權

土地

面積及其他ノ事項

地方土地登記所ノ登記簿記載事項

抵當權者

對定住者政廳貸金局總裁

元金

貸出ノ年月日

半年賦償還金初回拂込ノ年月日

前記法律ニ據リ右貸出ヲ受ケタル元金利息其他支拂フヘキ金額ニ關シ抵當權者タル總裁ニ對シ擔保トシテ前記ノ土地ニ於テ拙者ノ有スル一切ノ權利利益ヲ提供ス

本書作成ノ證トシテ拙者ハ何年何月何日何某立會ノ上署名ス

何

某

(借地權存在スルトキハ之ニ關スル事項ヲ記載ス)

其二

千八百九十四年對定住者政廳貸出金法ニ據ル

債券基金

千八百六十八年登錄法ノ規定ニ據リ抵當ノ方法ヲ以テ土地ヲ移渡セル證トシテ登記ヲ受クル事項

抵當權設定者

何地居住農何某

四四五

面積及其他ノ事項

對定住者政廳貸金局總裁

土地

抵當權者

元金

貸附ノ年月日

半年賦償還金初回拂込ノ年月日

本證及千八百九十四年對定住者政廳貸出金法ニ據リ貸出ヲ受ケタル元金何磅及其利息並ニ其他支拂フヘキ金額ノ擔保トシテ前記何某ハ抵當ノ方法ヲ以テ前記ノ土地並ニ其一切ノ附屬物件ヲ總裁ニ移渡シタルコトヲ證ス

本書作成ノ證トシテ前記何某ハ何年何月何日何地在住何業何某立會ノ上署名ス

附屬書第四號

抵當權設定者

何

某

其一

抵當權者タル總裁其後任者及受托者ノ利益ヲ謀リ抵當權設定者其遺言執行者遺產管理者及受托者ノ方ニ於テ履行スヘキ各抵當契約書ニ包含スル約定

第一、抵當權設定者ハ千八百九十四年對定住者政廳貸出金法規定ヲ遵守シ抵當契約書ニ記載ノ元金ニ利息ヲ付シ之ヲ返濟スヘシ又同法ニ規定セル半年賦元利償還金ノ初回拂込ハ貸出後六箇月ヲ經テ之ヲ行フヘシ

第二、抵當權設定者ハ其將來償還スヘキ政廳貸出金ノ債務殘存スル間ハ總裁ノ名義ヲ以テ其指定ニ係ル保險會社ニ就キ抵當地内ノ建築物一切ヲ最高額ノ火災保險ニ附スヘシ

右保險料ハ債務殘存期間ハ正確ニ拂込ミ保險ヲ繼續スヘシ保險料ノ受領證ハ拂込ノ當日午前中ニ之ヲ總裁ニ提出スヘシ總裁ハ右火災保險ニ關シ必要ナル一切ノ監督權ヲ行フモノトス

第三、抵當權設定者ハ其將來償還スヘキ政廳貸出金ノ債務殘存スル間ハ其都度抵當地内ノ建築物及其他改良物一切ヲ修繕シ或ハ保存ニ必要ナル處置ヲ施スヘシ總裁其代理者若クハ使役者ハ何時ニテモ前記ノ修繕保存等ノ完全ニ行ハレ居ルヤ否ヤヲ視察スルダメ前記抵當地内ニ立入ルノ權アルモノトス

第四、抵當權設定者ニシテ若シ第二及第三記載ノ義務ヲ全フセサルトキ並ニ之ヲ全フスルコト能ハスト認メタルトキハ總裁ハ抵當權設定者ノ費用ヲ以テ前記ノ處置ヲ施スコトヲ得但此場合ニ在リテハ火災保險ノ額ヲ減少スルコトヲ得

第五、火災保險ニ附シタル建築物火災ニ罹リ保險會社ヨリ保險金ノ交附ヲ受ケタルトキ該金ヲ以テ新ニ建築物ヲ設立若クハ修繕スルカ又ハ政廳貸出金ニ對スル債務ノ償却ニ充用スヘキカハ總裁ノ決定ニ任ス且ツ此後段ノ場合ハ其割減賦償還期ニ到達セルト否トニ拘束セララルコトナシ

第六、第四ノ場合ニ於テハ總裁カ施シタル所置ニ就キ其所要ノ費用ニ對シ抵當權設定者ノ支拂フヘキ金ハ總裁カ支拂ヒタル時ヨリ年利率五分ノ利息ヲ加算セラルモノトス總裁ノ有スル債權其他必要ナル權利利益確保ノ爲メ施シタル所置ニツキ所要ノ費用ニ對シ抵當權設定者ノ責務亦同シ

第七、抵當ノ賣却及附帶ノ權利ニ關シ抵當權者ハ千八百八十五年土地讓渡法ノ規定ニ準據シ抵當權設定者ニ於テ半年賦償還金拂込又ハ本約定ニヨリ其支拂フヘキ金ノ全部又ハ一部ノ拂込延滞十四日以上ニ亘ルカ若クハ本約定ニヨリテ履行スヘキ債務ヲ果ササルトキハ何時ニテモ抵當權設定者ニ何等ノ豫告ヲ發セスシテ之ヲ執行スルコトヲ得

第八、 抵當權設定者ニ於テハ第六ノ責務ヲ履行セサルトキ總裁ハ何時ニテモ貸出金ヲ償還期限ニ關  
スル本約定中記載ノ事項ニ據ラス貸出金ノ元利及其他抵當權設定者ノ支拂フヘキ金ノ全部償還ヲ  
強制スルモノトス

第九、 千八百八十五年土地讓渡法中抵當ニ關スル約定權限及其他ノ規定ニシテ本約定記載ノ事項ニ  
一致セサルモノアルトキハ本約定ヲ以テ效力アリト認ムヘシ且ツ此抵當ハ千八百九十四年對定住  
者政應貸出金法ノ規定ヲ遵守シタルモノニシテ此約定ニヨリ總裁ノ支出ニ係レル金ハ本約定中前  
記第六ニ記載セル抵當權者ノ權利利益ヲ保護シ若クハ損害ヲ防衛スルニ必要ナル費途ニ支出セル  
モノト看做ス

其二

抵當カ貸付地ナル場合ニ於テ抵當契約書ニ追加スヘキ約定事項  
貸付地ノ抵當權設定者ハ抵當契約書ニ記載ノ貸付地ニ對シ定期ニ小作料ヲ支拂ヒ又借地ニ關スル諸  
條件ヲ守ルモノトス借地人ニ於テ之ヲ違背スルトキハ總裁ハ借地人ノ費用ヲ以テ之ヲ代辨スルコト  
ヲ得

其三

抵當カ農業地ナル場合ニ於テ抵當契約書ニ追加スヘキ約定事項  
抵當權設定者ハ常ニ其抵當地ヲ巧ニ適當ノ方法ヲ以テ善良ナル農耕法ニ據リ耕作管理スルモノトス  
附屬書第五號

貸出申請ノ際添付スヘキ鑑定料

貸出申請額

二百磅以下

五志〇片

同

二百磅以上五百磅以下

十志六片

同

五百磅以上千磅以下

一磅一志〇片

千磅以上ハ千磅又ハ其端數ヲ超過スル毎ニ十志六片

〔附屬書第六號〕

抵當契約作成ニ要スル諸費用及諸手数料貸付金額ヨリ控除セララルモノ

〔千八百八十五年土地讓渡法ニ據ル抵當〕

法律上諸費用

貸出金千磅以下

十志

同 千磅以上

一磅一志

搜索料

一件毎ニ

二志

抵當書用紙

同

二志

登錄

同

十志

其他地籍證書一通ヲ増ス毎ニ

二志

抵當登記抹消ノ諸費用及諸手数料

法律上諸費用

五志

登錄料

五志

其他地籍證書一通ヲ増ス毎ニ

二志

貸出金五百磅以下

〔千八百六十八年登録法ニ據ル抵當〕

三磅三志



同五百磅以上ハ五百磅ヲ加フル毎ニ 一磅一志  
抵當登録ノ抹消貸金局ニ於テ抹消ヲ登録セルトキ一磅一志

千八百九十五年對定住者政廳貸出金法中修正法

〔千八百九十五年十月三十一日〕

ニシテジランド議會ハ其權能ニ依リ左ノ法律ヲ定ム

第一條 本法ノ略稱ヲ千八百九十五年對定住者政廳貸出金法中修正法トシ千八百九十四年對定住者政廳貸出金法(以下首法ト稱ス)ニ追加ス

第二條 (一)總會議ノ組織ニ就テハ左ノ規程ニ隨フ

(不)總會議ノ議員數ハ五名トス

大藏大臣、總裁、信託官及稅務長官ノ四名ハ當然總會議ノ議員トス

右ノ外太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ文官以外ニ適任ト認ムルモノ一名ヲ任命シテ議員ト爲ス

(四)前號文官以外ノ議員ノ任期ハ二個年トス但シ太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ任期中ト雖モ之ヲ罷免シ若クハ任期滿了後再ヒ之ヲ任命スルコトヲ得

此議員ハ其都度議會ノ定ムル俸給若クハ手當ヲ受クルモノトス

(六)大藏大臣ハ總會議々長トス

(三)總會議ニ於テ大藏大臣缺席スルトキハ土地大臣、土地大臣不在ノ時其他ノ行政評議會議員其代理ト爲リ出席シ總會議ニ列シ其間之ヲ議員ト看做ス

(ホ)總會議ニ於テ稅務長官缺席スルトキハ稅務長官代理其代理ト爲リテ出席シ總會議ニ列シ其

間之ヲ議員ト看做ス

(一)總會議ノ議員タル上長官事故アルトキ之ニ代リテ總會議ニ出席スル者ハ議員ト同一ノ資格ヲ有スルモノトス

(ト)總裁若シ兼ネテ信託官ノ職ニ在ルトキハ信託官代理ハ當然總會議ノ議員ト爲ル

(チ)總會議議員ノ定足數ヲ三トス

(二)首法第十五條ノ規定ニシテ本條ノ規定ト矛盾スルモノハ總ヘテ之ヲ廢止ス

(三)首法第十六條第十七條及第十八條第一項第二項ハ之ヲ廢止ス

第三條 總裁ハ自己ノ職務若クハ貸金局若クハ總會ノ自動又ハ受動行爲ニ關シ職務上訴訟ノ原告及被告トナルモノトス其局務若クハ總會議ノ關係事件ニシテ自己ノ職責ニ非サルノ故ヲ以テ之ヲ忌避スルコトヲ得ス

第四條 貸出勘定ニ屬スル現金ハ首法ノ規定ニ據ル抵當貸出ノ申請ナキトキハ太守カ其都度評議會ノ決議ヲ經テ本條ノ目的ヲ遂行スルニ該當セリト認メテ訓示スル擔保物件ノ抵當トシテ貸出ヲナスコトヲ得

第五條 首法第二十五條ノ目的ヲ遂行スル爲メ左ノ通り定ム

(一)市外地トハ町若クハ市ノ附近ニアリテ宅地又ハ工業用地ニ供セラルルモノヲ云フ但シ農業收畜又ハ販賣用ノ目的ヲ以テ園藝農ヲ行フ土地ハ町若クハ市ノ附近ニ在ルモ市外地ト看做サス

(二)總會議ハ何時ニテモ貸出申請ノ擔保地カ市外地ナルヤ否ヤヲ決定スルノ權アリ但シ各其土地使用ノ目的ヲ基礎トシテ鑑定スヘキモノトス

第六條 首法第二十五條ノ貸出ヲ行フ第一抵當タルヘキ土地ノ九種ニ左ノ三種ヲ追加ス

- (十) 千八百九十二年土地法第二百四十三條ニ據ル學田及其他ノ保存地ニシテ永代借地權ヲ得タルモノ
- (十一) 千八百八十五年土地法第三章ニ據リ延期拂込方法ヲ以テ免許ノ皇地
- (十二) 千八百八十七年公共團體權限法ニ據リ公共團體ヨリ借地權ヲ得タル土地但シ公共團體トノ借地契約書中記載ノ借地人若クハ其承權者ノ施シタル土地改良費賠償方法ニ就キテ新ニ借地人トナルモノノ負擔ニ關スル一定ノ規約アルモノ
- 第七條 首法第二章ニ記載ノ公債殘額募集期間ハ首法第二十八條ノ規程ニ係ハラヌ本法實施ノ日ヨリ三箇年間延長ス
- 第八條 首法第四十一條第二項中貸出申請ノ時ハ貸出許可ノ時ト改ム

千八百九十六年對定住者政廳貸出金法中修正法

(千八百九十六年十月十二日)

ニール・ジ・ラント議會ハ其權能ニ依リ左ノ法律ヲ定ム

第一條 本法ノ略稱ヲ千八百九十六年對定住者政廳貸出金法中修正法トシ千八百九十四年對定住者政廳貸出金法(以下首法ト稱ス)ニ追加ス

定期貸出

第二條 首法規定ノ外自由保有權アル土地ヲ擔保トシテ十箇年ヲ超過セサル期間ニ對シ定期償還貸出ヲ許可シ(以下定期貸出ト書ス)左ノ規定ヲ適用ス

(一) 定期貸出ノ程度ハ擔保物件ノ鑑定額二分ノ一以下トス

(二) 定期貸出申請ノ様式ハ其定期貸出ノ申請ナルコトト及償還期トヲ記載スルノ外總ヘテ首法ノ規定ヲ準用ス

(三) 定期貸出ハ年賦償還ヲ爲サス貸出期限滿了ノトキ一時ニ償却スヘキモノトス但シ抵當權設定者ニ於テ半年賦償還金拂込ノ期ニ相當スルトキ元金ニ對シ五磅ヨリ下ラサルカ又ハ五磅ノ幾數倍ニ該當スル金額ヲ償還スルコトヲ得

(四) 定期貸出ノ元金若クハ元金殘額ニ對スル利率ハ年五分トシ半年期毎ニ利息金ヲ支拂フヘシ右拂込第一回ノ期日ハ貸出ノ日以後六箇月ヲ經タルトキトス

(五) 總裁若クハ其代理者カ發スル貸出證書ハ反對ノ證明アル場合ヲ除キ之ニ記載セル期日ニ於ケル各元金及利息額ニ對シ有效ナルモノトス

第三條 定期貸出ノ抵當契約書ノ様式ハ首法附屬書式ニ準據スルノ外第一回半年賦償還拂込ノ文字ヲ省略シ左ノ數語ヲ附加スヘシ

貸出期間

元金償還期

利息金ノ半年賦拂込期

同上第一回拂込期

第四條 (一) 首法規定ノ抵當契約書ノ契約條件ハ定期貸出ニモ準用スルモノトス但シ左ノ變更ヲ加フ

(二) (イ) 首法附屬書第四號其一ノ第一ヲ左ノ如ク變更ス

第一、定期貸出ニ對シ抵當權設定者ハ千八百九十四年對定住者政廳貸出金法及其修正法ノ規定ニ

據リ元金及利息金ヲ支拂フ又抵當契約書ニ記載シ通リ第一回半年期利息金ヲ拂込ヲナスヘシ  
(ロ) 同第七ノ中「半年賦償還金拂込」トアルヲ「元金若クハ利息金」ト變更ス  
第五條 自由保有權アル土地ノ抵當貸出及之ニ關スル抵當契約書ニ對スル首法ノ規定ハ本法前記ノ  
變更ヲ加ヘテ定期貸出及之ニ關スル抵當契約書ニモ準用ス

雜則

第六條 千八百九十五年對定住者政廳貸出金法中修正法第五條中「町若クハ市ノ附近」ハ各町若クハ市  
内若クハ此等ノ附近ト改ム

第七條 首法第四十條第三項及第四項中「貳千五百」トアルハ各參千ト改ム

第八條 千八百九十五年對定住者政廳貸出金法中修正法第二條第一項(ホ)中「總會議」ニ於テ稅務長官缺  
席スルトキハ稅務長官代理ハ總會議ニ於テ信託官若クハ稅務長官缺席スルトキハ信託官代理若ク  
ハ稅務長官代理ト改ム

同(ト)中「信託官」次ニ若クハ稅務長官ノ七字ヲ「信託官代理」次ニ若クハ稅務長官ノ七字ヲ「信託代理」  
ノ次ニ若クハ稅務長官代理ノ九字ヲ追加ス

第九條 千八百九十五年對定住者政廳貸出金法中修正法第六條第十項ノ初メニ「千八百八十二年」千  
八百七十七年土地法中修正法第五十條又ハ千八百八十五年土地法第二百三十七條又ハラ追加シ尙  
ホ同項ノ終リニ又ハ延期拂込ノ方法若クハ小株收組織ヲ以テ保有スルモノヲ加フ

千八百九十八年對定住者政廳貸出金法中修正法

〔千八百九十八年九月十三日〕

ニールランド議會ハ其權能ニ依リ左ノ法律ヲ定ム

第一條 本法ノ略稱ヲ千八百九十八年對定住者政廳貸出金法中修正法トシ千八百九十四年對定住者  
政廳貸出金法以下首法ト稱スニ追加ス

第二條 首法第二章ニ記載ノ公債募集ハ首法若クハ其修正法ノ規定ニ係ハラヌ千九百一十一年十月三十  
一日迄延長ス

千八百九十四年對定住者政廳貸出金法中修正法

〔千八百九十九年十月十九日〕

ニールランド議會ハ其權能ニ依リ左ノ法律ヲ定ム

第一條 本法ノ略稱ヲ千八百九十九年對定住者政廳貸出金法中修正法トシ千八百九十四年對定住者  
政廳貸出金法以下首法ト稱スニ追加ス

利率低減

第二條 貸出金償還ノ期ヲ嚴守セシメントテ獎勵スルノ目的ヲ以テ千九百年三月三十一日以後支  
拂フヘキ定期貸出ノ利息及年賦貸出ノ元利償還(首法附屬書第二號ニ據ル)ニ關シ左ノ規定ヲ設ク

(一) 拂込延滞ナキ抵當權設定者償還期日若クハ其到達以後二週日以内ニ償還拂込ヲ爲ストキハ償  
還拂込額ノ中利息ニ相當スル額ノ十分一ヲ低減ス此計算ニ據リ規定ノ年利率五分ハ四分五厘ニ  
低減セラルヘシ

(二) 右低減ニヨリ生ズル差額ハ拂込ノ際豫メ減却スルコトヲ得

第三條 總裁ハ償還金拂込期限到達ノ一箇月以前ニ抵當權設定者ノ最後ノ住所ニ宛テ拂込金額低減

金額低減拂込金額及低減ノ特權消失期日ヲ記シタル通知書ヲ發スヘシ但シ此通知書ノ不發送不到達若クハ之ニ記載セル事項ノ謬誤ハ抵當權設定者ノ權利及義務ニ影響ヲ及ホスコトナシ

期限到達前償還拂込金ノ處分方法

第四條 貸出金償還ノ目的ヲ以テ將來抵當權設定者ヨリ償還期限到達前ニ拂込ム一切ノ金ハ左ノ如ク總裁之ヲ處理ス

(一) 定期貸出ノ場合ニハ未拂元金償却ニ充ツ但シ抵當權設定者ノ希望ニヨリテハ將來拂込ムヘキ利息ニ充ツ

(二) 半年賦償還貸出ノ場合ニハ左掲ノ甲ノ方法ニ據リ割賦償還期ノ順ヲ以テ將來拂込ムヘキ償還金ニ充ツ但シ抵當權設定者ノ希望ニヨリテハ左掲ノ乙ノ方法ニ據ル

第五條 甲ノ方法及之ニ據リテ拂込ム金ニ關シテハ左ノ規定ヲ適用ス

(一) 各元金割賦償還額拂込ノ場合ニ在テハ之ニ伴フ利息ノ拂込ヲ要セス

(二) 割賦償還金元利ノ全部若クハ一部拂込ヲ終ラサル場合ニ在テハ其前ニ全部若クハ一部拂込ヲ終リタル割賦償還金ノ拂込期ヨリ計算シ毎半年隔ツル日子ヲ以テ其拂込期ト看做スヘク隨テ抵當權設定者ノ償還期間ヲ中斷セシムルコトナシ

第六條 乙ノ方法及之ニ據リテ拂込ム金ニ關シテハ左ノ規定ヲ適用ス

(一) 償還拂込期限ノ順ニ依リ將來拂込ヘキ元金及利息ノ償還ニ充ツ

(二) 償還拂込期限ノ到達ハ抵當權設定者ニ何等ノ影響ヲ與フルコトナシ前拂ニ係ル償還金額盡ルマテハ抵當權設定者ニ於テ拂込ヲ中斷スルモノトス

第七條 千九百年三月三十一日以後拂込ムヘキ利息ニ對スル利息金低減ノ特典ヲ抵當權設定者ニ與

ヘンカタメ前記第四條第五條又ハ第六條ノ規定ニ據リ期限到達前ニ拂込ミタル利息ニ就テハ本法第二條ヲ準用ス

第八條 首法第四十二條第七號及第八號ハ此修正法發布後ニ於テ期限到達前拂込ノ金ニ適用ス

但シ此修正法效力ヲ有スルニ至リタルトキ既ニ前拂セラレタル金アルトキハ抵當權設定者ノ撰擇ニ從ヒ依然舊法ニ據リ計算處理セラルルカ或ハ此修正法有效ノ日ヨリ前拂金ノ年賦償還期限ニ達スルマテノ期間ニ對スル利息金ト併セテ之ヲ前拂金總額ト看做シ此修正法前掲ノ規定ニヨリ計算スルコトヲ得

償還金更正

第九條 抵當權設定者ノ利便ヲ計リ現在契約中ノモノ并ニ將來契約ノ定期若クハ年賦貸出ニ關シテ左ノ規定ヲ設ク

(一) 貸出元金拾分ノ壹以上償還拂込ヲ終リ償還拂込延滞セサルモノハ其半年賦償還貸出タルト定期償還貸出タルトヲ問ハス總裁ノ認可ヲ經テ現ニ殘存セル元金ニ對スル償還期ニ關シ新規ニ契約ヲ更正スルコトヲ得

但シ更正セラルヘキ契約ノ元金ハ少クトモ百磅以上タルヘシ

(二) 前記更正契約ニ對シ總裁及抵當權設定者ニ於テ更正契約覺書ヲ作成スルモノトス

(三) 更正契約覺書ハ附屬書式ニヨリ更正契約ノ元金更正認可ノ年月日及利息金若クハ元金利息金ノ第一回償還拂込金額及期日ヲ記載スヘシ

(四) 更正契約覺書ハ抵當權設定者カ最初契約ニ際シ作成シタル抵當契約書ニ裏書ヲ爲シ特ニ登録ヲ要セス

(五) 更正契約書作成ノ後ハ擔保物件ハ舊債ニ代ハリ新債ニ對シテ同様ニ適用セラレ擔保物件ニ對スル抵當權者ノ優先權其他總ヘテ舊債ニ對スル義務ハ凡ヘテ新債ニ對シテ負フヘキモノトス  
擔保物件ノ程度

第十條 定期貸出ノ貸出金額ハ擔保物件ノ鑑定額五分ノ參ヲ超過セス

第十一條 半年賦償還拂込貸出ノ貸出金額ハ擔保物件カ一等農業地ナルトキハ其鑑定額參分ノ二ヲ超過セス

市内地及市外地ニ對スル貸出

第十二條 首法第二十五條ノ規定ニ係ハラス市内地及市外地ヲ擔保トシ左ノ規定ニヨリ貸出ヲナスコトヲ得

(一) 貸出ハ半年賦償還拂込法ニヨルモノニ限ル

(二) 貸出金額ハ貳拾五磅以上貳千磅以下トス

(三) 建築物アル市内地ニ對スル貸出金額ハ土地鑑定額ノ五分ノ三ト建築物ノ鑑定額貳分ノ壹トヲ合セタルモノヲ超過スルコトナシ

(四) 建築物アル市外地ニ對スル貸出金額ハ土地鑑定額貳分ノ壹ト建築物ノ鑑定額貳分ノ壹トヲ合セタルモノヲ超過スルコトナシ

(五) 建築物ナキ市内地又ハ市外地ニ對スル貸出金額ハ土地鑑定額ノ貳分ノ壹ヲ超過セス又該地内ニ家屋ヲ建築スル場合ノ外貸出ヲ爲サス貸出ハ家屋建築ノ進行ニ從ヒ總會ノ決定ニヨリ數回ニ分チ之ヲ行フ

(六) 本條ノ貸出ハ擔保物件カ事實市内地又ハ市外地ナリト雖モ法定ノ證明アルニアラサレハ行ハ

ス

第十三條 首法及本法中

(一) 市内地トハ住民二千人以上ヲ有スル市内ニ在リ農業酪業若クハ園藝業ヲ行ハサル土地ヲ謂ヒ

(二) 市外地トハ住民二千人以下ヲ有スル市内又ハ町内若クハ市又ハ町ノ附近ニ在リ農業酪業若クハ園藝業ヲ行ハサル土地ヲ謂フ

第十四條 千八百九十五年對定住者政廳貸出金法中修正法第五條ハ之ヲ廢止ス

擔保物件カ自由保有權ナキ土地ノ場合ニ於ケル特別規定

第十五條 擔保地カ首法第二十五條第二項乃至第十二項及千八百九十五年對定住者政廳貸出金法中

修正法第六條追加ノ種類ニ屬スルモノナルトキハ從來ノ規定ニ係ハラス之ニ左ノ特別規定ヲ適用ス

(一) 抵當權者トシテ總裁ノ承認アルニアラサレハ土地會議ハ左ノ處置ヲ行フコトヲ得ス

徵收スルコト

(イ) 延滞十八箇月以上ニ達セル地代金又ハ土地ニ關シテ時々納付スヘキ金ヲ抵當權設定者ヨリ  
徵收スルコト

(ロ) 書面ヲ以テ三箇月以前ニ之ヲ總裁ニ通知スルコトナクシテ條件不履行ニ對シ抵當權設定者ノ土地ニ有スル權利ヲ沒收又ハ取消シ又ハ其返還ヲ命スルコト  
(二) 前號ノ沒收取消若クハ返還ニ係ハラス本法施行後抵當權ハ土地ニ現存スル改良物件及之ニ關シ新規ニ入り來ル何等借地人又ハ占有人ヨリ拂込ムヘキ金額ニ對シ負擔ヲ負ハシムル者ト看做スヲ以テ該金額ハ總裁ニ納入スル者トス但シ前號ノ延滞金ニ相當スル金額マテハ土地會議ニ於テ之カ先取特權ヲ有ス又前記總裁ノ收入ニ歸スヘキ金額ハ擔保地ニ對スル抵當權設定者ノ權利

カ沒收取消又ハ返還以外適法ニ消滅スルトキ其有スル利益ノ範圍ニ限ルモノトス  
總裁ハ前記新規ニ入り來ル借地人又ハ占有人ヨリ仕拂ヲ受クヘキ現金ニ代ヘ地上ノ財産及利息  
ヲ擔保トシテ提拱セシムルコトヲ得此場合ニ在テハ千八百九十二年土地法第八十三條第一號又  
ハ第八十五條若クハ同法若クハ從來發布ニ係ル何等法律ノ規定中同様ナル制限ニ拘束セラルル  
コトナシ

(三) 總裁ハ土地會議ノ同意ヲ經スシテ抵當權者トシテ其占有スル土地ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ貸  
貸スルコトヲ得此場合ニ於テ條件不履行ニ因ル抵當權設定者ノ該地ニ對スル權利ノ沒收又ハ取  
消ヲ防ク爲メ貸借人ニ於テ履行セル抵當權設定者ノ義務ニ屬スル契約事項ニ之ヲ抵當者設定者  
ノ契約事項履行ト認ムヘシ但シ右貸貸地カ皇地ナルトキハ土地大臣ノ認可ヲ經ルヲ要ス

(四) 總裁擔保地ヲ賣却スル場合ニ於テ購買人ヘノ讓渡又ハ購買人ヨリ總裁ニ支拂フヘキ金額ニ對  
シ擔保トシテ總裁ニ提供スル地上ノ財産及利息ニ關シテハ千八百九十二年土地法第八十三條ノ  
第一、第五、第六項及第八十五條若クハ同法若クハ從來發布ニ係ル何等法律ノ規程中同様ノ制限ニ  
拘束セラルルコトナシ

(五) 總裁カ擔保地ヲ賣却スル方法ハ競賣又ハ隨意契約ニ依ル其後段ノ場合ニ於テハ廣告ヲ爲スニ  
及ハス但シ賣却地カ皇地ナルトキハ土地大臣ノ認可ヲ經ルヲ要ス

(六) 土地賣却ノ權利ハ千八百九十二年土地法第八十三條第三項又ハ從來發布セラレタル總裁ノ法  
律規定ニ係ハラズ抵當契約期限滿了後何時ニテモ土地會議ノ同意ヲ經ルコトナクシテ總裁之ヲ  
執行スルコトヲ得

(七) 首法附屬書第四號其二ニ記載ノ約定ニヨリ總裁カ有スル權利ノ執行ニヨリ總裁ノ支出シタル

金額ハ其請求ニ從ヒ抵當權設定者之ヲ支辨スヘシ若シ之ヲ忘リタルトキハ支出ノ日ヨリ年五分  
ノ利息金ヲ加算シ抵當貸出金額ニ計上スヘシ

(八) 本條前掲ノ規定ハ現在及將來ノ抵當貸出ニ適用ス

(九) 本條ニ土地會議ト稱スルハ官制ニ定ムル土地會議ノ外信託員、信託官若クハ抵當權設定者カ有  
スル借地權其他ノ權利ノ認可權ヲ有スル有司ヲ包含ス

雜則

第十六條 總會議ハ何時ニテモ貸出申請ニ際シ擔保トシテ提供セル土地ノ一等農業地又ハ市內地又  
ハ市外地ナルヤ否ヤヲ裁決スルノ權ヲ有ス

第十七條 總裁カ其權利ヲ執行スル爲メ擔保タル土地ノ全部又ハ一部ヲ賣却スルニ當リテハ如何ナ  
ル場合タルヲ問ハス首法若クハ本法ノ規定ニ係ハラズ又擔保ノ價額ヲ問ハス購買人ヨリ賣却金ノ  
全部又ハ一部ニ對スル土地ノ抵當ヲ提供セシムルコトヲ得

第十八條 千八百八十一年西海岸地方定住地保有地法ニ據リ貸付ヲ受ケタル土地ハ本法中ニ包含  
セラレ且ツ何時タリトモ首法第二十五條第七項中ニ包含セラレルモノトス

第十九條 首法及其後發布セラレタル法律ノ規定ニシテ本法ニ矛盾スルモノハ總テ本法ノ規定ニ據  
ル

附屬書

千八百九十九年對定住者政廳貸出金中修正法ニ依ル償還期更正覺書

前記法律ノ規定ニ據リ別記提供ノ擔保物件ヲ抵當トシ登記番號………ヲ以テセル原貸出金………ニ  
對シ左ノ如ク償還期ヲ更正ス

一、新規貸出ヲ受ケタル元金

一、同上ノ年月日

一、同上ノ期限及拂込期日(定期償還貸出ノ場合ニアリテハ)

一、利息(又ハ元金及利息金)ノ半年賦償還拂込期日及金額

右更正覺書作成ノ證トシテ何年何月何日抵當權設定者何某及總裁ハ左ニ署名捺印スル者ナリ

抵當權設定者

何 某

對定住者政廳貸出金局總裁

何 某

在何地何業何某立會ノ上抵當權設定者何某手署ス

立 會 人

何 某

在何地何業何某立會ノ上總裁何某手署ス

立 會 人

何 某

千九百一年對定住者政廳貸出金法中修正法

〔千九百一年八月二十四日〕

ニール、ジラント議會ハ其權能ニ依リ左ノ法律ヲ定ム

第一條 本法ノ略稱ヲ千九百一年對定住者政廳貸出金法中修正法トシ千八百九十四年對定住者政廳貸出金法以下單ニ首法ト稱スニ追加ス

第二條 首法第二章ニ依リ募集シ得ヘキ公債定額ノ外太守ハ評議會ノ決議ヲ經テ同法ノ目的ヲ遂行スル爲メ壹百萬磅以内ノ公債額ヲ追募スルコトヲ得

第三條 左記ノ法律ヲ廢棄ス

(一) 千八百九十四年對定住者政廳貸出金法第二十八條第二項

(二) 千八百九十五年對定住者政廳貸出金法中修正法第七條

(三) 千八百九十八年對定住者政廳貸出金法中修正法全部

第七章 濠洲の農業

濠洲に於ける産業中、農業は牧業に如かざること勿論なりと雖も、農業より生ずる生産物は、尙ほ牧業より成れる生産物の殆ど五割に當れるなり。  
千九百一年より千九百二年に亘り、各州に於ける農業の生産額は略々左の如し。

洲名	農作物生産額	一英町平均産額	總額の百分率
ニュー・サウス・ウェールズ	六、六八七、〇〇〇	二、一八九片	二一・三三
ヴィクトリア	八、六五二、〇〇〇	二、一八二	二七・五一
クィーンズランド	二、四五七、〇〇〇	五、一八	七・八四
南オーストラリア	三、七二〇、〇〇〇	三、一三三	一・八四
西オーストラリア	八六一、〇〇〇	三、一九五	二・七五
タスマニア	一、四九三、〇〇〇	六、八五	四・七六
聯邦	二三、八三五、〇〇〇	二、一六八	七六・〇三
ニュー・ジブラント	七、五一五、〇〇〇	四、一七三	二二・九七
全濠洲	三一、三五〇、〇〇〇	三、二一一	一〇〇・〇〇

此表に依れば、一英町に對する平均農作物の生産額に於てクィーンズランド及タスマニアの二州は、遙に他州に優越せり。是畢竟クィーンズランドは、甘蔗の栽培を主とし、タスマニアは、多く果樹并に葎草を栽培し、且つ穀物の收穫量多きを以てなり。西オーストラリアにては、自州に於ける生産額甚だ少きを以て、州

内に於て消費する農産物の大部分は、大概他よりの輸入を仰がざるを得ず、故に他州に比すれば、農産物の相場高貴にして、従つて一英町に對する收穫も亦其價格に於て、多く他州に譲らす。若し農産物總價額の點より見れば、ヴィクトリアは各州中實に其第一位に在りて、全濠洲生産額の四分の一を占む。斯くヴィクトリアが各州中農業に於て、高位を占むる所以のものは、其蔬菜園及果樹園よりの收穫蓋し尠からざるに因る。即ち蔬菜及果樹よりの収入は、合せて百四十七萬磅に上り、ニュー・ジブラントに於ける同種の収入額の二倍以上に當り、ニュー・サウス・ウェールズに於けるもの、三倍以上に達せり。今濠洲に於て生産する、主なる農産物の種類及其生産價額の百分比例を示せば左の如し。

農作物	生産額	百分率
小麦	七、四七二、〇〇〇	二三・八
黍	一、三六四、〇〇〇	四・四
麥	四、一四〇、〇〇〇	一・三
燕麥	三、三八三、〇〇〇	一〇・八
乾草	七、八三七、〇〇〇	二五・〇
牧草	一、七六〇、〇〇〇	〇・六
馬鈴	二、五三四、〇〇〇	八・一
葡萄	一、〇七一、〇〇〇	三・四
葎草	五、四〇〇、〇〇〇	〇・二
烟草	一、〇〇〇、〇〇〇	一
甘蔗	五、八五〇、〇〇〇	一・九
果實及蔬菜	二、五五四、〇〇〇	八・一



生 牧	1,111,000	3.6
其 他 草	2,775,000	8.8
總 計	3,886,000	10.0

四六六

乾牧草は、主要なる生産物にして、農産物總産額の二割五分を占め、小麦は之に次ぎて二割三分八厘を占む。前表に其他を記せしは、大麦、小麦、燕麥、玉蜀黍を除ける穀類及根菜類等を指すものなり。而して其産額は二百七十七萬五千磅にして、全産額の八分八厘に當る。此内二百二十一萬九千磅は、ニュー・ジールランドに於て産する所にして、同州は専ら羊の飼料として、燕菁及其他の根菜類を耕作すること、五十萬英吋以上に及べり。

千九百一年より、二年に亘れる季節に於て、各州に於ける人口一人に對する、平均農産物の生産價額を示せば次の如し。

州 名	人口一人に對する平均價額
ニュー・サウス・ウェールズ	四 一七
タスマニア	六 六
西オーストラリア	四 一
南オーストラリア	一 四
クィンズランド	七 三
グックトリヤ	四 一
ニュー・ジールランド	九 一
全 洲	六 一六

此表に依れば、南オーストラリアは其第一位に在りて、之に次ぐものは、漸次ニュー・ジールランド、タスマニア、グックトリヤ及ニュー・サウス・ウェールズにして、クィンズランドは其最下位に在りて、南オーストラリアの半にも達せず。

左表は前表即ち千九百一年に於ける統計に比せんが爲め、千八百七十一年千八百八十一年及千八百九十一年に於ける、生産價額を示すものなり。是に由れば、濠洲今日に於ける總生産價額は之を千八百八十一年に比し、千百萬磅を増加したれども、其人口一人に對する、平均價額に至りては、殆ど百分の六を減少し、更に之を千八百九十一年に比すれば、人口一人に對する、平均價額に於て、一磅二志四片の増加を見る。而して千八百八十一年以降總價額に於て減少を見し所以は、生産價額の減少にあらずして、農産物相場は、少しく昂騰し、千八百九十九年に至り再び千八百九十五年の相場に復し、其後千九百一年に至りては、概して多少の昂騰を來せり。

州 名	一八七一年	一八八一年	一八九一年
ニュー・サウス・ウェールズ	2,220,000	3,830,000	3,584,500
タスマニア	3,300,000	5,894,000	7,009,100
クィンズランド	650,000	1,213,000	1,414,000
南オーストラリア	1,789,000	3,283,000	3,045,000
西オーストラリア	258,000	246,000	380,900

四六七

タスマニア	七二四、〇〇〇	九八一、〇〇〇	一、〇四六、五〇〇
聯邦	八、九四一、〇〇〇	一、五五一、九〇〇	一、六四八、〇〇〇
ニュー、ジブランド	一、九五五、〇〇〇	四、六五〇、〇〇〇	五、五一八、〇〇〇
全 濠洲	一〇、八九六、〇〇〇	二〇、二六九、〇〇〇	二一、九八九、〇〇〇
總計	五磅 一二志 八片	七磅 五志 三片	五磅 一四志 六片
一人			
一人			
一人			

今之を世界の重要なる各國に比すれば濠洲は農産物の總價額に於て、其上位を占むるものにあらずと雖も、人口一人に對する、平均額價に至りては強ち之に劣るものにあらざるのみならず、南オーストラリア、ニュー、ジブランド及タスマニア諸州の如きは、主なる世界農産國に比し其一人當平均生産價額に於て反て之に優れるを見るべし。

耕地面積

左表は千八百六十一年以降、各州に於ける、耕地の面積を示すものにして、之に依りて濠洲に於ける、農業進歩の状況を察するに足る、該表中の諸年は、各年四月一日より、翌年三月三十一日に至る、年度を表はしたるものなり。

州 名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
ニュー、サウス、ウェールズ	二六五、三八九	三九〇、〇九九	五七八、二四三	八四六、三八三	二、二七六、六二八
タスマニア	四一〇、四〇六	八五一、三五四	一、四三五、四四六	二、一六六、六五四	二、九六五、六八一
クィンズランド	四四、四〇〇	五九、九六九	一一七、六六四	二四二、六二九	四八三、四六〇
南オーストラリア	四〇〇、七一七	八三七、七三〇	二、一五六、四〇七	一、九二七、六八九	二、二二六、五五二

州 名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
西オーストラリア	二四、七〇五	五一、七二四	五三、三五三	六四、二〇九	二二六、八二四
タスマニア	一六三、三八五	一五五、〇四六	一四八、四九四	一六八、一一一	二二二、五五〇
聯邦	一、二六九、〇四二	二、三四五、九三二	四、四八九、六〇七	五、三六五、六八五	八、四一一、六九五
ニュー、ジブランド	六八、五〇六	三三七、二八二	一、〇七〇、九〇六	一、四二四、七七七	一、五四五、六八三
全 濠洲	一、三三七、五四八	二、六八三、二〇四	五、五六〇、五一三	六、七九〇、四六二	九、九五七、三七八

之を濠洲全體より觀るときは、耕地の面積は千八百六十一年より今日に至る間に於て、實に七倍以上の増加にして、之に人工を以て播種せし牧草地を加ふるときは、實に二千二百五十九萬二千英町となり、千八百六十一年に於ける面積に比し殆ど其十七倍に相當せり。

州 名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
ニュー、サウス、ウェールズ	〇、七	〇、八	〇、八	〇、七	一、七
クィンズランド	〇、八	一、一	一、七	一、八	二、六
南オーストラリア	〇、一	〇、五	〇、五	〇、六	一、〇
西オーストラリア	三、二	四、五	七、五	五、九	六、二
タスマニア	一、六	二、〇	一、八	一、三	一、三
聯邦	一、一	一、四	二、〇	一、六	二、二
ニュー、ジブランド	〇、七	一、三	二、一	二、三	二、二

全 濠 洲	一・二	一・四	二・〇	一・七	三・三
-------	-----	-----	-----	-----	-----

更に耕地面積の増加を人口の増殖に比するときは左の如し。

増 加 種 目	一八八六年	一八八七年	一八八八年	一八八九年	一九〇一年
耕 地 面 積	一〇〇六%	一〇七%	一〇七%	二二%	四七六%
人 口	五五六	四三三	三八二	二二三	二二三

人口は四十一箇年間に於て殆ど四倍の増殖を爲せしも、耕地の面積は其増加の割合更に大にして殆ど八倍に上り、農業の進歩は人口の増殖に比し、二倍以上に當れることを知る、而して特に進歩の著しかりしは、千八百六十一年より千八百八十一年に至る二十箇年間及千八百九十一年より千九百一年に至る十箇年間にあり、然るに千八百八十一年乃至千八百九十一年に至る十箇年は、人口増殖の度、反て農業進歩の度に優ること二倍に及べり。

千八百七十年は、金銀熱冷却の餘後を受けて、人民は多く他に定業を求むるに汲々たりしを思へば、農業の進歩の勢此時代に於て最も盛なりしことは、今日より想像するに難からず、然るに其後の進歩は、其程度に於て、到底當時の盛大なるに比すべくもあらざりしが、土地制度を改正し無資本の者に對しても、容易に土地を得せしめしこと、土地制度の章參照及千八百九十六年より千八百九十八年に至る三箇年に於て、小麦相場の高騰せしとに因り、千八百九十一年以降は、農業の進歩、比較的速かなるを見たり。各州全地積に對する耕地面積の割合は、左表は示すが如し、今各州を比較するに當り、茲に注意すべきは各州農業の進歩は、單に耕地の面積のみを以て、之を速断すべからざる事是なり、例せばタスマニヤの如

一平方哩に對し、一人分五分七厘の人口を有する州と、西オーストラリヤの如き、一平方哩に對し、僅に一分九厘を有するの州との農業を、單に耕地面積の割合を以て、比較するが如きは、決して穩當に非ざればなり。

州 名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
ニュー・サウス・ウェールズ	〇・一五〇%	〇・二〇〇%	〇・二九〇%	〇・四四〇%	一・四四〇%
ヴィクトリア	〇・七三〇%	一・五二〇%	二・五五〇%	三・七六〇%	五・二七〇%
クィーンズランド	〇・〇〇一%	〇・〇一〇%	〇・〇三〇%	〇・〇六〇%	〇・一一〇%
南オーストラリヤ	〇・〇七〇%	〇・一五〇%	〇・三七〇%	〇・三三〇%	〇・三九〇%
西オーストラリヤ	〇・〇〇六%	〇・〇〇八%	〇・〇〇九%	〇・〇一〇%	〇・〇三〇%
タスマニヤ	〇・九七〇%	〇・九二〇%	〇・八八〇%	〇・九九〇%	一・三九〇%
聯邦	〇・〇七〇%	〇・一二〇%	〇・二四〇%	〇・二八〇%	〇・四四〇%
ニュー・ジブラント	〇・一〇〇%	〇・五〇〇%	一・六〇〇%	二・一三〇%	二・四〇〇%
全 濠 洲	〇・〇七〇%	〇・一四〇%	〇・二八〇%	〇・三四〇%	〇・五二〇%

次に掲ぐる表は、各州に於ける主要作物に對する面積の割合を示すものなり、濠洲全體及各州中、ニュー・サウス・ウェールズ、ヴィクトリア、南オーストラリヤの諸州に於ては、小麦を以て最も主要なる作物となせども、クィーンズランドに至りては、玉蜀黍及甘蔗を以て主産物とし、ニュー・ジブラントは燕麥を以て最となせり、而してタスマニヤに於ける、小麦の作付地積は、總作付地積の一割八分九厘に當れども、乾草の收穫に充てたる面積は、二割六分五厘を占めたり。

作物	年									
	一九〇一年	一九〇二年	一九〇三年	一九〇四年	一九〇五年	一九〇六年	一九〇七年	一九〇八年	一九〇九年	一九一〇年
小麦	六一・二	五九・二	一八・四	七・九	四・三	一・九	一・八	六・〇	一・〇	五・二
大麦	八・四	〇・三	二・四	二・四	〇・七	二・六	三・八	〇・八	〇・八	三・三
燕麦	〇・三	二・四	〇・三	〇・三	二・六	二・三	〇・九	二・五	一・七	一・〇
燕麥	一・四	一・二	二・四	〇・三	一・六	二・三	二・六	五・五	二・五	八・七
馬鈴薯	一・二	一・一	〇・三	〇・三	一・六	一・〇	一・三	一・三	二・五	一・四
乾草	一九・四	二二・六	一三・〇	一六・五	四・九	二六・五	二〇・二	一・三	三・九	一七・六
葡萄	〇・四	〇・九	〇・四	〇・九	一・七	二・六	二・〇	〇・八	三・九	一七・六
甘蔗	〇・九	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三
其他	六・九	三・四	一・五	二・二	一・二	一・六	一・六	五・一	五・六	一三・四
總計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

次に千八百六十一年以降、各十年を隔て、濠洲主要農作物の作付面積の割合を掲ぐれば左表の如し。

作物	年									
	一九〇一年	一九〇二年	一九〇三年	一九〇四年	一九〇五年	一九〇六年	一九〇七年	一九〇八年	一九〇九年	一九一〇年
小麦	五三・六	五二・七	六〇・七	四三・二	一八・九	六・〇	一・八	一・九	三・〇	七・九
大麦	一〇・六	一三・五	七・九	四・三	八・四	一・一	一・二	一・一	一・二	一・三
燕麦	一・〇	一・三	一・三	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四
燕麥	二・二	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三
馬鈴薯	四・二	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六
乾草	一六・二	一六・二	一六・二	一六・二	一六・二	一六・二	一六・二	一六・二	一六・二	一六・二
總計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

小麥

農産物及作付面積の概要は右に述ぶるが如し、以下更に各作物に就きて、列述すべし。

クキンスランド及西オーストラリアを除き、其他の各州は、現今國內に於て、消費するに充分なる小麦を生産するのみならず、英國に向つて輸出する額も、亦漸次増加する傾向あり、千九百一年より翌年に亘り、小麦の作付面積は、平年よりも増加したれども、氣候不順の爲め、頗る生産額の減少を見たり、又麥粉は千九百一年に於て、小麦二千四百七十七萬五千九百九十二ブッシェルに均しきものを輸出せしを以て、其價額は三百九萬千磅に當れるなり。

左表は、小麦生産の進歩を示すものなり。

州名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
ニューサウスウェールズ	二二三四六八	一五四〇三〇	二二二、八八八	三五六六六六	一、三九二、〇七〇
クキンスランド	一九六、九三三	三三四、六〇九	九二六、七二九	一、三三二、六八三	一、七五四、四一七
南オーストラリア	三九三	三、〇二四	一〇、九八五	一九三〇六	八七、二三二
西オーストラリア	三一〇、六三六	六九二、五〇八	一、七六八、七八一	一、五五二、四三三	一、七四三、四五二
タスマニア	一三、五八四	二五、六九七	二二、九五二	二六、八六六	九三、七〇七
ダースマニヤ	五八、八二三	六三、三三二	五二、七五七	四七、五八四	四四、〇八四

聯邦	七〇三、八二五	一、二七三、二〇〇	三、〇〇二、〇六四	三、三三五、五二八	五、一四九、六二二
ニュー・ジブランド	二九、五三一	一〇八、七二〇	三六五、七一五	四〇二、二七三	一、六三三、四六二
全 濠 洲	七三三、三五六	一、三八一、九二〇	三、三六七、七九九	三、七三七、八〇一	五、二七八、四二四

此表に依れば、千八百六十一年より千八百八十一年に至る、二十箇年間に於て、タスマニヤを除くの外、各州小麦の作付面積は、殊に著しく増加し、現に全濠洲に於ける増加面積は、二百六十三萬四千四百二十三英町にして、三十五割九分の増加に當る。又千八百八十一年より千九百一年に至る、二十箇年間に於ては、後年小麦の價格騰貴せし爲め、面積の増加初年よりは著しかりき。然れども南オーストラリヤ及タスマニヤに在りては、却りて作付面積を減退せり。こは氣候不順に基けるもの多きに居れり。  
 ニュー・ジブランドも亦、氣候不順の爲め、作付面積の減少二十萬英町に及べり。而して濠洲全體より見れば、千八百八十一年以降作付面積の増加は、實に百九十一萬六千四百四十五英町に達せり。目下現在耕地の二分の一は、小麦の作付に供せられ、平年に於て、七十五萬英町に對する生産額は、之を歐洲に向つて輸出することを得るなり。  
 千八百六十一年より千九百一年に至る、小麦の生産は左の如し。

州 名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
ニュー・サウス・ウェールズ	一六〇、〇三四	二、二二九、六四二	三、四〇五、九六六	三、九六三、六六八	一四、八〇八、七〇五
ヴィクトリア	三、六〇七、七二七	四、五〇〇、七九五	八、七一四、三七七	一三、六二九、三七〇	二二、一二七、三八二
クィンズランド	五、八八〇	三六、二八八	三九、六一二	三九、三〇九	一、六九二、二二二
南オーストラリヤ	三、四一〇、七五六	三、九六七、〇七九	八、〇八七、〇三二	六、四三三、六四八	八、〇一二、七六二

西オーストラリヤ	一六〇、一五五	三四五、三六八	一五三、六五七	二八八、八一〇	九三三、一〇一
タスマニヤ	一、三八〇、九一三	八四七、九六二	九七七、三六五	九三〇、八四一	九六三、六六七
聯邦	一〇、一七一、四六五	一一、九二七、三四	二二、三七八、〇〇九	二五、六四一、四八六	三八、五三七、八三四
ニュー・ジブランド	七七二、五三一	二、四四八、二〇三	八、二九七、八九〇	一〇、二五七、七三八	四、〇四六、五八九
全 濠 洲	一〇、九四三、九九六	一四、三七五、三三七	二九、六七五、八九九	三五、八九九、二二四	四二、五八四、四二三

濠洲に於ける近年の大旱魃は、千九百一年の小麦産額をして、甚しく豫想より尠からしめ、其收穫を減ぜしこと、實に千七百萬ブッシェルを超えしと云ふ。ニュー・ジブランドに於ては、旱魃に次ぎて大雨の至るあり、或地方の如きは、收穫期間、降雨の連續せし爲め、小麦は多少收穫せしも、製粉用に適せざりき。  
 小麦産額の増加最も著しきは、ニュー・サウス・ウェールズにして、千九百一年は千八百九十一年に於けるよりも、殆ど千百萬ブッシェルを増加せり。而して千八百八十一年及千八百九十一年に於て、該州小麦の産額は、濠洲全産額の一割一分を占めしも、千九百一年には、一躍して三割五分となれり。ヴィクトリヤ及ニュー・ジブランドは、小麦産額の減少最も著しく、濠洲全産額との比例は、千八百九十一年に、前者は其三割八分後者は二割八分六厘なりしも、千九百一年に至り、前者は二割八分五厘、後者は九分五厘に減少せり。今左表により、其詳細を知るを得べし。

州 名	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
ニュー・サウス・ウェールズ	一、一五%	二、一〇%	二、四、八%
ヴィクトリア	二、九四	三、八〇	二、八、五
クィンズランド	〇、一	二、一	三、九



千九百一年及び千八百九十九年乃至千九百一年間の十箇年を平均し、各州に於ける一英町の産額を示せば左表の如し。

州名	一英町平均産額	
	一九〇二年乃至一九〇一年	一九〇一年
ニュー、サウス、ウェールズ	106	101
グロクストリヤ	69	77
クキンズランド	194	152
南オーストラリア	46	44
西オーストラリア	99	105
タスマニア	219	194
聯邦	75	73
ニュー、ジブラルンド	248	257
全産	82	85

一英町に對する平均産額八五ブッシェルは、之を世界の諸國に比するに、寧ろ甚だ尠きを見ん。左表は千八百九十四年より千八百九十九年に至る、六箇年間に對する、各國一英町に付、一箇年産額の平均を示すものなり。

國名	一英町平均産額
英國	85
獨逸	261
佛蘭西	312
希臘	312
亞爾然丁共和國	312
露西亞	312
亞細亞	312
牙利	168

國名	一英町平均産額
印度	130
露西亞	130
亞爾然丁共和國	130
亞細亞	130
牙利	130

然れども、濠洲各州に於ける平均産額は、學術を利用し、農業法を改良すれば、尙ほ大に之を増加するを得べし。千九百一年より翌年に亘れる季節に對する、小麥生産價額及其一英町に對する價額を示せば、左表の如し。

州名	生産額	價額	一英町平均價額
ニュー、サウス、ウェールズ	2,525,900	1,163	1.163
グロクストリヤ	2,071,800	1,137	1.137
クキンズランド	3,384,400	1,177	1.177
南オーストラリア	1,502,400	1,173	1.173
西オーストラリア	2,111,000	1,150	1.150
タスマニア	1,807,000	1,150	1.150
聯邦	6,830,300	1,168	1.168
ニュー、ジブラルンド	7,419,900	1,109	1.109
全産	7,572,200	1,188	1.188

近き十二箇年間に對し、濠洲中主要なる小麥産地たる、ニュー、サウス、ウェールズ、グロクストリヤ及南オーストラ

リヤ諸州に於て、一英町の平均小麥産額並に其價額を擧ぐれば左の如し、但し季節は毎年四月に始り、翌年の三月に終るを以て各年には翌年の年號を用ゐたり。

四八〇

年 別	一英町平均産額			一英町平均生産價額		
	ニールス サウス、ウ ウェールズ	ウ グ ク ト リ ヤ	南 オ ー ス ト ラ リ ヤ	ニールス サウス、ウ ウェールズ	ウ グ ク ト リ ヤ	南 オ ー ス ト ラ リ ヤ
一八九一年	109	111	56	0.10	1.9	0.17
一八九二年	111	101	43	0.11	2.3	0.17
一八九三年	115	110	61	0.11	2.4	0.19
一八九四年	110	104	79	0.10	2.0	0.18
一八九五年	109	83	49	0.09	1.6	0.18
一八九六年	87	40	42	0.07	1.9	0.10
一八九七年	102	45	17	0.11	2.5	0.18
一八九八年	106	64	26	0.12	2.8	0.11
一八九九年	70	92	49	0.09	2.2	0.13
一九〇〇年	95	71	46	0.10	1.9	0.12
一九〇一年	106	89	59	0.11	2.6	0.16
一九〇二年	106	69	46	0.11	2.3	0.17

茲に掲げし價格は、農場に於て商人に販賣せらるる相場を標準とせるものなり、以下亦之に倣ふ、最近の統計に依り、消費せらるる小麥は、人口一人に對し其平均左に示すが如し、中に就き西オーストラリヤに於ては、成年男子の數多きを以て、其消費額も亦隨て他州よりも多し。

- ニール、サウス、ウエールズ 五九
- ウグクトリヤ 五二
- クキンズランド 五六
- 南オーストラリヤ 六三
- 西オーストラリヤ 八六
- タスマニヤ 七二
- ニール、ジーランド 七七

而して濠洲全體の平均消費額は、一人に對し六ニブッシュルにして先世界諸國に比し其量に於ては、遙に右に在り。  
左表は千九百一年各州小麥及麥粉の輸入を示すものにして、麥粉一噸を小麥五十「ブッシュル」に換算せるものなり、而して輸出の州はニール、サウス、ウエールズ、ウグクトリヤ、南オーストラリヤ、ニール、ジーランド及タスマニヤの諸州にして、千八百九十六年以降、ニール、サウス、ウエールズに在りては、自州内に於て要する小麥を自ら産出するに至り、千九百一年に於ては、七百七十萬「ブッシュル」を輸出したり、近年タスマニヤも亦、自州に於て消費するに十分なる小麥を産出せしのみならず、尙ほ多少の輸出を爲せり。

州 名	純 輸 入	純 輸 出
ニール、サウス、ウエールズ	1,210,525	770,207
ウグクトリヤ	?	1,018,350
クキンズランド	1,210,525	?

四八一



南オーストラリア	八八四、七〇九	九五六五、九一〇
西オーストラリア	?	?
タスマニア	?	二四、四九四
聯邦	?	二四、七七〇、五九二
ニューギニア	?	二、三六三、一三〇
全洋洲	?	二七、一三三、七二二

聯邦六州の記録に依れば千八百七十九年以降、他より小麦の輸入を仰ぎしは、唯千八百八十六年、千八百八十九年、千八百九十六年及千八百九十七年の四箇年に止れり、千八百八十六年に於ては、ヴィクトリア及南オーストラリアは、一部小麦の收穫に失敗し、ニューサウスウールズ及クィンズランド二州は殆ど全部之が失敗をなせり、千八百九十六年、ヴィクトリアは小麦の不作を招き、其翌年は二十一年箇年中始めて小麦の輸入をなせり、然れども其輸入額たるや、單に六萬千六百六十「トナ」に止れりと云ふ。左表は千八百八十二年以降、二十一年箇年間に對する、聯邦の小麦産額及麵粉材料(小麦若しくは麥粉を謂ふ)而して麥粉は皆小麦に換算せり)の純輸入額を擧ぐれば左の如し。

年別	産額	純輸出額	年別	産額	純輸出額
一八八二年	二、一三七、八〇〇	五、七五一、一三〇	一八八五年	三〇、五五九、〇六〇	一一、五八三、六四四
一八八三年	二、四九二、五〇五	四、七四二、二九〇	一八八六年	二〇、一六五、九八八	六、〇三三、五三二
一八八四年	三、五七一、四五六	一、七三〇、八四三	一八八七年	二八、八九九、二二〇	四、二六五、九二四

年別	産額	純輸出額	年別	産額	純輸出額
一八八八年	三、五、九三〇、六九七	一〇、六四三、六七三	一八九五五年	三〇、八五五、八一二	六、七七四、三七七
一八八九年	一、九七五、七五〇	*二、一〇七、一三六	一八九六年	一九、五五七、七二六	*四、三四七、一六八
一八九〇年	二、四〇三、九二八	八、八三六、一七〇	一八九七年	二〇、八八〇、四七九	*三、六四一、三〇六
一八九一年	二、七、一一八、二五九	一〇、六四六、二九八	一八九八年	二八、二四一、四〇九	一、三四一、五九六
一八九二年	二、五、六七五、二六五	四、二二六、五三八	一八九九年	四一、四一七、八五三	一、五八一、一九八
一八九三年	三、二、七五九、六九三	八、八二九、九四一	一九〇〇年	四八、三五三、四〇二	一、三、九六五、六一〇
一八九四年	三、六、九二九、九四七	一一、九一六、七八二	一九〇一年	三八、五三七、八三四	二、四七七、〇五九

\* 純輸入額

平年に於て濠洲は、世界小麦輸出額の第六位に在り、然れども之を世界に於ける需要に對比すれば僅に十分の一を供給するに過ぎず。

燕麥

濠洲に於て小麦に次ぎ、必要なる作物は、燕麥にして左表に示すが如く、漸次作付の増加を見る。

州名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
ニューサウスウールズ	七、二二四	一三、七九五	一六、三四八	一一、九五八	三三、二四五
クィンズランド	九一、〇六一	一七五、九四四	一四六、九九五	一九〇、一五七	三三九、一五〇
南オーストラリア	六九	一三一	八八	七二五	一、五三五
西オーストラリア	一、六三八	三、五八六	三、〇二三	一一、六三七	三、四六六〇
タスマニア	五〇七	一、四七四	八二七	一、三〇一	九、六四一
全洋洲	二九、〇三二	二九、六三一	二七、五三五	二八、三六〇	五四〇、八九

全	一四五、三九三	三六三、七四六	四三八、二〇三	五六九、六三六	八六七、二四四
聯邦	一二九、五二一	二二四、五六一	一九四、八一六	二四六、二二八	四六一、三二〇
ニュー、ジールランド	一五、八七二	一三九、一八五	二四三、三八七	三二三、五〇八	四〇五、九二四

千九百年は、南亞に於ける戦争の爲め、燕麥の需要を増加せしを以て、濠洲に於ける燕麥の作付も亦隨て増加せり。中に就きニュー、ジールランドは、濠洲中最も多く之を耕作し、實に濠洲全生産高の半を占む又ニュー、サウス、ウェールズにては、比較的放任せられたりと雖も、グロトリアヤ及タスマニヤに於ては、燕麥は小麦に次で、必要なる農産物なり。而してグロトリアヤ南オーストラリアヤ、西オーストラリアヤ諸州は、其氣候燕麥の耕作に適せざるを以て、收穫量も亦隨つて少し、今各州に對する燕麥の收穫量を示せば左の如し。

州名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
ニュー、サウス、ウェールズ	一五、四二六	二八〇、八八七	三五六、五六六	二七九、二五九	六八七、一七九
グロトリアヤ	二、一三六、四三〇	三、二九九、八八九	三、六一二、一一一	四、四二七、七三〇	六、七二四、九〇〇
南オーストラリアヤ	三三、一六〇	三八、八九四	三二、二一九	一六、六六九	四三、二〇八
西オーストラリアヤ	八、一六二	二八、三三〇	八、二七〇	八〇、八七六	四六九、二五四
タスマニヤ	七五、四七五	五九三、四七七	七八三、二一九	八七三、一七三	一、七〇二、六五九
聯邦	三〇八、一六五	四二四、一四七	四、七九三、四一六	五六七、八二四	九、七八四、八三八
ニュー、ジールランド	五、一六六	三七二、六一〇	六、九二四、八四八	一一〇〇、九〇〇	一五、〇四五、二三三
全濠洲	三、五九四、三三八	七九六、八二七	一一、七一一、三六四	一六、六八七、二六六	二四、八三〇、〇七一

千九百一年に於ける、一英町平均收穫量及千八百九十二年より千九百一年に至る、十箇年間に對する、平均一箇年一英町の收穫量を示せば左の如し。

州名	一英町平均收穫量	
	一九〇一年	一八九二年乃至一九〇一年
ニュー、サウス、ウェールズ	一七七	一九七
グロトリアヤ	二〇四	二〇一
南オーストラリアヤ	二七五	一九〇
西オーストラリアヤ	一三五	九八
タスマニヤ	三一五	一六六
聯邦	二二二	一九〇
ニュー、ジールランド	三七二	三四七
全濠洲	二八六	二七六

即ち千九百一年に於ける、平均收穫量は、平年よりも多く、殊にニュー、ジールランドは、一英町三十七ブッシェルの多量を生じ、左に示す世界中、燕麥の生産國に於ける千八百九十四年より千八百九十九年に至る間の平均收穫量に比し、更に遜色あるを見ず。

國名	一英町平均收穫量	國名	一英町平均收穫量
英吉利	四〇〇	獨逸	三五六

加 奈 陀	三・二	佛 蘭 西	二六〇
匈 牙 利	二七四	埃 地 利	二二七
合 衆 國	二二七	露 西 亞	一五五

四八六

千九百一年より翌年に亘れる季節に對し燕麥生産價額及一英町に對する生産價額を示せば左の如し

州 名	生 産 價 額	一英町に對する價額
ニュー、サウス、ウェールズ	九一、六〇〇	二一六・一〇
ダキントン	八九六、七〇〇	二一四・六
クキンスランド	六、〇〇〇	三一八・三
南オーストラリア	六二六、〇〇〇	一一六・一
西オーストラリア	三〇、四〇〇	三三・一
タスマニア	二二七、〇〇〇	四三・九
聯邦	一三二、四三〇〇	二一六・一一
ニュー、ジブランド	二〇、六八七〇〇	五一・一一
全 洲	三、三八三、〇〇〇	三一八・〇

ニュー、ジブランド及タスマニアに於て、一英町に對する生産價の多額なる所以は早魃の爲め他州に在つて燕麥の需要を増加せると地方相場の昂騰せるとに遇ひたればなり而して千九百一年中右兩州より南亞に向て輸出せられたる燕麥及其乾草は、亦多量なりき左表は各州に於ける燕麥の純輸入及純輸出

を示すものなり。

州 名	純 輸 入	純 輸 出
ニュー、サウス、ウェールズ	九五、五七七	二、五七八、五六八
ダキントン	一六三、〇三三	四五、五〇二
クキンスランド	三三、三五三	五八九、七九二
南オーストラリア		一七六七、九〇九
西オーストラリア		一〇、五二四、六〇六
タスマニア		一二、二八二、五一五
聯邦		
ニュー、ジブランド		
全 洲		

終りに参考の爲め世界に於ける燕麥の産額を示せば左の如し、但し千九百年の統計に係る。

歐 羅 巴	二、一〇〇、〇六一、〇〇〇
北亞米利加	九二、二七三、八〇〇
亞 細 亞	四〇、九〇五、〇〇〇
亞 非 利 加	六、五〇〇、〇〇〇
濠 洲	二五、二九三、〇〇〇
總 計	三、〇九五、四九七、〇〇〇

四八七

玉蜀黍

玉蜀黍はクキンスランドにては、甘蔗に次げる重要作物にして、ニュー、サウス、ウエールズに於ても、亦重要作物の一たるを失はず。此二州を除きたる他州は、其氣候玉蜀黍の耕作に適せざるを以て、従つて作付反別の如きも、合せて二千三百英町に止れり。左表は千八百六十一年以降、各州の玉蜀黍作付面積の増加を示すものなり。

州名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
ニュー、サウス、ウエールズ	五七、九五九 <small>英町</small>	一一九、九五六 <small>英町</small>	一二七、四七八 <small>英町</small>	一七四、五七七 <small>英町</small>	一六七、七三三 <small>英町</small>
クキンスランド	一、七二四	一、七〇九	一、七八三	八、二三〇	一〇、〇二〇
其他諸州	一九、一四	二〇、三二九	四六、四八〇	一〇一、五九八	一一六、九八三
聯邦	九一	一一三	三六	二二	五三〇
ニュー、ジブランド	六二、六七八	一四二、一〇七	一六五、七七七	二八四、四二八	二九五、二六六
全濠洲	七七〇	一四二、一〇七	三、一七七	五、四四七	一一、五〇三
全濠洲	六二、四四八	一四二、一〇七	一六八、九五四	二八九、八七五	三〇七、七六九

更に同年に對する産額を示せば左の如し。

州名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
ニュー、サウス、ウエールズ	一、七二七、四三四 <small>ポンド</small>	四、〇一五、九七三 <small>ポンド</small>	四、三三〇、九五六 <small>ポンド</small>	二七、二一七、〇六六 <small>ポンド</small>	三、八四四、九九三 <small>ポンド</small>

州名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
クキンスランド	二〇、七八八	三〇、八三三	八、一〇〇七	四六、一四四七	六一五、四七二
其他諸州	四二、一〇〇	五〇八、〇〇〇	一、三二、六五五	三〇七、七九一五	二、五六九、一一八
聯邦	三六七	二、〇〇〇	六四八	四八三	五、六一一
ニュー、ジブランド	一、七九〇、六八九	四、五五六、八〇六	五七、二六、二六六	九二六、一、五五一	七〇三五、一九四
全濠洲	三二、五七〇	四、五五六、八〇六	一一七、二五七	二三八、七四六	五七一、八三四
全濠洲	一、八三二、二五九	四、五五六、八〇六	五、八五三、五二三	九、五〇〇、二九七	七、六〇七、〇二八

前二表に依れば、千八百九十一年以降、作付面積は全體に於て、一萬八千英町の増加を爲せるも、收穫量は却て百八十九萬四千「ブッシュ」の減少を見る。之れ氣候不順の結果なり。左に千九百一年、千八百九十二年乃至千九百一年の十ヶ年に對する、一英町に對し、平均收穫量を示せば左の如し。

州名	一英町平均收穫量	一九〇一年	一八九二年乃至一九〇一年
ニュー、サウス、ウエールズ	一、七二七、四三四 <small>ポンド</small>	二二、二九	二九、一
クキンスランド	六、一四	二二、〇	六〇、七
西オーストラリア	一〇、六	二二、七	一〇、六
聯邦	二、三八	二、七六	二、七六
ニュー、ジブランド	四、五七	四、一六	四、一六

全 濠 洲 二四七 四九〇 二八三

千九百一年より翌年に亘れる季節に對し、玉蜀黍の全生産價額及一英町に對する平均價額を示せば左の如し。

州 名	全 生 産 價 額	一 英 町 平 均 生 産 價 額
ニュー、サウス、ウェールズ	八四六、八〇〇	五〇
グロウスターランド	七六、九〇〇	七一
クエンズランド	三五三、三〇〇	三〇
其 他 諸 州	一三〇〇	二九
聯 邦	一、二七八、三〇〇	四六
ニュー、ジブラルンド	八五、八〇〇	六一
全 濠 洲	一、三六四、一〇〇	四八

右表中、ツカグトリア及ニュー、ジブラルンドに於て、一英町に對する玉蜀黍の生産價額多きは、特に撰擇せし良地に耕作したればなり。  
千九百一年、各州に於ける玉蜀黍の純輸出入は左表の如し。

州 名	純 輸 入	純 輸 出
ニュー、サウス、ウェールズ	二二〇、五九九	一、三六四、一〇〇

州 名	純 輸 入	純 輸 出
グロウスターランド	一一四、六二八	一一五、四七五
クエンズランド	五、四七五	
南オーストラリア	一〇、九八四	
西オーストラリア	六三	
タスマニア		
聯 邦	二二六、二四四	二二四、四四七
ニュー、ジブラルンド		
全 濠 洲	一〇一、七九七	

ニュー、サウス、ウェールズ及クエンズランドの如く、玉蜀黍の産出州にして、其純輸入の反て多きは、寧ろ奇と謂ふべし。濠洲は他國に於けるが如く、玉蜀黍を人の食料に供するなし。左表は合衆國政府の調査に係る世界玉蜀黍の産額を示すものなり。

- 北亞米利加 二二一〇、五〇〇、〇〇〇
- 南亞米利加 九〇〇〇、〇〇〇
- 歐羅巴 三九一、三五八、〇〇〇
- 阿非利加 三三二、〇七〇、〇〇〇
- 濠洲 一〇〇、二五〇、〇〇〇
- 總 計 二七三五、〇九〇、〇〇〇

大麥

濠洲に於ける大麥の作付は甚だ尠し。今千八百六十一年より千九百一年に至る間の作付面積の増加を示せば左の如し。

州名	一八六一年					一八七一年					一八八一年					一八九一年					一九〇一年									
	州	名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年	州	名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年	州	名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年	州	名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年		
全濠洲	ニュー、サウス、ウェールズ	二、九二四	三、四六一	六、四二七	四、四九九	六、〇二二	ニュー、サウス、ウェールズ	二、九二四	三、四六一	六、四二七	四、四九九	六、〇二二	ニュー、サウス、ウェールズ	二、九二四	三、四六一	六、四二七	四、四九九	六、〇二二	ニュー、サウス、ウェールズ	二、九二四	三、四六一	六、四二七	四、四九九	六、〇二二	ニュー、サウス、ウェールズ	二、九二四	三、四六一	六、四二七	四、四九九	六、〇二二
	タスマニア	一、〇六三	一、七二五	一、九五三	一、四六一	一、一七五	タスマニア	一、〇六三	一、七二五	一、九五三	一、四六一	一、一七五	タスマニア	一、〇六三	一、七二五	一、九五三	一、四六一	一、一七五	タスマニア	一、〇六三	一、七二五	一、九五三	一、四六一	一、一七五	タスマニア	一、〇六三	一、七二五	一、九五三	一、四六一	一、一七五
	クィンズランド	三、四一九	一、六七二	四、八五二	四、五〇一	三、二四三	クィンズランド	三、四一九	一、六七二	四、八五二	四、五〇一	三、二四三	クィンズランド	三、四一九	一、六七二	四、八五二	四、五〇一	三、二四三	クィンズランド	三、四一九	一、六七二	四、八五二	四、五〇一	三、二四三	クィンズランド	三、四一九	一、六七二	四、八五二	四、五〇一	三、二四三
	南オーストラリア	一、三	九七一	二、五六一	七三九	一、一七五	南オーストラリア	一、三	九七一	二、五六一	七三九	一、一七五	南オーストラリア	一、三	九七一	二、五六一	七三九	一、一七五	南オーストラリア	一、三	九七一	二、五六一	七三九	一、一七五	南オーストラリア	一、三	九七一	二、五六一	七三九	一、一七五
	西オーストラリア	二、四一二	五、〇八三	三、六七九	三、七三九	二、七一九	西オーストラリア	二、四一二	五、〇八三	三、六七九	三、七三九	二、七一九	西オーストラリア	二、四一二	五、〇八三	三、六七九	三、七三九	二、七一九	西オーストラリア	二、四一二	五、〇八三	三、六七九	三、七三九	二、七一九	西オーストラリア	二、四一二	五、〇八三	三、六七九	三、七三九	二、七一九
聯邦	二、六六八	四、七七八	七、五五四	六、八〇八	六、八〇八	聯邦	二、六六八	四、七七八	七、五五四	六、八〇八	六、八〇八	聯邦	二、六六八	四、七七八	七、五五四	六、八〇八	六、八〇八	聯邦	二、六六八	四、七七八	七、五五四	六、八〇八	六、八〇八	聯邦	二、六六八	四、七七八	七、五五四	六、八〇八	六、八〇八	
全濠洲	三、〇一四	六、一〇九	一〇、五三七	九、二三三	一〇、一〇七	全濠洲	三、〇一四	六、一〇九	一〇、五三七	九、二三三	一〇、一〇七	全濠洲	三、〇一四	六、一〇九	一〇、五三七	九、二三三	一〇、一〇七	全濠洲	三、〇一四	六、一〇九	一〇、五三七	九、二三三	一〇、一〇七	全濠洲	三、〇一四	六、一〇九	一〇、五三七	九、二三三	一〇、一〇七	

同じく産額は左の如し。

州名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
ニュー、サウス、ウェールズ	四、一〇五	五、五二八	一、三三二	九、三三四	一〇、六三六
タスマニア	六、八一八	三、三五五	九、二七五	八、三〇七	六、九三三
クィンズランド	一、八六六	一、八七二	一、八八二	一、八八二	一、八八二
南オーストラリア	一、六八二	一、六八二	一、六八二	一、六八二	一、六八二
西オーストラリア	二、四一二	五、〇八三	三、六七九	三、七三九	二、七一九
聯邦	二、六六八	四、七七八	七、五五四	六、八〇八	六、八〇八
全濠洲	一、五五八	一、八三六	三、二〇七	二、一三〇	二、七〇三

次に千九百一年、千八百九十二年より千九百一年に至る十箇年間の平均一英町に於ける大麥收穫量を示せば左の如し。

州名	平均一英町大麥收穫量				
	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
ニュー、サウス、ウェールズ	一、七二七	一、七二七	一、七二七	一、七二七	一、七二七
タスマニア	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五
クィンズランド	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五
南オーストラリア	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五
西オーストラリア	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五
聯邦	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五
全濠洲	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五

ニュー、ジールランド	三二二	三〇〇
全 濠 洲	二三五	二〇六

四九四

斯の如く大麥に於ても亦ニュー、ジールランドは、一英町平均産額に於て、濠洲中其首位を占め、他國に比するも敢て遜色なし而して他國に於ける小麥の生産量は、千八百九十四年乃至九十九年の平均に依るに、英吉利は一英町に對し三二七、ブッシュ、獨逸は三〇三、ブッシュ、合衆國は二二八、ブッシュ、にして、佛蘭西は二〇三、ブッシュ、なり、又千九百年に於ける、世界大麥の産額は、九億千九百二十二萬四千、ブッシュ、なるも、濠洲に於ては、僅に二百八十萬、ブッシュ、を越えしのみ、若し氣候にして順良ならんか、濠洲は麥芽の爲めに、需要する原料を除くも、國內に於ける需要額は、自ら之を生産することを得べし、然れども、ヰキトリア、タスマニア、及ニュー、ジールランドの三州の外は、尙ほ其供給を、他に仰がざるを得ず、今千九百一年、大麥及麥芽の純輸出入額を示せば左の如し。

州 名	大 麥		麥 芽	
	純 輸 入	純 輸 出	純 輸 入	純 輸 出
ニュー、サウス、ウェールズ	七四七、四三三	四四、二一六	四九七、二二九	一七四、七六〇
ヰキトリア	四、三三四	一〇、三五五	一、四六九	
南オーストラリア	三八八、四四六	五、二九六	八八、一〇五	六、七七四
西オーストラリア				
タスマニア	六七、三七六		五一六、三三四	
聯 邦				

ニュー、ジールランド	一九、七〇九	一三五、〇一一
全 濠 洲	五二、三三三	三八、一三三

更に千九百一年より翌年に亘れる季節に對し、濠洲に於ける大麥の全生産價額及一英町に對する、平均を示せば左の如し。

州 名	大 麥 生 産 價 額	一 英 町 平 均 價 額
ニュー、サウス、ウェールズ	一三、九〇〇	二、六二
ヰキトリア	一四七、八〇〇	四、一一
南オーストラリア	五八、二〇〇	四、一八
西オーストラリア	四八、七〇〇	三、二
タスマニア	五、〇〇〇	一、一六
聯 邦	二二、〇〇〇	三、一五
ニュー、ジールランド	二九六、六〇〇	三、一九
全 濠 洲	一、一七、七〇〇	四、八
	四二四、三〇〇	四、二〇

馬鈴薯

馬鈴薯は、濠洲到る處に之を産す、而してヰキトリア、ニュー、ジールランド、ニュー、サウス、ウェールズの三州に在りては、其作付面積他州よりも多く、中に就きニュー、ジールランドは、其産額最も多し、而して、濠洲に於ける、馬鈴

四九五

薯の最も多く耕作されしは、千八百九十九年に於て、其耕作面積は、十七萬六千三百八十一英町に及べり。其中ニューサウスウエールズ、ヴクトリヤ、ニュージールランドに屬するもの、十二萬七千四百四十一英町なりしも、千九百年には、此三州の耕作面積、九萬六千四百〇九英町に減ぜり、其減少の主なる原因は、南亞に於ける戦争の爲め、ヴクトリヤ及ニュージールランド二州に於て、燕麦の耕作面積増加せしに因らざればならず。左表は各州に於ける馬鈴薯耕作面積を示すものなり。

州名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
ニューサウスウエールズ	一〇、〇四〇	一四、七七〇	一五、九四三	二二、五六〇	二六、一五八
ヴクトリヤ	二七、一七四	三九、〇六四	三九、一二九	五七、三三四	四〇、〇五八
クィンズランド	五二二	三、一二一	五、〇八六	九、一七三	一三、三三八
南オーストラリア	二、六二二	三、一五六	六、一三六	六、八九二	六、二四八
西オーストラリア	二二七	四九四	二七八	五三二	一、八二九
タスマニア	九、三四九	八、一五四	九、六七〇	一六、三九三	二五、四四四
聯邦	四九、九六四	六八、七五九	七六、二四二	一一二、八八四	一一三、〇七五
ニュージールランド	七、二九二	一一、九三三	二二、五四〇	二七、二六六	三一、二五九
全 洲	五七、二五六	八〇、六九二	九八、七八二	一四〇、一五〇	一四四、三三四

耕作面積に於ける如く、産額に於ても亦、千八百九十九年を以て最上とし、其額六十二萬九千五百七十五噸に上れり。其内ニューサウスウエールズ、ヴクトリヤ及ニュージールランドノ生産に係る者は、四十七萬六千八百四十二噸にして、千九百一年には、三十七萬千四百三十五噸に減少せり。今各州の産額を示せば左の如し。

州名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
ニューサウスウエールズ	三〇、九四二	四四、七五八	四四、三二三	六二、二八三	三九、一四六
ヴクトリヤ	五九、三六四	一一五、八四一	一三四、二九〇	一〇九、七八六	一一五、四七五
クィンズランド	一、〇八〇	六、五八五	一一、九八四	二五、〇一八	三九、五三〇
南オーストラリア	七、七二六	一〇、九八九	一八、一五四	二七、八二四	一五、〇五九
西オーストラリア	八一七	一、四五七	五五六	一、五九六	五、六六五
タスマニア	四七、四二八	二二、六〇八	三三、五六五	六三、一〇〇	一一四、七〇四
聯邦	一四七、三五七	二二二、三三八	二四二、八七二	二八九、六〇七	三三九、五七八
ニュージールランド	三七、五五四	四二、一三〇	一一、八九〇	一六二、〇四六	二〇六、八一五
全 洲	一八四、九一一	二五四、三六八	三六四、七六二	四五一、六五三	五四六、三九三

千九百一年、千八百九十二年乃至千九百一年のに對する、一英町平均の馬鈴薯生産量を示せば左の如し。

州名	一英町平均馬鈴薯生産量				
	一九〇一年	一八九一年乃至一九〇一年	一八八一年	一八七一年	一八六一年
ニューサウスウエールズ	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
ヴクトリヤ	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三
クィンズランド	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇
南オーストラリア	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四
西オーストラリア	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三



州名	純輸入	純輸出
西オーストラリア	三・二	三・二
タスマニア	四五	三・三
ニューギニア	二・二	二・九
ニューギニア	六六	六・一
全豪洲	三・二	三・六

四九八

各州中馬鈴薯を輸出する地位に在るものは僅に、タスマニア、グクトリヤ、ニューギニアの三州とす。グクトリヤに於ては、嘗て自國の需要を充せる剩餘甚だ多かりしも、現在は大に減少せり。左表は、千九百一年に於ける各州に於ける馬鈴薯の輸出入を示すものなり。

州名	純輸入	純輸出
ニューギニア	四二六・二八	八九六・一
グクトリヤ	一四、四八六	
南オーストラリア	五一九・八	
西オーストラリア	一〇、五四一	四九、八六一
タスマニア		
ニューギニア	一四〇・三	二一、九八四

全豪洲	七、九五三
-----	-------

次に千九百一年より翌年に亘れる季節に對し、馬鈴薯生産額及一英町に對する平均價額を示せば左の如し。

州名	生産額	一英町平均價額
ニューギニア	二二六、七〇〇	八・一三
グクトリヤ	四八〇、七〇〇	一・二〇
南オーストラリア	一五八、一〇〇	一・一七
西オーストラリア	五五、五〇〇	八・一七
タスマニア	五一、〇〇〇	二・二八
ニューギニア	四三〇、一〇〇	一・六一
全豪洲	二、二六、九〇〇	一・四一

乾草

小麦、燕麥、大麥及「ルーサーン」は之を乾草となす目的を以て、多く栽培せらる。然れども刈取面積は、勿論氣候の順不順に依りて一ならず、千八百八十一年以降刈取面積の増加は、左表に就て之を見るべし。

四九九

州名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
ニュー、サウス、ウェールズ	四五、一七五	五一、八〇五	一四六、六一〇	一六三、八三六	四四二、一六三
グロウストリヤ	七四、六八一	一〇三、二〇六	二二二、一五〇	三六九、四九八	六五九、二三九
クキンズランド	二八〇	三、八二八	一六、九二六	三〇六、五五	六三、〇五五
南オーストラリア	六二、八七四	九七、八一二	三三三、四六七	三〇四、一七一	三六九、七九六
西オーストラリア	六、六七六	* 一四、三四二	二四、四四五	二八、五三四	九二、九六七
タスマニア	三一、八〇三	三一、五七八	三四、七九〇	四五、四四五	六一、四九五
聯邦	二二一、四八九	三〇二、五七一	七六八、三八八	九四二、一六六	一六八八、七一二
ニュー、ジーンランド	十二七、一六〇	三〇、七一七	六八、四二三	四六六、五二	六二、九八四
全濠洲	二四八、六四九	三三三、二八八	八三六、八一	九八八、八一八	一七五一、六九六

\* 千八百六十九年の分  
 † 千八百六十七年の分

前表はニュー、ジーンランドに限り、千九百一年を除く外播種禾草の刈取面積のみを表せり、而して乾草とする目的を以て、小麦、燕麥等を刈取れる面積に至りては詳ならず、故に其生産量に於ても亦、禾草のみを掲げり、而して各州の牧草刈取量は左の如し。

州名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
ニュー、サウス、ウェールズ	五七、三六三	七七、四六〇	一九八、五三二	二〇九、四一七	四七三、六二二
グロウストリヤ	九二、四九七	一四四、六三七	二三八、七九三	五〇五、二四六	八八四、三六九

州名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
クキンズランド	四五九	六、二七八	一九六、四〇〇	五八八、四二	一一二、〇三九
南オーストラリア	七八、八八六	九八、二六六	二四〇、八二七	一九三、三一七	三四六、四六七
西オーストラリア	六、六〇九	一四、二八八	二四、四四五	二八、五三四	九一、五一七
タスマニア	五九、八五一	三〇、八九一	四四、九五七	六六、九九六	一〇九、三八三
聯邦	二九五、六六五	三七一、八二〇	七六七、一九四	一、〇六二、三五二	二、〇二六、三九六
ニュー、ジーンランド	三六、六六六	三五、六七四	八九、〇八一	六七、三六一	九四、四七六
全濠洲	三三三、三三一	四〇七、四九四	八五六、二七五	一、二二九、七二三	二、二一〇、八七二

千九百一年、千八百九十二年より千九百一年に至る十箇年間に對する、一英町平均乾草産額は左の如し。

州名	一英町平均乾草産額				
	一八九二年	一八九三年	一八九四年	一八九五年	一八九六年
ニュー、サウス、ウェールズ	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇
グロウストリヤ	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
クキンズランド	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
南オーストラリア	〇、九	〇、九	〇、九	〇、九	〇、九
西オーストラリア	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
タスマニア	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
聯邦	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
ニュー、ジーンランド	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九

全 濠 洲

一三

五〇二

一・二

乾草の大部分は、大概小麦なれども、ニュー・サウス、ウエールズ、ダクトリヤ、クキンズランド及ニュー・ジールランド諸州に於ては、燕麥及「ルーサーン」の刈取面積も亦多し。而して燕麥を乾草に供するは、反て利得多きを以て、ニュー・サウス、ウエールズ及クキンズランドにては、穀物の收穫を目的として、燕麥を栽培することは、事實上放任せらるるに至れり。又各州に於ては、自州の需要に對して、自州産の乾草を用ふ、但しニュー・サウス、ウエールズ、クキンズランド及西オーストラリヤの三州は、多少他に其輸入を仰げり。

左表は千九百一年、各州乾草及糠の純輸出入を示すものなり。

州 名	純 輸 入	純 輸 出
ニュー・サウス、ウエールズ	一四、六六五	九六、七八六
ダクトリヤ	一一、〇七三	二二、九〇〇
南オーストラリヤ	一、二五〇	五、八九二
西オーストラリヤ		九九、五九〇
タスマニア		八三六
聯邦		一〇〇、四二六
ニュー・ジールランド		
全 濠 洲		

千九百一年より翌年に亘れる季節に於て乾草の一英町に對する、平均生産價額は、他の作物よりも多し、今各州に於ける、全生産價額及一英町に於ける、生産平均を示せば左の如し。

州 名	乾草全生産價額	乾草一英町平均價額
ニュー・サウス、ウエールズ	一、八八七、〇〇〇	四、四
ダクトリヤ	三、〇九五、〇〇〇	四、一三
クキンズランド	四、二七〇、〇〇〇	六、一五
南オーストラリヤ	一、四六八、〇〇〇	三、一九
西オーストラリヤ	四、二〇〇、〇〇〇	四、八
タスマニア	三、二八〇、〇〇〇	五、六
聯邦	七、六一七、〇〇〇	四、一〇
ニュー・ジールランド	二、二〇〇、〇〇〇	三、六
全 濠 洲	七、八三七、〇〇〇	四、九

前表に示せる平均は、之を數年以前に於けるものに比して、其價額高し、これ氣候不順の爲め、總ての飼料に對する、市價の騰貴せるに因るなり。

青刈牧草及播種禾草

「ルーサーン」及禾草の外青刈の儘家畜に與ふる目的を以て、玉蜀黍、蘆粟、大麥、燕麥等を耕作する地方は、酪業の行はるる所に限るものとす。其千八百八十七年以前の統計は、之を得ること難きを以て、千八百八十七年、千八百九十一年及千九百一年に對する、作付面積を示せば左の如し。



計	七〇〇九	一六、三九〇	一四、八九一	四八、〇七〇	六三、七七一
---	------	--------	--------	--------	--------

五〇六

斯の如く今日に於て、葡萄栽培の最も盛なるは、ヰクトリヤ及南オーストラリヤの二州にして千八百九十一年以降、ヰクトリヤに於ては四千九百九英町、南オーストラリヤに於ては、八千五百四十六英町の面積を増加せり。又、ニューサウスウヰールスに於ける葡萄の栽培は、其進歩甚だ遅々たり、即ち千八百九十一年より千九百一年に至る間に於て、僅に三百二十五英町を増加せしに過ぎざるのみ、而して同州カンパリラ、ンド郡に、フホキセラの蝨の侵入せしは、葡萄栽培の上に於て、大なる打撃を與へしものにて、此害蝨を防止する便法、發見せらるるに非ざれば、ニューサウスウヰールスの葡萄栽培業は、到底進歩の見込なきものなり。タスマニヤ及ニュージラランドに於ては、葡萄園の面積未だ甚だ尠し、而もニュージラランドに於ては、其栽培に適する土地多し、千九百一年、同州に於ける葡萄園の面積は、僅に五百四十三英町に過ぎず。左に過去四十一年來、濠洲に於ける葡萄酒醸造業の進歩を示すべし。

州名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
計	四四四、九一七	一、九七九、二二五	一、五三七、六六〇	三六〇、四二六	五、一九六、二二二
ニューサウスウヰールス	八五、三二八	四一三、三二一	五一三、六八八	九二、三〇七	八六八、四七九
ヰクトリヤ	四七、五六八	七三、五八九	五三九、一九一	一、五五四、一三〇	一、九八一、四七五
クキンズランド			七二、二二二	一六八、五二六	一四八、八三五
南オーストラリヤ	三二、〇二二	八五、三二五	三三、〇六〇	八〇、八三五	二、〇七七、九二二
西オーストラリヤ			九九、六〇〇	一六六、六六四	一一九、五〇〇

而して左表は、食卓用葡萄の生産額なり。

州名	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇一年
計	二、三三四	三、七四五	三、五九六	一、二三四	二、三、四〇七
ニューサウスウヰールス	二、二四四	五〇八	一、一〇三	三、六九四	三、四七五
ヰクトリヤ	八四九	一、五四五	七四〇	二、七九一	五、一一〇
クキンズランド			二五五	一、一六九	一、八一四
南オーストラリヤ	一、一六一	一、六九二	一四九八	四、五九〇	一、二六〇八
西オーストラリヤ					四〇〇

葡萄園の生産物中に、ブランド酒あり、ニューサウスウヰールスに於て醸造せらるるもの、九千三百五十一瓦に及ぶ。又、ヰクトリヤ及南オーストラリヤに於ては、乾葡萄及カラントツ、小乾葡萄を云ふを生産し、其製造高、前州は三萬七千八百八十、バンド、ウヰイト、後州は一萬七百五十三、バンド、ウヰイトに及べり。各州に於ける葡萄酒醸造の平均高を知ること甚だ難し、何となれば、葡萄酒醸造の目的、竝に食卓用の目的を以て栽培せらるるもの、及未だ果實を生ずるに至らざるもの等、正確に區別せる統計あらざればなり。然れども、千九百一年より翌年に亘れる季節、此季節は、平年よりも最も豊作なりき、に對し、其平均生産高は、ニューサウスウヰールス百七十七瓦、クキンズランドは八十八瓦、西オーストラリヤは七十二瓦、ヰクトリヤは七十七瓦なりしが如し、而して平年に對する、濠洲全體の醸造高は、百九十瓦と見て大差なかるべし。之を世界に於ける葡萄酒醸造高より見れば、濠洲の如きは、未だ尠に微々たりと謂ふべし、千八百九十八

五〇七

年に於ける世界の醸造高は、二十七億一千六百萬瓦に達せしめ、濠洲に於ては、同年僅に四百萬瓦を生産せしのみ。

左表は千八百八十一年以降濠洲より輸出せし葡萄酒の數量及價額を示すものなり。

州名	八八一年		八九一年		九〇一年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
ニューサウスウェールズ	一三、二七一	三、五二〇	一一、三六八	二、九〇四	八、二四二	一、九三三
ヴィクトリア	五、五八八	二、三四一	一四、二九四	二、六一五	三四〇、三五三	四、三三二
南オーストラリア	一、七五一	五八〇	二、七六八	三九、〇五四	四八、五六七	六、七三六
計	二〇、六一〇	六、四四一	三、八三三	六、八二〇	八、三四二	一、二三八六

此表に依れば、輸出價額は千八百八十一年より千九百一年に至る間に於て、十七倍の進歩を見る。前表は、單に國外に輸出せるもののみを掲げたれども、更に濠洲中に於ける、一州より他州に輸出されしものを合すれば、左表の如し。

州名	八八一年		八九一年		九〇一年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
ニューサウスウェールズ	二二、三七七	七、二二三	五、四一四	一一、六四四	三、九六五	二、二五六
ヴィクトリア	一一、五四四	五、三八八	一六、〇九二	三、二五二	三、六四四	五、〇九〇
南オーストラリア	五、四〇一	一、二六三	二、八五〇	五、八二二	五、九三三	九、一五八
計	八、八九二	二、五二八	五、〇〇三	一〇、二四二	九、九七四	一、五七五

終りに臨み、千九百一年に對する葡萄酒生産額及其一英町に對する平均を示せば左の如し。

州名	葡萄酒生産價	葡萄酒一英町の平均	
		總葡萄酒に對し	生産的葡萄酒に對し
ニューサウスウェールズ	一三六、五〇〇	一五、一七三	一七、九〇四
ヴィクトリア	四六一、八〇〇	一五、一六〇	一八、〇〇〇
クィンズランド	三九、八〇〇	一四、一三六	一七、五〇四
南オーストラリア	三三七、七〇〇	一六、一七九	一八、一〇四
西オーストラリア	五五、九〇〇	一五、〇〇〇	一八、一〇四
聯邦	一〇三、一七〇	一六、三〇四	一八、三〇七
ニューギニア	八、一〇〇	一五、〇〇〇	一八、三〇七
全濠洲	一、〇三九、八〇〇	一六、三〇四	一八、三〇七

甘蔗

甘蔗の栽培と砂糖の製造とはクィンズランド及ニューサウスウェールズに於ける重要な産業なり而してクィンズランドに於ては、現在進歩の傾向あらざるも、尙ほ其地位を保ち、ニューサウスウェールズに於ては千八百九十六年以降殆ど三分の一の作付面積を減じたり。今此兩州に於ける甘蔗の作付面積を擧ぐれば左の如し。

年別	クィンズランド	ニューサウスウェールズ
一八八四年	九四	二二
一八八一年	九五八	四、三九四
一八八一年	二八、〇二六	一、二一六

一八八九年	一八八九年	一八八九年	一八八九年
五〇,九四八	八三,〇九三	一一,〇三二	一一,〇三二
二二,二六三	三三,九二七	二〇,八〇九	二〇,八〇九

右兩州に於ける甘蔗耕作の状況は、相同じからず、ニューサウスウェールズに於ては、通常甘蔗栽培面積の二分の一に對してのみ、其刈入をなせども、クィンズランドに於ては、其生産的栽培面積遙に之に優れり、左表に依て之を見るべし。

年 別	全 面 積		刈 入	一 英 町 の 産 額	
	クィンズランド	ニューサウスウェールズ		クィンズランド	ニューサウスウェールズ
一八八八年	九八,六四一	二五,八六五	六五,四三二	一三,四〇〇	二〇,八〇〇
一八九九年	一一,〇二二	二四,七五九	八二,三九一	一四,五七八	一九八
一九〇〇年	一一,〇六五	二二,五二七	七九,四三五	九,四三五	一八二
一九〇一年	一〇,八五五	二二,二二四	七二,六五一	一〇,四七二	一九〇
一九〇二年	一一,〇三二	二〇,八〇九	七八,一六〇	八,七九〇	二一四

五箇年間に對する産額の平均は、クィンズランドに於ては一英町十四噸七分、ニューサウスウェールズに於ては十九噸八分に當れども、之を以てニューサウスウェールズの方、甘蔗の栽培に適せりと速断すべからず。若し甘蔗の産額を全面積に配當すれば、五箇年の平均クィンズランドに於て一英町十噸三分、ニューサウスウェールズに於て九噸六分となるべし、而してニューサウスウェールズに於ては、二箇年毎に一回の刈入をなせども、クィンズランドに於ては、多くは毎年、之が刈入をなせり。砂糖の産額は、年に隨て不同にして、過去十箇年間に於て、七萬七千七百五十二噸より、十九萬二千八百四

十四噸の間を昇降し、平均十一萬八千五百十八噸を産し、其中九萬四千四百九十七噸はクィンズランド、二萬四千二十一噸はニューサウスウェールズの生産に屬せり、而して甘蔗一噸より製造せらるべき砂糖の量は、其含著せる液汁の濃度に依り、一定せざれども、平年には九七%なりとす。クィンズランドに於て、甘蔗の耕作に従事する労働者は専ら有色人種にして、主に大洋洲の上人なりとす。日本人も亦之に従事する者多かりしも、濠洲に於ける日本人の章參照、其後有色労働者排斥の爲め、現今に至りては漸く減少の傾向あり、ニューサウスウェールズに於て、甘蔗の耕作に従事する者は、以前は全く白人労働者のみなりしも、近來有色人種、殊に印度人の被僱者多きを占むるに至れり。クィンズランドに於ける有色労働者は千九百二年約八千八百五十人あり、而して同年の刈込面積は、七萬八千六百六十英町なりしを以て、八英町八分毎に、一人の労働者を要せるなり、次にニューサウスウェールズに於ける有色労働者は、約千十人にして、其刈込面積は、八千七百九十英町なりしを以て、労働者一人に對する平均八英町七分に當れり、又クィンズランドに於ては、カナカ土人の労働者を禁止せるも、ニューサウスウェールズに於ては、此事なし。甘蔗栽培に對する経費は、其一噸に對し、二志十一片より三志五片の間にあり、これ黒人と白人とを混じて使役せる場合なりと雖も、若し黒人のみを使役するとせば、其経費は、尙ほ、これより減少すること勿論なりとす。

ニューサウスウェールズに於ける、甘蔗の收穫費は、白人のみを使役せる場合に於て、一噸に對する平均左の如し。

刈 取 費  
河岸迄の運搬費

三志三片  
一志〇片

製糖場迄の運搬費

計

五志三片

而して未だ刈取らざる甘蔗は畑地に於て、一噸に付十一志三片に値するを以て、之を右收穫費に加算する時は十六志六片となるこれ製糖場に於ける刈取甘蔗一噸の價格なり。

クキンスランドに於ける農場は製糖場に對して、便利なる地位を占むるを以て、甘蔗一噸を製糖場に賣渡し得る價格は、十二志二片にして、之をニューサウスウェールズに於てするものに比する時は、甘蔗一噸の價に於て、四志四片又安價なるを以て、砂糖一噸を製する爲めに要する甘蔗九噸に付、三十九志の差あるを見る。又黒奴一日の勞銀は二志四片四分の一なりと云ふ。千九百一一年、聯邦議會に於て、製糖業殊にクキンスランドに於ける産業に、大影響を與ふる法律を通過せり。此法律は、大平洋島勞働者法と稱し、千九百四年三月三十一日迄に濠洲に航來する、大平洋諸島の土人の數を制限し、同日以後は、其移住を禁止するものなり。而して千九百六年十二月三十一日に至り、法律通過以前に於ける、該土人に對する勞働契約は、滿期すべく定めたるに依り、同日以後は、濠洲に於ては、全く該土人の勞働者を見ざるに至るべし。甘蔗糖の輸入税は、一噸に付六磅にして、國內に於て生産する砂糖の内國税は、白人の勞働者を使役して生産せし者に對しては、一噸に付三磅なりとす。斯くの如く白人の勞働者を使役して生産せる者に對しては、一噸に付三磅なりとす。斯くの如く白人の勞働者を使役せる者は、黒人の勞働者を使役せる者に比して、砂糖一噸に付二磅即ち甘蔗一噸に、四志五片の保護を受くるなり。左表は、千九百一一年に於ける、各州砂糖の消費高を示すものなり。而して聯邦中、自國の需要を充じたる外

尙ほ他に輸出をなすものに至りては、唯僅にクキンスランドあるのみ、而して同州の純輸出高は、七萬〇五百九十八噸にして、其價格七十八萬八千六百磅に上るも、是等は殆ど皆海外に輸出するにあらずして聯邦中の他州に向つて何れも供給せらるるものなり。

州名	州内生産高	純輸入高	計
ニューサウスウェールズ	一九五九	四一、一〇一	六〇、六七〇
クキンスランド	一二〇、八五八	五九、六〇八	五九、六〇八
南オーストラリア		*七〇、五九八	五〇、二六〇
西オーストラリア		二〇、七二五	二〇、七二五
タスマニア		九、〇八七	九、〇八七
聯邦		八、五三六	八、五三六
ニューギニア	一四〇、四二七	六八、四五九	二〇八、八八六
全濠洲	一四〇、四二七	四四、五六〇	四四、五六〇
全濠洲	一四〇、四二七	一一三、〇一九	二五三、四四六

\* 純輸出  
千九百一一年濠洲に砂糖を輸入せし諸國、及其輸入高を擧ぐれば左の如し。

マウリシアス  
フタジ

數量  
八四五三  
六九四  
五二三



爪哇 香港 歐羅巴 埃及 白露 不詳

七二六四三  
一七九一  
四、八七六  
三、九三六  
六、〇五五  
一八、三二二  
一一六、七七〇

五二四

歐羅巴中より輸入せし砂糖は、恐くは甜菜糖なるべし。

又濠洲より再輸出せし、外國糖及クキンスランド糖の量は、四萬八千三百一十噸なり。

ニューサウス、ウエールズ及クキンスランドに於ける、甘蔗生産價額及一英町に對する平均は左の如し、但し千九百一年の統計に係る。

州名	總生産價額	一英町に對する平均價額
ニュー、サウス、ウエールズ	八三、四〇〇 <small>磅</small>	四〇 <small>先令</small>
クキンスランド	五〇、一六〇〇	四九 <small>先令</small>

甜菜

濠洲に於ける甜菜の栽培は、ヰクトリヤに於ては、已に三十年前より、之が試作をなせり、然も此特用作物は、廣く耕作するには至らざりしも、千八百九十六年に至り、甜菜糖製造業の、秩序的計劃を見るに至れり、千八百九十六年三月六日ヰクトリヤの議會は、甜菜糖製造會社設立に對し、之を補助するの法案を通過

せり、其結果として、ヰクトリヤに於て、一會社は設立せられ、一萬七千二百磅を費して、マンナに製造場を興せり、然れども千九百年に至り、遂に失敗に歸して、製造場を閉すに至れり、其失敗の原因は、種々あるべしと雖も、原料供給の不足は、之が主たる原因にして、其不足せる所以は、農夫が甜菜の栽培法に通ぜざると、且つ旱魃の災害とは、其主なる原因をなせり。

今同會社に於て、生産せられし、砂糖の原料に對する割合は左の如し。

千八百九十七年乃至千八百九十八年 一四・四%  
千八百九十八年乃至千八百九十九年 一一・八%  
千八百九十九年乃至千九百年 一四・六%

而して其生産されし砂糖中、純糖量は、初年に於て八〇%翌年に於て七六%、第三年目に於て八五%なりき。

政廳がマッラ製糖會社に對して費せる金額は、總計十萬磅以上に上りしも、然も此失敗に懲りず、ヰクトリヤの農務大臣は、更に基礎を鞏固にして、該業を復活せしめん事を圖れり。

ニューサウス、ウエールズは、或地方に於ては、甜菜の栽培に適せる所ありと雖も、未だ製糖場を開設するの氣運に至らず。

煙草

煙草の耕作は、東部三州に於て之を見る、其作付面積並に生産高を擧ぐれば左の如し。

年別	ニュー、サウス、ウエールズ	ヰクトリヤ	クキンスランド	計
一八六一年	面積積産額	面積積産額	面積積産額	面積積産額
	二二四 <small>町</small>	二六四 <small>町</small>	三三〇 <small>町</small>	四四四 <small>町</small>
	二五五 <small>本</small>	二五五 <small>本</small>	一 <small>本</small>	五、一九九 <small>本</small>

五二五

一八七一年	五六七	四、四七五	二九九	二、三〇七	四四	九一〇	六、七八二
一八八一年	一、六二五	一八、三一	一、四六一	一、二、八七六	七八	五二一	三、七〇八
一八八八年	四、八三三	五五、四七八	一、六八五	三三、三五五	一一三	一、四一八	六、六四一
一八九一年	八八六	九、三一四	五四五	二、五七九	七九〇	七、七〇四	七、〇二一
一八九二年	八四八	八、三四四	四七七	六五八	三二八	三、八〇八	一、九、五九七
一八九三年	八五四	一〇、八五八	一、〇五七	八、九五二	四七五	四、五七七	一、二、八一〇
一八九四年	七一六	八、一三二	一、四一一	七、一五五	九一五	三、〇四三	二、四、三八七
一八九五年	一、三三二	一〇、五四八	二、〇三九	一五、二二三	一、〇六一	七、五一	二、四、八五八
一八九六年	二、七四四	二七、四六八	一、二六四	七、八九〇	九九四	八、六二九	三、三、二八二
一八九七年	二、一八一	一九、七一八	五二二	三、四一九	七五五	五、七〇三	四、三、九八七
一八九八年	一、四〇五	二、七〇六	七八	一九〇	六一七	三、二七六	二、八、八四〇
一八九九年	五四六	六、六四一	一五五	一、三六五	七四五	六、五五一	一、六、一七二
一九〇〇年	一九九	一、九〇五	一〇九	三一一	六六五	四、〇三二	一、四、四七
一九〇一年	一八二	一、九七一	一〇三	三四五	七六八	五、八四八	一、四、五五七
計							八、一六四

本 〓 〓 ハンドレッド、ウエイト

其過剰生産と、外國市場の不況とに因り、作付面積は千八百八十八年より千八百九十二年に至る間に於て、大に減少したり其後千八百九十六年迄は、稍々進歩の兆を呈したるも、其後千九百一年迄は、再び減少せり。元來濠洲産の葉煙草は、未だ海外に於て、其聲價を得ずと雖も、土地と氣候とは、煙草の栽培に適せるが如し、然れども、之を栽培する者の注意と熟練とを缺けり、而して千八百八十八年の生産高は、七萬二百

五十一、ハンドレッド、ウエイトに達し、遂に國內の需要高に超過せしを以て、其市價は大に下落し、大部分は生産者の手に残れり。其結果、多數の農夫は、煙草の栽培を中止し、千八百八十九年に於ける收穫は、殆ど前年の半にも達せざるに至れり。其後引續き、作付面積の減少を見しも、千八百九十五年に至り、再び増加を爲し、ニュー、サウス、ウエイルズにては、翌年更に之が栽培を擴張せしも、他の二州は之に反せり。千八百九十七年以降、三州に於ける生産高は、何れも皆減少し、其總額僅に六千二百四十八、ハンドレッド、ウエイトにして、千九百一年に至りて稍々増加し、八千、ハンドレッド、ウエイトとなれり。

州 名	煙 草 一 英 町 平 均 産 額	
	一 九 〇 一 年	一 八 九 二 年 乃 至 一 九 〇 一 年
ニュー、サウス、ウエイルズ	一〇、八本	九、九本
クィンズランド	三、三	六、二
タスマニア	七、六	八、一
計	七、七	八、四

クィンズランド政廳は、其風土に適する、最良種子を、合衆國より輸入して、煙草生産者を補助し、又タスマニア及ニュー、サウス、ウエイルズの例に倣ひ、合衆國より其栽培に熟練なる者を招き、生産者に對して、之が指導をなせり。ニュー、ジージーランドも亦、煙草の耕作を開始したりしも、尙ほ試験的に止れり。南オーストラリアの北部蕃地に於て亦、之が栽培をなすに至りしも、其面積は未だ微々たりし。千八百九十七年タスマニア政廳は、該州に生産せし煙草にして、其品質良好なるものには、一英斤に付三片の奨励金を付與すること

に定めたり而して其獎勵金を受くべき者は、實際煙草を栽培するものに限られ、又獎勵金を付與せらるべき煙草は生産者一人に付、其量を三噸に限られたり、西オーストラリヤに於ては、殊に大規模の下に於て、煙草の栽培を爲さんとする計劃ありて、一會社は之が爲めに組織せられ、煙草栽培に適せる土地の獲得を成さんとせり、今同州に於て生産せし煙草は、技師の鑑定に依れば、最良ハバナ葉に比すべく、英國に於ける商人は、一英斤一志九片乃至三志の價格を以て、何程にても、之を購入すべしと云へり。

州 名

量

ニュー、サウス、ウェールズ	四、四〇三、九三〇
タスマニヤ	三、六六八、七〇〇
南オーストラリヤ	九三三、五〇〇
西オーストラリヤ	七九三、三一五
クキンズランド	八七二、〇〇〇
ニュー、ジールランド	三、七九、九三〇
聯邦	一一、〇五一、三七五
全 濠 洲	一、九七二、三〇〇
	一三、〇二三、六七五

煙草を製造するに當り、其廢棄される部分は、約三分の一なるを以て、前表に掲げたる總輸入高を、葉煙草の量に換算する時は、實に千九百五十三萬五千五百英斤となる。今一英町の平均産額を八四、ハンドレッド、ウエイトとする時は、右の輸入量を、國內に於て生産する爲めに、要する面積は二萬七百六十四英町に當れり。

り而して千九百一年中、濠洲に於て生産せる煙草の總價額は、僅に一萬三百磅にして、即ち一英町の平均は、九磅十五志七片に當れるなり。

果 樹 園

濠洲に於ける果樹栽培は、未だ盛ならずと雖も、其地味と氣候とは、頗る之に適せりと謂はざるべからず、千九百一年に於ける、全耕地の中、果樹栽培に供せられたるもの、實に二・二%にして、千八百八十一年には同二・二%、千八百八十一年には一・五%なりき、而して人口千人に對する栽培面積は、千八百八十一年に於て二十九英町、千八百九十一年に於て三十九英町、千九百一年に於て四十四英町六に當れり、葡萄、密柑、苹果、梨及桃は、其主なる果實なり、然れども、土地廣漠にして、果樹の栽培に適せる地方多く、且つニュー、ジールランド又はタスマニヤ及ニュー、サウス、ウェールズの高地に於ける如き、比較的寒冷なる地方より、クキンズランドに於けるが如き、熱帯の地方に至る迄、氣候の異同多きを以て、栽培に適する果實の種類も、亦隨て雑多ならざるを得ず、されど果樹栽培は、農民の不熟練と、不注意との爲め、未だ盛なる能はず、適々良結果あれば、其價高貴なるを以て、濠洲人が一般に用ふることを得る果實は、品質何れも劣等なり、加之交通機關不備なるが爲め、果實を迅速に、市場に運搬すること能はざるは、亦該栽培業の振はざる、一原因なりとすべし、而して果樹に對する害虫は、悉く歐米より輸入せらるるを以て、之が爲めに法律を制定し、病害ある果實の輸入を、嚴に禁止するに至れり。

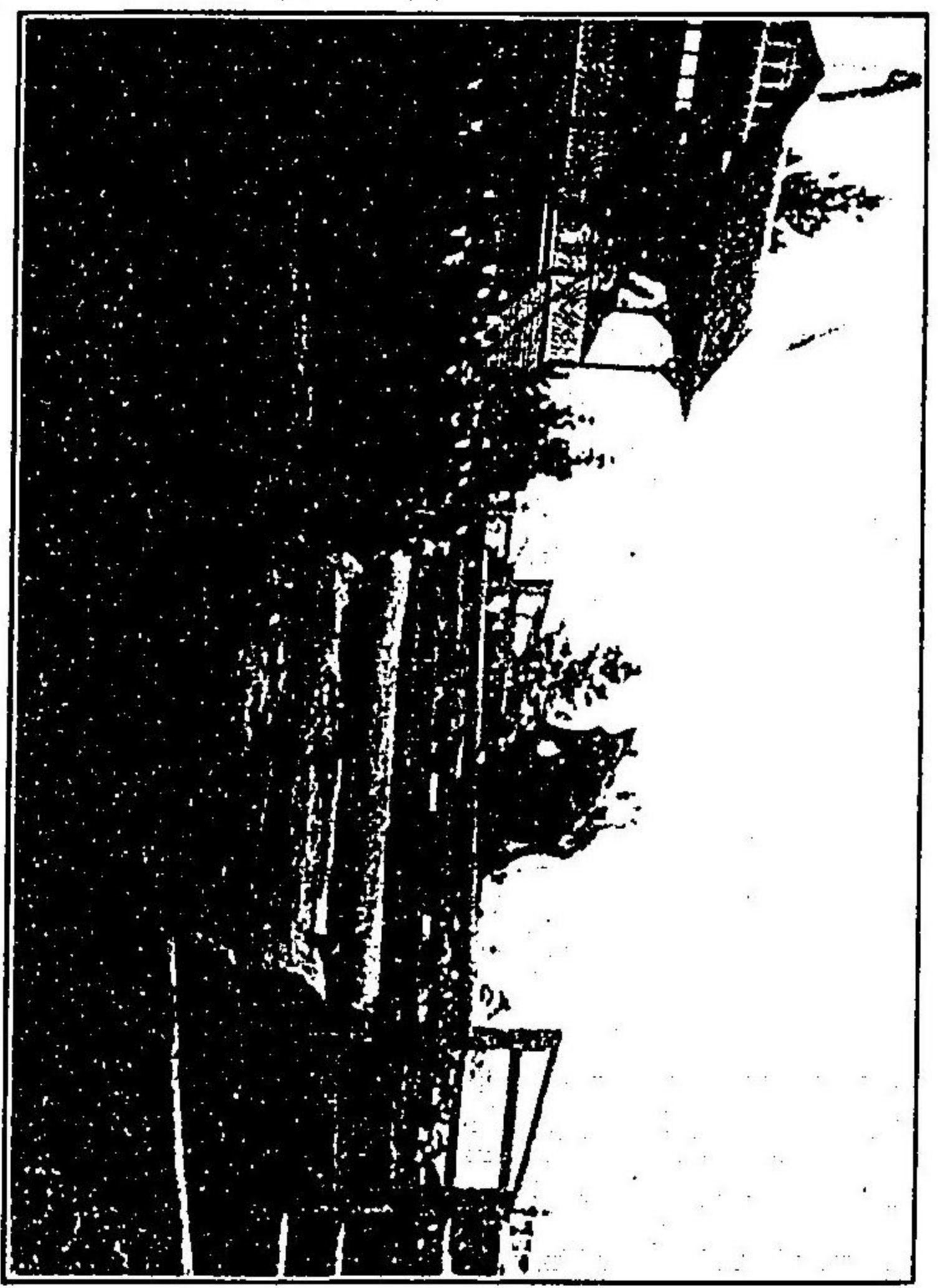
千八百八十一年、千八百九十一年及千九百一年に於ける、果樹園の面積は左の如し。

州 名	一 八 八 一 年		一 八 九 一 年		一 九 〇 一 年	
	面 積	積 對全耕地に	面 積	積 對全耕地に	面 積	積 對全耕地に
ニュー、サウス、ウェールズ	二四、五六五	四三%	四〇、一二六	四七%	五五、九四一	二・四%

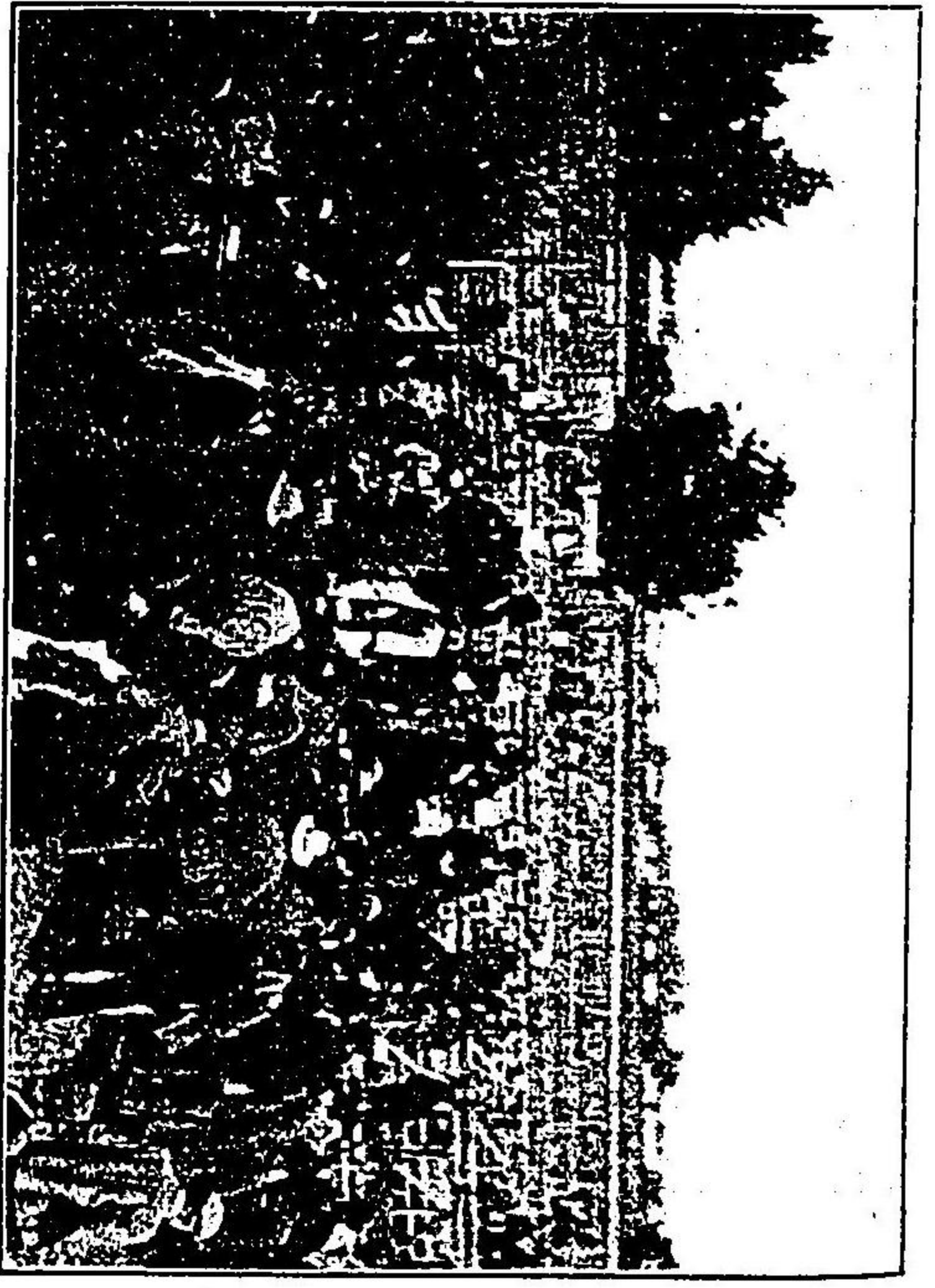
州	輸入	内國産品輸出	輸出	輸出
グキントリヤ	二〇、六三〇	一四	三七、四三五	一八
クキンスランド	三二、五二	二六	九、七五八	四〇
南オーストラリヤ	九八、六四	〇四	一四、四二二	〇七
西オーストラリヤ	六、七一七	四五	一〇、六九六	六四
タスマニア	六五、〇三八	一五	一一二、四二七	二二
ニューギニア	一六、三六〇	一五	二九、三三五	二〇
ニューギニア	八、三九八	一五	一四、一六六	二二
全				
濠洲				
全	八、三九八	一五	一四、一六六	二二

今日に於ては、果樹園に灌漑を施し、且つ果實が長途の航海に堪ふる爲め船舶に冷室を設くるに至りしを以て、濠洲産の果實は、英國市場に於て、他國産と競争をなすに至れり。左表は千九百一一年に於ける、果實の輸出入を示すものなり。

州	輸入	内國産品輸出	輸出	輸出
ニューギニア	三〇三、九五六	七九、九六五	八八、六三三	七一、二八三
グキントリヤ	八八、六三三	七一、二八三	九四、一八一	一〇一、九七五
クキンスランド	九四、一八一	一〇一、九七五	二一、七二二	六二、六九二
南オーストラリヤ	二一、七二二	六二、六九二	二五、三一五	六八二
西オーストラリヤ	二五、三一五	六八二	二二、〇〇六	二二八、四六八
タスマニア	二二、〇〇六	二二八、四六八		



英領ニューギニア州、クキンスランド州、グキントリヤ村農業に於ける果樹園の図



英領ニューギニア州、クキンスランド州、グキントリヤ市に於ける総督官邸の図



英領ニューギニア州、クキンスランド州、グキントリヤ地方に於ける小艇の図



英領ニューギニア州、クキンスランド州、グキントリヤ地方に於ける小艇の図

州名	全生産額	一英町に對する平均
聯邦	五五六、八〇三	五四五、〇六五
ニュー、ジブランド	一三五、三五三	二六二
全濠洲	六九二、一五六	五四五、三二七

次に千九百一年に於ける、全生産額及一英町に對する平均を示せば左の如し。

州名	全生産額	一英町に對する平均
ニュー、サウス、ウェールズ	四七四、五〇〇	八四
グロスター	一四七〇、二〇〇	二五〇
クインズランド	二一五、三〇〇	一四〇
南オーストラリア	四四三、一〇〇	一七〇
西オーストラリア	一〇八、一〇〇	一七〇
タスマニア	三三〇、八〇〇	一五〇
聯邦	三、〇四二、〇〇〇	一七九
ニュー、ジブランド	五五七、六〇〇	一八九
全濠洲	三、五九九、六〇〇	一七二

此表に依れば、産額の最も多きは、グロスターにして、其價額百四十七萬磅に達し、一英町の平均は、二十五磅に當れり。此州に於ける、果樹栽培者に對しては、政廳より獎勵金を附與せし爲め、農民は頓に斯業に注意を惹くに至れり。千八百九十年三月八日以後は、果樹園一英町に付、三磅の獎勵金を與へし爲め、其後千

九百一年に至る迄十一箇年の間に及びては、果樹園の面積八千英町を超え、尙ほ輸出貿易も亦、獎勵金下付の爲め、大に其額を増加せり。

其他小作物

以上に掲げ來りし各作物の外、尙ほ種々なる作物の耕作を營むと雖も、其耕地面積に至りては、甚だ僅少なりとす。此等の作物は、主にライ麦、玉葱、大豆、豌豆、蕪菁、莖莖、マンゴールドワーゼル及葎草等なれども、別に茲に詳記するの必要なし。唯蕪菁及莖莖は、ニュー・ジールランドに於て耕作せらるる額甚だ尠しとせず。之がに爲め同州にては、二十二萬二千三百五十九英町の耕地を供用せり。

州名	面積
ニュー・サウス・ウエールズ	一三、七八〇
ヴィクトリア	二〇、〇七七
クィンズランド	二〇、一八九
南オーストラリア	二〇、六六
西オーストラリア	五、五三三
タスマニア	四、一三三
聯邦	一〇、二九七
ニュー・ジールランド	五六、八六七
全 澳洲	六七、一六五

千九百一年クィンズランドに於て、珈琲の作付面積は、五百四十七英町ありて、一英町に付、平均二百三十

八英斤の收穫を得たり。又同年同州にては、三百九十九英町の耕地に於て、アロー、ルートを作り、一英町に付、十噸強の收穫を得、又二百五英町の耕地を、米作に供して、一英町に付、二十五ブッシェル半の收穫を得たり。又同州にては、綿木を作れども、甚だ僅少なりとす。

ニュー・サウス・ウエールズのペラ、アーテジアン定住地は、綿木の栽培に適し、將來斯業を興すの見込あり。千八百九十七年、南オーストラリアは、或シンデゲートに、パサー島の貸付をなせり。其目的は大規模の下に、護謨樹を栽培するにあり。

## 第八章 濠洲の勸農

五二四

濠洲各州に於て、勸業に重きを置くに至りしは實に近年の事に屬せり。其以前に在りては、住民は甚だ寡少なりしに反し、土地の廣漠殆ど際涯なきを以て、政廳は單に土地の保有を促がし、之が開墾を進むることのみ之れを努め、未だ農業及牧業上の改良を勸むるに暇あらざりき。十九世紀の半に至り、オーストラランヤンと稱する雜誌の發刊ありて、専ら牧羊者の師友機關となり、斯業の改良上、多少貢獻する所あり、後幾くならずして、地方の有志者は農會及牧畜會なるものを起したり、而して是等の會員は時々集會を催し、農牧業に關する方法を講じ、併せて智識の交換を爲し、且つ時に農産物及畜産物の品評會を開き、一意農牧業の改良發達を獎勵せし結果、斯業の發展上に於て、多少効果を奏せしは疑ふべからず。當時各州中に在りて、百般の事業に對し、最も進取の氣象に富める、ヴェクトリヤ人は、是等機關となるべきものを補助せんが爲め、政廳より五千磅を支出することを議決したり、是實に千八百五十一年の事なりとす。然れども今日より二十年前を回顧すれば、當時の農會及牧畜會の事業は甚だ微々たるものにして、充分其効果を奏するに至らざりき。

當時村落に於ける農民の多くは粗放的牧業に従事し、彼の集約的小農を營むものに至りては、甚だ稀なりしなり。例へば同州の村落に於て、製造せし上等品と稱する牛酪を、首府メルボルンに輸送せんとするも、其製造の粗悪なりし爲め、途上に在りて早や既に變質せしが如き、又クインズランドに在りては、家畜の飼養法宜しからざりしを以て、畜類の性質強猛にして、現に自家に飼食せる牝牛よりすら、尙ほ搾乳する能はざりしが如き、以て當時農業の進歩せざりしを證するに足る。又各州各地に於ては、如何なる病畜と雖も、之を屠殺して食用に供し、或は其肉を養豚に餌與して、顧慮する所なく、其不衛生實に驚くに堪へ

たり、又或る地方にては、藜稈に火を放ちて之を焚盡し去り、毫も之が利用の道を講ぜず、又果樹園に於ては、其果物を徒に腐敗に委し、之を市場に出すべき設備充分ならざりしなり。

斯る有様なりしを以て、農牧業に關する、學術的の智識に至りては、殊に幼稚にして、千八百九十年頃に至る迄は、ニール・ジョーランドに於て、人民が政廳に向つて、農業上に關し、質問を提出する場合に當り、政廳の當局者と雖も、其學識淺薄なりしを以て、止むを得ず、之を政廳内の地質學者に協議するを常とし、若し又其質問にして、昆蟲に關する時は、地質學者は之に答ふる能はずして、例へば之を電信書記に諮り、書記にして亦之を解せざる時は、更に之を大學の登記係に問合せたるが如き、勸農の事概ね此類なりしと云ふ。農業及牧業等に關する智識の幼稚にして、且つ不進歩なる、夫れ斯くの如くなりしにも係はらず、元來濠洲の地たる動植物に論なく、一たひ之を移植せんか、其發達繁殖の度、殊に急速にして、從つて農牧業に與ふる、害物の發生も亦、急速多なるものあり、是等の驅除防壓に對し、農業上の新智識に待つもの、最も緊切を感ずる邦土なりとす。

今害物の繁殖上、急速且つ多大にして、農牧業の大患を爲すものに就き、其一二の例を列舉せんに、其始め濠洲移民は、若干頭の家兎を輸入して、之を飼養せしに、次第の繁殖するに隨ひ、數頭の畜舎を脱して、山野に入れるもの、數年ならずして、恐るべき急速の繁殖を爲し、今や幾千萬億濠洲聯邦の山野に繁殖し、農牧業の大患を爲し、爲めに年々被る所の損害、測り知るべからざるものあり、されば濠洲人は、百方之が驅除に資力と努力とを竭盡し、嘗て黽及黃黽の二種は、野兎を驅除するに功ありとなして、之を輸入放野せしに、此種も亦非常に繁殖して、今や却て農家の家禽を害する、一の害物となれり、又濠洲には、元來野獸なるもの寡少なりしを以て、狩獵娛樂の爲め、試みに狐を輸入せしに、是亦非常の繁殖を爲し、今や小羊及家禽の害を爲すこと甚しきを以て、目下狐一頭を捉へ來る者あれば、政廳より若干の賞金を與へて、之が捕獲

を奨励せる州あり。此他犬の輸入は、忽ち野犬を生じて、牧場に放牧せる綿羊の患を爲し、又牛も牧場より逸失せしもの、其子孫繁殖して、獐猛なる野牛となり、常に牧場附近に來りて、馴牛を深山に誘ひ去るの害を爲せり。又雲雀は、好音好歌の鳥なるを以て、亦之を輸入せしものありしに、其好音好歌は、頗る高額に値し、今や小麥の嫩葉を雲雀に害せらるること尠からず。又嘗て害蟲驅除の一助たるを思ひ、雀及噪林鳥を輸入せしに、是亦非常の繁殖を爲し、害蟲の殺物を害するに劣らざるの害を爲せり。素と深洲には、土産の野犬と、一種の鸚鵡(ニール、ジールランドに在り)とありて、殊に鸚鵡は綿羊の胴を喰破りて、其臟腑を喰ひ、野犬も亦牧羊の害を爲せども、前述の新輸入に係る諸動物に較ぶれば、其害比較的鮮少なりしなり。

此他植物に在りても、曾て牧草の種子を輸入せしに、其中に「キョウツ、イニア、ゲープ、ウキード、カナデアン、シッスル」(葡「ヨークシャイア、フック」等雜草の種子混入せし爲め、是等の雜草に非常に繁茂し、今や之が除去の方法を講ずるの必要を感ずるに至れり。又生離用として野蓄殺若くは「はりえにしだ」を輸入せしものありしに、是亦同じく、非常に繁殖して、農業の妨害を爲すこと、殊に著しく、亦如何ともする能はざるに至れり。本官は右生離用灌木種子を把りて、之を携へ歸らんとせしに、傍人急に之を止めて曰く、若し一たび之を移植するあらんか、深洲の如く後年に至り、其大害を蒙ること夥しければ、携へ歸らざるの勝れるに若かざるなりと、以上各輸入されしもの害は、實に太甚しきものなるが、此他各種の病蟲害傳播し來るあり。例へば葡萄に於ける「フクロキセラ」の如き、或果樹に於ける諸昆蟲の如き、或は牛に於ける結核症又は炭疽熱の如き、或は穀類に於ける、銷病の如きもの是なり。

右に列挙せる、諸害物を驅除する爲めには、勢學術の智識に依頼するの外、又他策なきを以つて、各州政廳に於ても、漸く勸農上の政策を講ずるの氣運に向へり。

果然、最近十幾年、即ち千八百九十年以降、各州政廳は始めて、眼夢一覺せしやの有様にて、大に勸農に努め

來り、其行動施設、頗る一變するに至れり。現に西オーストラリヤと、タスマニヤの二州に在りては、農收業の事務を擧げて、土地省に於て之を處理し、他の五州は、何れも各政廳内に、特に農務省を設置し、責任ある大臣をして、之が長官たらしめ、以て専ら農收業の事務に當れり。彼の土地制度を制定して、小農の發達を圖り、土地金融機關を與して、定住者の疲弊を扶け、土地の改良を促せる如き、各他章に詳なり。

ニール、サウス、ウールズ政廳が勸農の事務、現今の如く盛なるに至りしは、千八百九十年の頃にして、又ニール、ジールランドに於て、始めて農務省の設置を見たるは、實に千八百九十一年なりとす。而して同州に於ける農務省にては、現在百四十人の官吏を使用し、一箇年九萬磅の俸給を支出し居れり。クィンズランドにては、糖業顧問として高給を支給し、マックスウェル博士を招聘せり。此他各州何れも、銳意勸農上に必要なる智識を有する専門技師を置き、政廳に於ける事務を取扱はしむるの外、時々地方に巡回して、斯業に關する視察を爲し、兼て人民に講話を試み、以て斯業の智識を擴張普及せしむることに努め居れり。又各州にては、農學校及模範農園の設備ありて、勸業事務の發展は、全く十年以前の比にあらず。

ニール、サウス、ウールズにては、ホークスバリーに高等農學校を有し、又同地及ワグガウ、ロングバー、バサースト、クイラバ、ベラポリア並にモリーに農事試驗場を有せり。又ウヰクトリヤにては、ドッキー及ロングゲルノグの兩地に各高等農學校並に之に附屬せる試驗場を有し、別にフラムリンガに於て更に一の試驗場あり。又ルサグレンには、葡萄栽培學校あり。南オーストラリヤにても、ローズウオーシーに高等農學校及試驗場を設立し、ウヰスト、ブルック、ハイミテージ、ビグンデン及ギンデリーの各地に、模範農園を有せり。而してニール、ジールランドも亦リンコロンに高等農學校と試驗場とを有せり。

南オーストラリヤに於ては、アデレードに中央農務局ありて、地方に約一百の支局を有し、農民の質問に



應答し殊に有益なる印刷物を配付し、植物の新種を輸入し、又酪農用牛種の改良をなせり。アデレードには農業の普通智識を授けんが爲め、特に國立小學の設立せらるるあり、而して之に入學を許可せらるる生徒は十三歳以上にして、成規の試験に及第せしものなり。又タスマニヤに於ては、農業會議の設置ありて、農民に有益なる忠言を與ふ。西オーストラリヤに於ては、政廳の補助を受くる十七箇の農業講義所あり、農民に對し、農學上の講義を爲し、或は最近の印刷物を蒐集して、農民の閱覽に供せり。又各政廳が、有害動物の侵害を防がんが爲め、之が驅除の方法を講ずること、特に著しきものあり、即ち各州に於ては、農牧業に有害なりと認むる動物の輸入を嚴禁し、且つ専門技師を政廳内に置き、之が驅除の方法を研究せしめ、或は視察員を四方に派遣して、其侵害の状況を調査し、或は農牧業者に對し、自己の土地を侵害し來れる有害動物を驅除すべき事を強制し、狩獵、投藥若くは其他の方法に據り、官費を以て之が驅除に努むるが如き、殆ど至れりと謂ふべし。

### 野兎の驅除

抑も野兎の害を防止する必要を感じ、其方法を講ずるに至りしは、千八百八十年頃よりの事にして、爾來千八百八十八年に至るまでに於て、ニューサウスウヰールズ、ヴァクトリヤ、クキンズランド及南オーストラリヤの四州にして、之が爲め支出せし經費は百萬磅以上に達すべし。中に就きニューサウスウヰールズは、此内の四分の三を支出したるも、當時尙ほ野兎を除去するに至らず、是に於て同州政廳に於ては、各州よりの代表者を招きて、之が研究會を開き、以て野兎を驅除する方法を講ずるに至れり。同研究會に於ては、百方之を講究せし結果、其方法を案出すること、千四百件の多きに及びたりしが、其中バーストール博士の考案に係る、雞鵝虎烈刺の微菌を野兎間に傳播せしめ、以て之が盛衰を期する方法ありしと雖も、然も此方法は實際に於て、其效果少しとして、結局網柵を建設して、其來侵を防ぐの外、又他に良策あらざる事に歸着し

たり、千八百九十年に至り、同州に於ては、防兎法を制定し、官費を以て網柵を建設することせしめ、其費用費せざるにより、千八百九十七年に至り、更に新防兎法を制定し、野兎の侵害ある地方を、數區劃に分ち、各區毎に會議を置き、區内の家畜數に應じて、其所有主より租税を徵收し、之を以て網柵を設くるの費途に充て、又土地所有者及占有者は、各自費を擲て、自己の地内に於ける野兎を驅除すべく、更に土地大臣は、官費を以て、皇地内の野兎を驅除すべき事に規定したり、而して其網柵は、高さ四十二吋、網の目は下部十八吋幅に對しては直徑一時四分の一、其上部殘幅に對しては直徑一時八分の五を越ゆべからず、又之に使

用せる針金は、十七番線以上のものを用ふべき事に定められたり。クキンズランドに於ては、政廳の微菌學者が、調査研究せし結果、彼のバーストール博士の方法は、儘に結果宜しきものにして、之を千八百九十五年の議會に報告したれども、此方法は廣く實施さるるに至らざりき。然れども網柵を設くる方法は、目下盛行はれ、州境に於けるもの如きは、其建設費實に六萬磅を要せりと云ふ、其他收業者及皇地保有者に對しては、各自土地の周圍に、之を建設することを獎勵し、其建設を爲すものには、土地の貸附期限を、七箇年間延期することせり、而して更に千八百九十六年に至り、法律を改正し、ニューサウスウヰールズ政廳と同一なる規定を採用したり。

南オーストラリヤに於ては、千八百四十九年の野兎驅除法に據り、總て土地を保有する者は、其地内の野兎をして、悉く驅除し盡すべき義務あり、而して若し之を果さざる者ある時は、政廳は直に人を派遣して、驅除せしめ、これに要せし費用は、之を其土地の保有者に課せり、而して現行の法律は、千八百九十四年に制定せる、有害動物區域法にして、其要旨大意は、前二州に於けるものと、大同小異なり、兼て政廳は、各區域内の會議に、國庫金を貸附し、之を以て網柵建設の費途に充てしめ、均等償還の方法に據り、十箇年間に返済せしむる規定を設けたり、又會議が賦課すべき租税は、一平方哩に對し、四志なりとす。

ウクトリヤ政廳が漸く野兎の害を感じ之が驅除に注意を怠らざるに至りしは千八百八十年にして、其當時は土地の保有者をして、其地内に於ける野兎を驅除せしむるの規定を設けしに過ぎざりき。然るに千八百九十年に及び同政廳は、二十人の常備視察員と、九十六人の乗馬巡査とを設け、是等をして野兎の穴窟を搜索し、硫黄或は有害瓦斯を以て、之を薰殺せしめ、同時に土地保有者をして、自己の地内に於ける野兎の驅除に努めしめたり。又網柵の建設は、他州の如く盛に行はれ、其構造はニールサウスウールスに於けるものと同じ。千八百八十年より千八百九十七年に至るまで、野兎驅除の爲め、ウクトリヤ政廳が費せし經費は、三十萬磅にして、此他網柵を建設せしむる爲め、地方機關に貸附せし金額は、二十萬磅に上れり。西オーストラリヤ及ニールジラランド等にては、野兎の侵害を防ぐが爲め、前各州と大同小異の法律を制定し、之に費す政廳の經費は、蓋し少しとせず。殊に西オーストラリヤにては、嘗て七百哩に近き、長網柵を設くるの計畫あり、而して其建築費は、一哩に付凡そ百三十磅を要すといふ。

### 害草の除去

或は牧草の種子に混じて輸入されたる雜草、又生籬用の爲め輸入されし灌木等にして、其繁殖特に非常にして農牧場を侵害し、濠洲殖産の發達を妨害することは、前已に述べたり。而して之が害を除去せんが爲め、各州にては法律を制定して、其輸入及販賣を防ぎ、且つ土地の所有者、若くば占有者をして、其地内に於ける害草を除去しむるの策を執れり。今ニールジラランドに於て、千九百年に制定されたる、害草法の大要を述べ、以て其一斑を示さんとす。

ニールジラランド「害草法」の目的は、専ら害草種子の販賣及播種を禁止、脱稈器其他の器械掃除を強制し、害草の除去及各種生籬剪摘の方法を規定するに在り。而して本法の監督は、地方廳の掌る所にして、全州を若干區に分ち、太守が任命せし視察員を各區に派出して、其狀況を調査せしめ、視察員は乃ち本法の規定を述べ、以て其一斑を示さんとす。

總じて害草の種子は、堅く販賣を禁止、又之が播種を許さず、唯、はりえにしだのみは、家畜の飼料に供するの目的を以て、地方廳の許可を得、然る後僅に播種することを得るのみ、脱稈器其他之に類する器械は、使用後充分に掃除を爲し、全く附着物を脱去したるにあらずんば、之を他處に移動せしむることを得ず。又生籬を帯木若くば、はりえにしだを以て構えたるものに對しては、一年一回、必ず之を剪摘し、若し生籬にして、水流に沿へる場合には、其剪摘せし枝條は、悉く之を收拾せしめ、其他處に流失再生するを豫防せり。又野薔薇或は覆盆子を以て生籬とせるものに對しては、殊に剪摘の際、必ず其枝條を焼かしめ、以て再生の患なからしむるを要す。而して生籬以外若し是等の灌木發生すること著しき時は、生籬及水流の兩側に於て、毎年四分の一鎖宛の幅員に對し、之を除去せしめ、其他の雜草は、毎年相當の時期に於て、悉く之を除去せしむることと爲せり。而して本法の犯則者は、一志以上二十磅以下の罰金に處せらる。

尙ほ是等害草の外、害虫及病害等の驅除及豫防に關する法律は、各州に於て之を見るを得べしと雖も、爰に之を省略し、左に家畜検査及酪業等の狀況を述べし。

### 家畜検査酪業の奨励並に冷蔵庫の官設

家畜の病氣を削減せんが爲め、各州に於ては家畜検査を勵行せし結果、疥癬及肋膜炎肺癆の諸病毒は

既に之を滅盡せりと雖も、結核症及炭疽熱に至りては、未だ之を撲滅するに至らざるを以て、各政廳にては獸醫を派遣し、嚴重に家畜の検査を爲せり。ニール、ジールランドは、政廳に三十一人の獸醫を置き、専ら之が検査の事務に當らしめ、若し疑はしき家畜を發見する時は、之に試薬、チューキリンを施し、反應あれば直に之を撲殺し、其死骸は之を煮沸所に送りて肥料を製造するの料に供す。然れども一般に農夫等は、其病畜を隠匿するの恐あるを以て、其病畜を發見する時は、政廳は其當時の市價の半額を所有主に支拂ふことに規定せり。されば之が爲め政廳にて費せる金額は、千八百九十九年に於て五千磅以上に上れり。千九百年に至り、更に屠殺及検査法を制定し、人口二千人以上を有する町村には之に公共屠殺場を設くべきことを強制し、食用に供する獸類の屠殺は總て此處に於てし、農務省は吏員を派して其病氣の有無を検査するに至れり。

深洲中に於て、牧牛の最も盛なるは、クキンズランドにして、同州にては彼の烈しき旱魃の害ありし後を承けしも、尙ほ千九百年に於て、五百萬頭を有し、食用の爲に一箇年間に屠殺する數は、約四十萬頭の多きに及び、然もかかる多大の屠殺頭數中、其検査に不合格なりしものは、僅に六百餘頭にして、是等の多くは結核症に罹れるものなり。又ニール、ジールランドに於て検査に合格せざる病牛は、百頭中平均二頭八分にして、病羊の如きは僅に、一分一厘なるに過ぎず。

各州中高價を抛ちて良種の牛馬を輸入し、以て家畜の改良を計るもの亦少なからず。ニール、サウス、ウエールス政廳にては其輸入せる種牛を民間に貸貸し、又ホークスバリー農學校は、良種の豚を繁殖し、之を農家に拂下げ一は以て其改良を計り、一は以て同學校の利益を計れり。

又各州には農牧業に關する講話をなす爲め、巡回教師を設けたる事は、前已に述べたり。是等の巡回教師は、農家に對して酪業の利益あることを説き、之が製造に供する器械及製造法の改良並に組合組織の利

益を周知せしめし爲め、深洲に於ける酪業は、近年に至り殊に著しき進歩を爲せり。現に二十年前に在りては、未だ甚だ幼稚にして、ニール、サウス、ウエールスの如きも、始めて分離器を使用せしは、千八百八十一年の事なりしが、爾後三年を経て、同州キアマに於て、共同製酪所を創立したり。ニール、ジールランドにては、千八百八十八年に於ける、牛酪及乾酪の輸出高は、僅に千英斤に止まり、其後とても同輸出額は、甚だ少量にして別に注意を惹くに至らざりしなり。當時牛酪は、重に各自の農場に於て製造せられ、其品質は至つて劣等にして、一英斤三片乃至四片を價するに過ぎざりき。又ヴクトリヤに在りては、酪業は單に地方の需用に應ずるに過ぎざりしを以て、斯業の發達は當年殆ど望みなかりしを、千八百七十七年の頃より、政廳の奨励を受けし以來、漸く其發達を見るに至れり。當時の農務大臣、ドー氏の政策は、酪業の技藝を教ふるにあらずして、専ら生産品を検査するにありて、其他國に向つて輸出する場合は、最も品質に重きを置き、一英斤に付七片以上の價格を以て、取引されたる者に對し、奨励金を下附したり。而して其奨励金の標準は左の如し。

一英斤取引價格	奨励金
七片以上九片以下	一英斤に付 一片
九片以上十片以下	一片半
十片以上一志以下	二片
一志以上	三片

右の奨励金は、千八百九十五年に至るまで、繼續施行されしも、其頃及びては、已に酪業の發達著しく、最早此制度を存置するの必要なきを以て、終に之を廢止したり。

交通機關に冷蔵庫の設備を爲し、深洲倫敦間三箇月の航海に牛酪の變質を見ざるに至りしは、ヴクトリ

ヤの牛酪貿易をして大に發達せしめたる原因なりとす。而して千八百九十五年に於ける製造高は二千五百萬英斤にして、其價格は實に百萬磅を越えたり。加之同州産の牛酪は倫敦市場に於て品質佳良なりとの好評を博し、各州産の遠く及ばざる所なりしが、近年に至りニール、ジールランド及ニール、サウス、ウールスも亦敢てウクトリヤ産に劣らざる良質の牛酪を産出するに至れり。然も其數量に至りては、未だウクトリヤに及ばざるや遠し。現にウクトリヤは、彼の非常なる大旱魃ありし後を承けしにも係はらず、千九百年に於ては、百四十八萬磅の輸出を爲し、翌年には百二十三萬五千磅の輸出を爲せしに見ても、遙にニール、ジールランド及ニール、サウス、ウールスの輸出額を凌駕せるを知るに足る。

ウクトリヤ政廳にては又官立冷蔵庫を設け、人民の生産する牛酪は勿論牛、豚、羊、鶏、兎等の肉に至るまで荷も輸出品にして暖氣に依りて變質するの患あるものの爲めに、此冷蔵庫の使用を許せり。而してメルボルンに於ける冷蔵庫を経て、海外に輸出されしものの價格は、千八百八十九年より千九百一年に至る十二箇年間に於て、九百六十四萬八千磅に達せり。而して此内十分の九は牛酪なりしと云ふ。

ニール、ジールランドは、乾酪の輸出額に於て、濠洲に冠たり。而して其一箇年の輸出高は約二十五萬磅に及び若し之に牛酪の輸出額を合算する時は、殆どウクトリヤと相伯仲し、千九百一年には、百十二萬五千磅に達せり。總じてウクトリヤ、ニール、ジールランド及ニール、サウス、ウールス三州を除けば、自餘の他州に在りては、乾酪及牛酪を輸出するに至らず。左表は濠洲より英國へ輸出されたる牛酪の量を示すものなり。

年次	ウクトリヤ	ニール、ジールランド	其他諸州 <small>(主にニール、サウス、ウールス)</small>
一八九七年	一六九、〇七五 <small>本</small>	七六、五三三 <small>本</small>	二五、二七八 <small>本</small>
一八九八年	一二四、二三三	六九、九四九	四二、九八二

年次	ウクトリヤ	ニール、サウス、ウールス	計
一八九九年	二二一、七四四	一一一、六三九	五二、四二五
一九〇〇年	二六四、六〇三	一六五、八七一	八六、五五四
一九〇一年	一八六、四一	一六七、三三三	五九、六五〇
計	九五五、七八六	五九一、三二四	二六八、八八九

千八百九十九年聯邦六州に於て、製造されたる牛酪は、一億〇三百萬英斤にして、其五分の四以上はウクトリヤ及ニール、サウス、ウールスの産する所なり。而して乾酪の産額に至りては、未だ牛酪の如く盛ならずして千百萬英斤に達せず。主にウクトリヤ及ニール、サウス、ウールスの産なり。然るにニール、ジールランドは、同年千三百萬英斤以上の乾酪を産出し、又牛酪の産額は三千百萬英斤に達せり。クィンズランドにては、未だ酪業の發展を見ずと雖も、然も近年に至り俄に産額を増進するに至れり。是等畢竟組合組織の設立と政廳の奨励とに基因せずんばあらず。

製酪所の勃興は近年に至りて殊に著しく、過去十七年の間にニール、サウス、ウールスに於て、新に設立されしもの五百三十二に達し、又ニール、ジールランドに於て、千九百一年末の調に依るに、其數五百九十四の製酪所を有せり。是等は會社組織にあらざれば、則ち組合組織にして、各州政廳は、嚴重に其作業を監督せり。而して若し酪業者にして相協議し、共同製酪所を設立せんとする時は、政廳は熟練なる技師に命じ、之が爲め特に設計を爲さしめ、總て必要な助言を與へしむ。

農務省が酪業を奨励する方法に二あり。一は教示にして他の一は検査なりとす。教示とは即ち熟練なる人を任命して、巡回教師と爲し、常に各地に巡回せしめて講習會を開く。酪業に關する講話を爲す等の謂にして、ウクトリヤ政廳の巡回教師ボツ氏の如きは、嘗て一箇年間に一萬九千六百八十八哩を旅行し三

千八百九十四時間を講話に費せしことを報告せり、而して其講話は獨り之を製酪所又は集會のみに於てせず、或は學校に於て講義し、或は親しく個人の農場に就き、諄々として之を講説し、尙ほ餘暇あれば政廳内に設けある研究室に於て、斷えず學術上の研鑽を怠ららず、又ニール、サウス、ウエールズに於ては、オコーラガン氏、ニュー、ジールランドに於ては、ラッテック氏を主任とし、酪業に關する智識の普及に努め居れり。

右は教示の有様を、略述したるなるが、他の一たる検査の状況を述べんに、ニール、ジールランド及サクトリヤ政廳は、人民の反對甚しかりしにも係はらず、其輸出前に於て、總酪産物に検査を施し、之が等級を附するの規定を設くることを、州の議會に提案して決議を得、斯くて其検査の結果、品質不良なるものに對しては、不良品なる記號を極印せり、其目的たる不良品の輸出を防ぎ、以て自州産品の聲價を海外市場に保たしめんとするに在り、殊にニール、ジールランドに在りては、官廳に於て製酪所を登録し、常に之が臨檢を忘らず、其輸出品に對しては、彼のサクトリヤに於けるもの如く、冷蔵庫を設け、總て同處に於て之が検査を爲し、悉く極印を附したる後之を船舶に積込ましむ、而して其船舶の倫敦に到着するや、兼て同地に派出せる同政廳の官吏は、此に貨物の再検査を施し、然る後始めて市場に賣出さしむ、斯くの如く、嚴重の検査を爲すもの、獨り英國行の牛酪のみに止まらず、濠洲本土内に輸出するものと雖も、製造人の希望に依りては、近年又前同様の検査を行ふに至れり、數年前に在りては、牛酪及乾酪の製造者は、其之を輸出するに當り、冷蔵庫を経由するとせざるは、一に本人の隨意なりしか、千八百九十九年に至り、輸出品は必ず官設冷蔵庫に收容し、之が検査を爲し、且つ等級を附するにあらすんば、船積することを許さず、而して其費用は一切政廳に於て之を負担し、製造人若くは商人等には、何等の出費を要せず、特に英國行のものは、検査の後官に於て凍結せしめ、便船ある迄は無料にて冷蔵庫内に保管し、又濠洲本土内行に係るものは、一週間を限りて其無料保管を許せり、然るに千九百年に及び、酪産物輸出業は、既に大なる發達を爲し、冷蔵庫

に於て手数料を徴收するも、製造人に於ては、又何等の苦痛を感ぜざるに至りしを以て、同年よりは五十六英斤入の函一箇に付、二片半の手数料を課するとせり、而してニール、ジールランドが牛酪及乾酪を輸出する額の増大せるは、殊に著しきものあり、今千八百八十九年より千九百二年に至る、十四箇年間の輸出額統計を左に掲ぐ

年次	牛酪		乾酪	
	總輸出額	英國へ輸出額	總輸出額	英國へ輸出額
一八八九年	三七,九五五	二一,〇九九	二六,五五八	七,六三三
一八八〇年	三四,八一六	二六,五七九	四〇,四五一	三一,〇四三
一八八一年	三九,四三〇	二八,九九九	三九,七七〇	二九,五六五
一八八二年	五三,九三〇	四一,五〇九	四一,四九三	三〇,〇〇〇
一八八三年	五八,一四九	五二,三六三	四六,二〇一	四一,五六七
一八八四年	六〇,七七一	五八,八四五	五五,六五五	五四,五四〇
一八八五年	五七,九六四	五五,一九四	七六,七四三	七三,三六九
一八八六年	七一,三五三	六〇,〇九二	七一,三七二	五八,六九二
一八八七年	九九,〇〇二	七九,八四九	七七,六八三	六七,六八一
一八八八年	九六,八〇一	八〇,八一四	六八,七一一	四一,四一一
一八八九年	一三六,〇八六	一一一,五〇二	六九,四四〇	四〇,九〇一
一九〇〇年	一七二,五八三	一六五,八七一	一〇二,八四九	八一,九〇八
一九〇一年	二〇一,五九一	一七〇,九〇三	一〇四,二九四	七四,五一〇
一九〇二年	二五三,九九八	一七〇,二〇七	七四,七四六	五〇,三二五

千九百二年に輸出されたる牛酪の内、十七萬二百七「ハンドレッド、ウエイト」此價額七十八萬二千四百八十五  
 磅は英國に、二萬六千八百八十八「ハンドレッド、ウエイト」此價額十萬七千五百六磅は、ニューサウスウェールズに、四萬  
 三千八百九十八「ハンドレッド、ウエイト」此價額二十一萬四千三百七磅は、ウヰクトリアに、千七百六十三「ハンド  
 レッド、ウエイト」此價額九千七百十一磅は、タスマニヤに、七千五百六十六「ハンドレッド、ウエイト」此價額三萬五千八百  
 六十磅は、西オーストラリアに、二百九十九「ハンドレッド、ウエイト」此價額千四百七十五磅は、南オーストラリ  
 ヤに、三千九十八「ハンドレッド、ウエイト」此價額一萬七千五百四十磅は、クィンズランドに、五百五十九「ハンド  
 レッド、ウエイト」此價額二千八百五十六磅は、フヰジーに、五千三百十五「ハンドレッド、ウエイト」此價額二萬七千九百  
 六十三磅は、クヰブ、コロニー及ナタルに、七百九十七「ハンドレッド、ウエイト」此價額四千四百八十二磅は、サウ  
 スヰー諸島に、二百「ハンドレッド、ウエイト」此價額千三十二磅は、葡領東阿弗利加に、百十二「ハンドレッド、ウエイト」  
 此價額五百二十一磅は、ベンガル及錫蘭に輸出されたり。又乾酪は英國に輸出せし外、ニューサウスウェール  
 ス、ウヰクトリア、西オーストラリア及其他の諸州に輸出せしものなるも、今其繁雜を厭ひ、之が詳細を省略  
 せり。

ニューサウスウェールズ及南オーストラリアに於ても冷蔵庫を官設し、農民よりの生産物を收容し、之に等  
 級を付し、且つ極印を施し以て之を海外に輸出せり、而して南オーストラリアは別に政廳に於て依託販  
 賣の事業を營めるを以て後段更に之を詳記すべし。

ニール、ジールランド 亞麻の輸出検査

ニール、ジールランドに野生せる植物にして、通俗ニール、ジールランド、フラックスと唱へ、其線緯を精製して大麻若  
 くば亞麻と同一の目的に使用するものあり、同州人は之を亞麻と稱すれども、植物學上全く其種類を異  
 にし、學名を「フォルミウム、テナクス」(Formium tenax, Fort.)と稱し、其狀菖蒲の如し、然も其株大にして葉の

長さ十四五呎に達するものあり、種類多くして各種の地味に適せり、而して葉は大抵一株に五十片の多  
 さに及ぶ、ニール、ジールランド人は、其嫩葉を殘して其他を刈取り、以て線緯を製せり、而して其嫩葉を保存す  
 るは、植物の枯死を防ぐが爲めなり、同植物は、種子及根株によりて繁殖すと雖も、幼草は其生長甚だ遅緩  
 にして、人工的に之を耕作するも、收支償はざるを以て、製造人は單に野生のものを探取するに過ぎず、但  
 し製造人は之を刈取るに際し、官廳より特許の鑑札を受け、精製後に至り、麻一噸に付三十志の税金を納  
 む、其製造法は先づ、長さ二呎の「ローラー」にて其葉を碎き、更に直徑十八吋の打碎器にて再び之を精碎す。  
 「ローラー」の回轉數は一分間四百回にして、打碎器の回轉は同じく千七百回なりとす、而して精碎後は其  
 線緯を把りて洗滌し、悉く線緯部を去り、之を平野に曝して乾燥せしむ、此際製造人は最も線緯の紛亂等  
 を防ぎ、勉めて線緯の井然たることに注意せり、斯くの如くにして乾燥せるものを取り、更に精線器に  
 移し、爰に始めて製造を終るなり、精線器とは直徑五呎、長さ六呎にして木製に係はれる打碎器なり、其既  
 に精線を終るや、之を適度に束ねて英國市場に輸出し、一噸に付二十磅乃至二十七磅の價格を以て販賣  
 せり、而して其生産費は一噸に付十二磅に過ぎずといふ、而して此法は白哲人間の製造法なれども、別に  
 「マオリ」人の製造法あり、此法に依れば製造甚だ困難にして、生産量少しと雖も、精製の上は、品質遙に前者  
 に優越し、一噸に付七十磅より百磅の價格を保てり。

ニール、ジールランド政廳にては、千九百一年五月よりニール、ジールランド亞麻の輸出品に對し、特に検査官を設  
 け、海港に於て検査の上、一等等級を附して之に極印を施すの制を定め、以て其輸出貨易を補助するに至  
 れり、而して同月より翌年三月末日に至る間に於て、其検査を經由せしもの一萬七千七百五十五個にし  
 て、一個に付三片の手数料を徴收せり、而して同年中、乃ち千九百一年の總輸出は、一萬百七十一噸なりし  
 も、翌年には二萬八百五十二噸に増加し、此價額は實に五十三萬四千三十一磅に上れりと云ふ。

南オーストラリアの新官業

農民が其各自の生産物を市場に販賣するに當りてや、通常仲買人の手を経るを例とせり。然るに其仲買人たる甲より乙に移り、乙より丙に轉じ、往々にして一人に止まらず、數多の手を経ることあるを以て、生産者の受くべき利益の大部分は多くは是等仲買人に占取せらるるの弊あり。南オーストラリア政廳にては、深く此弊を察し、之を矯正せんと欲し、千八百九十五年農産物委託販賣の業を官營とし、ホルト、アデレードに官の倉庫を設け、殊に腐敗し易き産物例へば生肉類の如きものの爲めには、冷蔵庫を設け、直接に農牧者よりの生産物を之に收容し、検査の上直に船積みして、倫敦の出張所に送り、又家畜類は、生ある儘之を受取り、之が輸出者に代りて屠殺し、其肉を冷蔵庫に藏めて凍凝せしめ、然る後之を船積みして、同じく倫敦に輸出するが如き類なりとす。政廳の事業已に斯の如く、委託販賣に在るを以て、官にては農牧者等よりの生産物に對し、之が爲めに廣告其他の方法を執りて、廣く華客を求むることに勉めしと雖も、官は總て生産物の小賣を爲さず、唯最も信憑すべき卸商人に拂下を爲すのみ、又倫敦に於ける出張所には、彼の冷蔵庫の設備あるは勿論、更に専門技師を駐在せしめ、濠洲より長途の航海中、氣候の變遷等に依り、其生産物に變質或は異常の生ぜしもの無きや否やを検査し、之が手當等を爲さしむ。

總じて此官業設立の爲め、州内に於ける各小農家が、其生産物を市場に販賣せんとするには、唯最寄の停車場に運搬し、必要なる簡條を記載せる送り狀と共に、之をホルト、アデレードに於ける倉庫に向けて發送するに過ぎず。斯くの如くにして、政廳が委託販賣を爲せる産物は、葡萄酒を第一とし、牛酪、羊肉、兎肉及果實等も亦、同倉庫の手を経たり。元來南オーストラリアの生産物は、葡萄酒、羊毛及小麥の三種なれども、葡萄酒を除くの外他の二種は、未だ彼の官營たる委託販賣に附せられず。是蓋し羊毛及小麥に對しては、其販賣機關民間に於て比較的完備せると、又從來是等の販賣を營める商人等が、極力之に反對せるとに

依らずんば、尙ほ葡萄酒、牛酪其他の生産物も、彼の委託販賣に附するに就きては、之が輸出商人は非常に反對せしも、輿論は遂に此制度の設立を是認し、政廳に於ても亦、民間の反對に屈せず。右官業の發達を計りしかば、千八百九十五年より千九百一年に至る間に於て、政廳の手を経たる輸出品の價額は、左の如く進歩するに至れり。

年 度	價 額
一八九五—一八九六年	五〇、四〇八
一八九六—一八九七年	三三、九七六
一八九七—一八九八年	二九、三三六
一八九八—一八九九年	七四、〇六三
一八九九—一九〇〇年	一一六、一三二
一九〇〇—一九〇一年	一四一、二五九

而して政廳が此官業に依り、收入する所は、未だ其支出を補ふに足らざれども、年を遂ふて漸次收入を増加すべきは、今より想像するに難からず。今三箇年度間に於ける、收入及支出を左に掲げて、以て其参考に資せんとす。

年 度	收 入	支 出
一八九八—一九九年	五八一三	一〇、三〇一
一八九九—一九〇〇年	一〇、九〇四	一三、七〇三
一九〇〇—一九〇一年	一四、三三〇	一六、〇五八

ニール、サウス、ウェールズに於ても、シドニーに冷蔵庫を官設し、農民よりの生産物を收容し、検査を爲し等級

を附し、且つ之に極印を施し、或は畜産物を凍結せしめて、海外に輸出すること、南オーストラリアに異ならずと雖も、唯ニュー・サウス・ウェールズは、政廳自ら委託販賣を爲すことなし。

### 鑛井及貯水

濠洲大陸内部の降雨少くして一般に乾燥せるは氣候を記述せる章下に就て知るを得べし、而して斯かる地方に於ては、田園の灌漑、家畜の飲料水等の爲め貯水の必要あるを以て、各州政廳にては、地質學上の調査に基き、實に少なからざる官費を以て、各處に鑛井を試みたり。

ニュー・サウス・ウェールズに於ては、已に往時より地下水の存在に就て、久しく問題となりしも、千八百七十九年カララ牧場に於て、百四十呎を掘下し、地上に噴出すること二十六呎に達する噴水井を得たる事實は、即ち彼の地下水の存在に對する疑惑を除去したり、是に於てか政廳は土工を起し、千八百八十四年以降特に熟練なる官吏をして之を監督せしめ、學術的に且つ秩序的に鑛井を鑿ち、民間に於ても亦此事業に着手せり。

千九百一年に至る迄に、ニュー・サウス・ウェールズ州政廳は百〇三箇所に於て鑛井せんことを企て、其中八十八箇所は竣工し、十五箇所は未だ工事中なりき、而して其竣工せしものの中、五十八箇所よりは噴水し、十九箇所は唧筒を要し、十一箇所は終に出水せざりき、今掘鑿されし井の深さを合算する時は、十四萬三千三百九十一呎にして、此中竣工せしものは十七萬五千七百七呎なりとす。以上竣工せし諸井は、毎日三千三百萬瓦の水量を出し、其中最も深きはドルゲリーに於けるものにして、四千八十六呎に達し、一日殆ど七十四萬五千二百瓦の水量を出せり、此他最も多量に出水するものはケンメリア井にして、其深さ千五百三十九呎に達し、一日約二百五萬瓦を出水せり、尙ほ此地に於て必要なる井は、バークを距ること八哩なるベラに於けるものにして、其深さ千五百五十四呎に及び、一日の出水量は約三十五萬瓦なりとす、而して政

廳は此井に依て灌漑を成し、試作の爲め五十七英町の土地を供用し、溫帶及熱帶産の果樹を栽植して、好結果を得たり、更にマテュードグ、バリーリンガン、エンゴニア及ベラリリ等に於ける井も亦同様の好成績を挙げ、ルーサーン、玉蜀黍、小麥、煙草、粟、プランタイス、フレンド、甘蔗、デイト、パイム、バインア、ブル、バナナ及

其他熱帶亞熱帶産の果樹は、頗る能く成育せり。鑛井の堀鑿にして、其民業に係るものは、ニュー・サウス・ウェールズに於て百二十八箇所あり、其中六箇所は出水せず、二箇所は中廢し、一箇所は工事中なりとす、而して其成效せしものの中に在りて、最も重要なるはリジントン、ホールデングに於けるもの、二、カッタバラに於けるもの、トールバイに於けるもの、グリーンダブレイに於けるもの、一なり、而してリジントン、ホールデングに於けるものの一は、一日四百萬瓦を出水し、他は同じく三百萬瓦を出水せり、又カッタバラに於けるものは、一日四百萬瓦、トールバイに於けるものは、同じく三百五十萬瓦、グリーンダブレイに於けるものは、同じく三百萬瓦を出水せり、而して是等民有鑛井の總水を合算するときは、一日四千五百萬瓦に達し、又ニュー・サウス・ウェールズに於ける鑛井の全水量を合算するときは、一日七千八百萬瓦にして、之に加ふるに唧筒を以て揚水せらるる水量も亦尠からず、又政廳に於て竣工せる鑛井、八十八箇所の中に就きて、最も淺きものは百六十五呎、最も深きものは四千八十六呎にして、其平均千六百二十八呎四吋とす、而して水温は華氏八十度乃至百三十九度なりと云ふ、總じて鑛井工事に對する經費は實に二十五萬二千七百五十九磅を要し、一井の平均は二千八百七十二磅、五志三片に當り、即ち一呎に付一磅十五志三片を費せるなり。

クキンズランドに於ては、千九百一年十二月三十一日迄に、既に竣工せる鑛井數、九百七箇所ありて、其中六十五箇所は政廳之を經營し、他の三十三箇所は地方廳之を堀鑿し、八百十二箇所は、乃ち民業に係れり、政廳の經營に係るものの中、二十四箇所は鑛井にして、十四箇所は亞鑛井噴水を成さず、唧筒を以て揚水



する者を云ふとす。而して他の二十七箇所は失敗に歸せり。其成效せし井より出水する一日の量は、千二十六萬五千六百瓦なり。又地方廳に於て經營せし鑽井は十箇所にして、亞鑽井は十八箇所あり。而して廢業されしもの二箇所とす。而して其成效せしもの一日の水量は合して六百萬七千七百瓦なり。此他民業に係るものの中、鑽井四百九十九箇所、亞鑽井七十四箇所にして、又失敗に歸せしものは百七箇所あり。是等民有井より出水する量は、一日三億四千四百七十萬千八百瓦を下らず。千九百一十一年十二月三十一日迄に政廳が費せし經費は、貯水工事に對して三十四萬五千九百四十三磅、鑽井に對して十三萬八千六百六十磅なり。而して國有鑽井の最も深きものは、ウグントンに在りて、四千十呎に達せり。此他水量の最も多きものは、チャーレンツェルに在りて、一日三百萬瓦を出し、民有鑽井の最も深きものは、五千四十五呎に達し、最も多量に出水するものは、一日六百瓦に及、尙ほ千九百一十一年六月三十日迄に、堀鑿されたる井の深さは、總計百六萬六千六百五呎にして、一井の平均は千七百七十六呎に當れり。而して水温は最低華氏六十度、最高百九十六度なりと云ふ。要するに井水は之を灌溉に供し、其餘澤を受くる面積六千五百二十六英町に及べり。中四千四百九十英町は甘蔗園にして、此他井水を灌溉に供し、其面積を報告せざるもの尙ほ多々ありとす。南オーストラリヤにては、政廳内に貯水省の設けあり、千八百九十七年末迄に於て、八十七箇所に堀鑿を試み、其中三十三箇所成效せり。元來同所は貯水の目的を以て、州内を四大部に別ち、西海岸部は十二箇所に鑿井し、其中三箇所成效し、極北部及西北部に於ては、三十三箇所中、十三箇所成效し、中央部は三十九箇所中、成效せしもの十五箇所あり。而して東西部に於ては、四箇所中、二箇所成效し、西海岸部に於ける或る井は、七百七十七呎ありて、一日の水量六萬八千瓦を得たり。又極北部中、コッペラマンナに於けるものは、同州中最深のものにして、其深さ三千呎に達し、一日の出水量は八千萬瓦とす。又ストラング、ウイ、及カワロドに於けるものは、各百二十萬瓦の水量を出し、州内第一と稱せらる。又極北部に於ける鑽井の水量は、一

日合計三百九十二萬八千二百瓦にして、中央部に於ける諸井には、著名のものなく、其中最も多量に出水するものと雖も、十萬八千瓦を出でず。而して此部に於ける最深井は、九百三十呎にして、其全出水量は三十五萬四千四百瓦とす。又東西部に於て成效せし二井は、毎日三萬四千瓦の水量を出せり。以上を各部に於ける出水量と合するときは、一日四百四十四萬九千六百瓦となるへし。今千八百九十七年末迄に、南オーストラリヤ政廳が鑿井の爲め、支出せる經費の總額は、十六萬七千八百九十一磅にして、其中機械費一萬九千二百二磅、工費十四萬八千六百八十九磅を費せり。

西オーストラリヤ政廳は、東部諸州の例に倣ひ、各地に二十二箇所の鑿井を爲し、民間に於ても亦十箇所を鑿井せり。而して政廳の經營に係るものの中、其成效したるものは十二箇所、出水量五百十二萬九千五百四瓦、而して九箇所は失敗に歸し、一箇所は尙ほ工事中なりとす。又民業に係るものは、工事中のもの一箇所を除き、他は悉く成功し、其出水量合せて、百五十四萬三千瓦とす。而して此中最深井は、南パースに在りて、千八百六十呎、出水量最多なるものは、ギルドフォルドに在りて、一日百十二萬瓦に達せり。千九百一十一年十二月三十一日迄に、政廳が支出せる經費は、三萬九千二百八十三磅にして、民業に屬する經費は、八千五百磅なり。

ウグトリアに於ける鑽井事業は、孰れも皆失敗に歸せり。而して千九百一十一年十二月三十一日迄に、堀鑿されしもの四十六箇所にして、其内十六箇所は岩磐に達せりと雖も、一も鑽井の效を奏せざりき。而して是等に對する經費は、合せて六萬八千八百六十四磅にして、貯水費は、メルボルン給水に對する國費を除き、八百五十七萬六百三磅を費せり。

第九章 濠洲の牧畜及酪業

濠洲に於ける牧畜業の起原は、キプテン、マッカーサーが濠洲の地は牧畜に適し、此地に産せる羊毛は、世界の斯く家畜の飼養に適する土地、氣候及固有の自然草を有するにも係はらず、牧畜を營んとする者、絶えてこれ無かりしなり。然るに移住民は、漸次マッカーサーの例に倣ひ、此天然の富源を利用し、探検者が漸次内地に進出し、廣漠たる平原を發見するに隨ひ、牧業者は益々其領地を擴張し、牛羊は愈々其數を増加し、終に濠洲東部に普殖するに至れり。現今に於ける牧業の擴張は、漸次大陸の中部乃至西部の素地を變じて、濠洲富源の最大部分たる、牧畜の用に供せらるるに至れり。

濠洲に於ける、牧業の起原は、甚だ渺たり、キプテン、マッカーサーが率ゐ來れる、移住民の間には、唯種牛二頭、牝牛四頭、種馬一頭、牝馬三頭、仔馬三頭、羊二十九頭、豚十二頭、及若干の山羊を有せしに止りき。縱令濠洲現在の畜類は、悉く此等より蕃殖せしに非ずとするも、而も之を以て濠洲牧畜の起原が如何に小規模なりしかを知るに足れり。而して其移住創始の時代に於ける、家畜の輸入に就ては、一も記録の徴すべき者なしと雖も、太守フリップの到着以來、千八百年に至る間は、多少の輸入ありしが如し、されど其家畜たるや、主に印度より羊を輸入せしなり。而して千八百年に於ける濠洲家畜の數は、羊六千二百二十四頭、牛千四十二頭、馬二百三頭、豚四千十四頭なりしも、近く千九百一年の末には、羊九千二百三十五頭、牛千十四頭、馬九百八十二頭、豚七千四百三十三頭、馬百九十頭、五萬五千七百七十二頭、豚百十七萬三千八百八十一頭以上に達せり。豈に又盛なる進歩ならずや。

左に掲ぐる表は、千八百五十一年に至る迄、種々の時期に於ける、濠洲家畜の數を示すものなり。

年次	羊	牛	馬	豚
一七九二年	一〇五	二二	一一	四三
一八〇〇年	六、二二四	一、〇四四	二〇三	四、〇一七
一八一〇年	三三、八一八	一一、二七六	一一、一四	八、九九二
一八二二年	二九〇、一五八	二〇、九三九	四、五六四	三三、九〇六
一八四二年	六三、二〇四	二〇、四八三	七〇、六一五	六六、〇八六
一八五一年	一七、三六〇	一、九二二	一、六六四	一一、〇三五

而して千八百六十一年以降、家畜の増加は左表に依りて、之を見るべし。

年次	羊	牛	馬	豚
一八六一一年	二二、七四一	四、〇三九	四、五九九	三六、二四一
一八七一一年	四九、七七三	四、七三三	七、八二五	七三、七四七
一八八一一年	七八、〇六三	八、七〇九	一一、二四九	九〇、三二七
一八九一年	一二四、五四七	一一、八六一	一、七八五	一一、五四五
一九〇一年	九二、三五八	九、八二七	一、九〇五	一一、七三二

更に右表と同年に對する、濠洲の人口一人に割當たる、家畜の平均頭數を示せば左の如し。

年次	羊	牛	馬	豚
一八六一一年	一八、八	三、二	〇、四	〇、三
一八七一年	二五、三	二、四	〇、四	〇、四

一八八一年	二七七	三一	〇四	〇三
一八九一年	三一八	三〇	〇五	〇三
一九〇一年	二〇二	二二	〇四	〇三

五四八

是に由りて之を觀れば、濠洲に於ける羊の頭數は、人口一人に付千八百六十一年には十八頭八分なりしも、千八百九十一年に至りては、三十一頭八分に増加せり。然れども千八百九十年には、連年旱魃打續けると、家畜輸出貿易に對する需要とに因り、其平均數は一人に付二十頭二分に減少せり。而して以上四十一年の間、牛の平均數は、人口一人に付三頭二分より二頭一分に減少し、馬及豚の平均割合は、殆ど増減なかりしなり。

綿羊

濠洲に於て、新に發見せられたる土地の牧畜業に適せし事實は、ニューサウスウェールズが、殖民地として未だ幼稚なりし時代に於て、已に之に商業を導くの原因たりしは、疑を容れざる所なり。然れども其裏面を觀察すれば、今を距ること百年以前、交通の最も不便なりし時代に於て、移住者が其事業を營む爲め如何に困難を感じたるかを推知するに難からず、蒸汽航海の未だ開始せられざりし以前に於て、英國若くは喜望峯より、高價なる羊の見本を輸入する毎に、一大危険を冒して航海せり。爲めに此等高價なる家畜の多數が、航海中に斃死せること屢々なりき。然れども其計劃は大體に於て成效を誤らざりしを以て、移住者の所有する家畜數は、次第に増加するに至れるなり。

千七百九十五年の頃、ニューサウスウェールズに於て、羊種改良率先者の一人たる、キャプテンマッカーサーは、千頭羊を有せしが、此等は當時大に稱揚せられ、且つ其價格の如きも、次第に増加して、十年の後に至りて

は、肥羊一頭の市價五磅に上れり。然れどもマッカーサーは、其羊群の自然的増殖を以て満足せず、進んで羊毛の品質を改良し、之に因りて大なる富と、英國に對して必要なる商業上の關係とを興さんとせり。マッカーサーは、此目的に對し、高價を拂ひ且つ大困難を冒して、喜望峯より牝牡羊の良種若干を得たり。當時彼は幸にも、西班牙國王が和蘭政府に贈與せし、甚だ美なる西班牙種の羊、牝牡三頭、牝五頭を得更に喜望峯に於て購入せし、二十九頭の中、此等八頭の無事シドニーに着せしは、實に千七百九十七年なりしなり。而して當時マッカーサーを除けば、他は縱令羊の良種を得るも、其蕃殖せし家畜を販賣して、之より受くる利得の反て優れるに満足し、羊毛改良の事業を企つるもの更に無かりき。此後マッカーサーは、輸入せし羊種と従前の羊種とを混血し、常に其結果に注意して、美毛を産せる者を選擇し、以て漸次羊種の改良を圖りしに、數年の後に至り、其結果品質頗る美にして、英國製造家の賞賛を受くるに足る者を産出するに至れり。元來濠洲に創めて、メリノ種を輸入せし者は、マッカーサーに非ずと雖も、美なる羊毛の生産が、ニューサウスウェールズに於ける有利の産業たるべき事を始めて世界に證明せしは、實にマッカーサー其人なりき。

十九世紀以前に於て、世界に最良なる羊毛を産出せし國は、主として西班牙に限られ、羊毛製造業は英國に於て營まれしも、其産額は未だ微々たりしなり。當時英國に於ける羊毛製造家は、原料の供給不十分なりしを以て、羊毛貿易を振興するの途なしとし、且つ良質の羊毛は、唯西班牙に於てのみ之を得らるべきを主張せり。此時に際し、マッカーサーは自ら産出せる羊毛の見本を携へて英國に赴き、濠洲が羊毛生産地として適合せることを證明したり。是に於て彼は英國製造家と共に羊毛の小貿易を開始し、爾後濠洲産品が、廣く世上に賞賛せらるるや、貿易は益々擴張せられ、遂に現今の如き大結果を奏するに至れり。マッカーサーが英國に留れる間は、彼は有名なる西班牙種に屬する羊、牝牡十頭を購入せしが、此等の品質は、彼が會て喜望峯より得たりし者と殆ど伯仲せり。當時西班牙種が、歐洲に於ける最良種たりしことは、彼の

五四九

西班牙王より、ジョージ三世に贈與せし者の、一部たりし事實を見ても之を知るべし。マッカーサーは此等を携へて歸國し、ニューサウスウェールズに於て、再び羊種の撰擇改良に従事すること數年、千八百五十八年に至り、彼の有する良好なる牝羊は、優に千頭に及び、次でヰクトリアは、マッカーサーより、多數の良羊を購入し、同時に他州に於ても亦、羊種蕃殖を努むるに至れり。

當時良羊の數、濠洲に於て漸次増殖せしにも係はらず、良畜の輸入は、従前に異ならず、千八百二十三年及千八百二十五年に於て、更に西班牙種の輸入を見たり、當時羊の蕃殖は、ニューサウスウェールズのマッヂー區に於て創められたり、此地方の氣候は、同州に於ける他の地方に比すれば、羊毛の品質に對し、頗る好適地にして、最良、メリノ種を産出せるは、實に此處なりき、元來西班牙種の羊毛は、氣候の影響を受け、或點に於て變化をなせりと雖も、濠洲種は毛質柔軟にして、彈力強く且つ甚だ細長にして、唯重量に於て、僅に變化せるのみなりき、斯の如く羊毛の品質は、氣候の良影響を受けて改良せられ、縱令是以上には、其品質を高くすること難事とするも、濠洲の羊毛は、尠くとも現在の標準を永續することは、又疑を容れざる所なり。

左に掲ぐるは、千八百六十一年以降、十年を隔てたる、濠洲各州の羊數を示すものなり。

州名	羊數				
	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇〇年
ニューサウスウェールズ	五六一五、〇五四	一六、二七八、六九七	三六、五九一、九四六	六一、八三一、四一六	四一、八五七、〇九九
ヰクトリア	六、三三九、二五八	一〇、〇〇二、三八一	一〇、二六七、二六五	一一、九二八、一四八	一〇、八四一、七九〇
クィンズランド	四、〇九三、三八一	七、四〇三、三三四	八、二九二、八八三	二〇、二八九、六三三	一〇、〇三〇、九七一
南オーストラリア	三、〇三八、三五六	四四二、〇五五	六、八一〇、八五六	七、七四五、五四一	五、〇六〇、五四〇
西オーストラリア	二七九、五七六	六七〇、九九九	一、二六七、九一二	一、九六二、二二二	二、五四二、八四四

州名	羊數				
	一八六一年	一八七一年	一八八一年	一八九一年	一九〇〇年
タスマニア	一、七二四、四九八	一、三〇五、四八九	一、八四七、四七九	一、六六二、八〇一	一、七九二、四八一
聯邦	二〇、九八〇、一三三	四〇、〇七二、九九五	六五、〇七八、三三一	一〇六、四一九、七五一	七二、二二五、七二五
ニュージールランド	二、七六一、五八三	九、七〇〇、六二九	一一、九八五、〇八五	一八、二二八、一八六	二〇、二三三、〇九九
全濠洲	二二、七四一、七〇六	四九、七七三、五八四	七八〇、六三三、四二六	一二四、五四七、九三七	九二、三五八、八二四

右表に依れば、各州に於て放牧されたる羊の數は、タスマニアを除く外、何れも夥しく増加せり。而して其タスマニアに於て増加せざりし原因は、該州に在りては、専ら種羊の蕃殖にのみ、重きを置きたるを以てなり。而して同州に於ける種羊は、頗る世上の好評を博し、毎年他州の羊種改良者の爲めに、同州より之を供給せし數は、甚だ少しとなさざるなり。

南オーストラリアに於ては、牧羊に供する土地は、既に制限せられ、又擴張するに餘地なし。ヰクトリアに於ては、農業及之に關聯せる諸業が、長足の進歩をなせる爲め、牧羊業に對する注意を減ぜり、次に掲ぐる表を見れば、千九百一年、濠洲に於ける羊の總數に對し、各洲所有の割合を知るを得べし、即ちニューサウスウェールズは、全數の四割五分三二を占めて、他州を凌駕し、ニュージールランドは、二割一分九一、ヰクトリアは一割一分七四、クィンズランドは一割〇分八六に當れり。而して他の三州は、相合するも、僅に一割強を占むるに過ぎず。

州名	羊數の割合
ニューサウスウェールズ	四五・三二
ヰクトリア	一一・七四
クィンズランド	一〇・八六